

# 企業の多様な資金調達手法に関する実態調査

## 調査報告書

2018年3月



## 目次

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 背景・目的                            | 1         |
| (2) アンケート調査の実施要領                     | 1         |
| (3) アンケート調査の結果                       | 1         |
| <b>(A) ABLの融資実績</b>                  | <b>2</b>  |
| Q1. ABLの実績                           | 2         |
| Q2. 市場規模と内訳                          | 4         |
| Q3. 融資残高                             | 7         |
| Q4. 融資先業種別のABL融資件数                   | 9         |
| Q5. ABLの融資先規模別の融資件数                  | 10        |
| Q6. 担保種類別融資件数と実行額                    | 11        |
| Q7. ABLの担保特定方式別の融資件数と実行額             | 14        |
| Q8. 融資期間別の融資件数と実行額                   | 15        |
| Q9. 融資先の信用状況の傾向                      | 16        |
| Q10. 融資先の借入状況の傾向                     | 17        |
| Q11. 取引先企業のイメージ                      | 18        |
| <b>(B) ABLの実施方針・体制</b>               | <b>20</b> |
| Q12. 重視している経営管理・業績評価項目               | 20        |
| Q13. ABLの実施方針                        | 23        |
| Q14. 今後のABLの実施方針                     | 24        |
| Q15. 今後、ABLの取組を維持、強化の方針をとる理由         | 26        |
| Q16. ABL取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由   | 27        |
| Q17. ABLの実施体制（評価、管理・モニタリング、換価・処分）    | 29        |
| <b>(C) 推進に向けた取組</b>                  | <b>30</b> |
| Q18. ABL案件発掘時の課題                     | 30        |
| Q19. 担保価値評価時の課題                      | 31        |
| Q20. 担保設定時の課題                        | 32        |
| Q21. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題           | 33        |
| Q22. 民法改正後の譲渡制限特約付き債権を担保としたABLの取組み方針 | 34        |
| Q23. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由          | 35        |
| Q24. ABLの管理・モニタリングに関する課題             | 36        |
| Q25. 担保物件の換価処分に関する課題                 | 37        |
| Q26. ABL実施により得られたメリット                | 38        |
| Q27. 電子記録債権を担保とする融資の課題               | 39        |
| Q28. 電子記録債権普及のための課題                  | 40        |
| <b>(D) ローカルベンチマークについて</b>            | <b>41</b> |
| Q29. ローカルベンチマークの認知度                  | 42        |
| Q30. ローカルベンチマークの活用状況                 | 44        |
| Q31. ローカルベンチマークの活用目的                 | 46        |
| Q32. ローカルベンチマークの活用方法                 | 47        |
| Q33. ローカルベンチマークを活用しない理由              | 48        |
| Q34. ローカルベンチマーク活用後の効果                | 49        |

|   |           |
|---|-----------|
| <b>(E) FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用</b> .....  | <b>51</b> |
| Q35. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用に向けた取組み ..... | 51        |
| Q36. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用で期待する効果 ..... | 52        |
| Q37. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用状況.....       | 53        |
| Q38. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用時の課題 .....    | 54        |
| Q39. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用を検討しない理由..... | 56        |
| <b>(F) クラウドファンディングの取組み</b> .....            | <b>58</b> |
| Q40. クラウドファンディングの取組み状況 .....                | 58        |
| Q41. クラウドファンディングの実施体制 .....                 | 59        |
| Q42. クラウドファンディングへの取組みで期待する効果.....           | 61        |
| Q43. クラウドファンディングに取組む上での課題.....              | 62        |
| Q44. クラウドファンディングを検討していない理由 .....            | 63        |
| <b>(G) インターネットバンキングの普及・推進状況</b> .....       | <b>64</b> |
| Q45. インターネットバンキングの利用状況 .....                | 64        |
| Q46. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策.....        | 65        |
| Q47. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題.....        | 66        |
| <b>(4) 多様な資金調達手法の提供に取り組む金融機関の事例</b> .....   | <b>67</b> |
| a. 住信 SBI ネット銀行 .....                       | 67        |
| b. 北國銀行 .....                               | 68        |
| c. 城北信用金庫.....                              | 70        |
| d. 静岡銀行 .....                               | 72        |
| e. 横浜銀行 .....                               | 73        |
| <b>(5) 参考資料</b> .....                       | <b>75</b> |



## (1) 背景・目的

我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれる。従って、今後も、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高い。

こうした状況において、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、間接金融の機能強化が図られる中で、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進が図られ、金融機関における取組みが普及してきた。

また、近年ではFinTech（フィンテック）を活用した新たな融資手法の実用化が進み、我が国の金融をとりまく環境は急速に変化しつつある。こうした取組みの普及状況を明らかにし、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策を検討することも重要となっている。

本調査では、「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」として、ABLならびにFinTechを活用した新たな資金調達手法等の利用実態を把握しつつ、その効果や課題を明らかにすることを目的として、金融機関等へのアンケート調査を実施した。また、実際に金融サービスを提供する金融機関等に対し、アンケートだけでは明確にならない実態について直接ヒアリングを実施し、他の金融機関等の参考となる有効事例についてとりまとめを行った。

## (2) アンケート調査の実施要領

- ・調査名称：企業の多様な資金調達手法に関する実態調査
- ・調査対象：金融機関等 627 社
- ・調査方法：郵送送付、郵送及びメールによる回収
- ・調査期間：2017年10月23日（発送）～2017年11月20日
- ・有効回答：512社

## (3) アンケート調査の結果

回答機関の業態別内訳を表1に示す。

表1. 回答機関の業態別内訳

| No. | 業態          | 2017年 |        | 2016年  | 2015年  |
|-----|-------------|-------|--------|--------|--------|
|     |             | 件数(n) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 1   | 都市銀行、信託銀行   | 6     | 1.2    | 0.8    | 1.1    |
| 2   | 地方銀行        | 50    | 9.8    | 6.5    | 10.5   |
| 3   | 第二地方銀行      | 31    | 6.1    | 6.0    | 6.2    |
| 4   | 信用金庫・信金中央金庫 | 234   | 45.7   | 47.5   | 45.6   |
| 5   | 信用組合        | 130   | 25.4   | 28.0   | 23.9   |
| 6   | 政府系金融機関     | 5     | 1.0    | 0.8    | 1.1    |
| 7   | 系統金融機関      | 50    | 9.8    | 5.8    | 7.3    |
| 8   | その他の銀行      | 4     | 0.8    | 0.0    | 0.4    |
| 9   | その他         | 2     | 0.4    | 4.8    | 3.8    |
|     | 全体          | 512   | 100    | 100    | 100    |

※ 2015年、2016年のリース会社および商社は「9 その他」に含む

## (A) ABL の融資実績

### Q1. ABL の実績

ABL 融資実施率の経年変化を図 1 に、また昨年度及び今年度の業態別の ABL 実施率比較を図 2 及び図 3 に示す。ABL 融資実施率の経年変化を見ると「2016 年度までに ABL の融資実績がある」と回答した機関は全体の 7 割程度となった。

業態別の実施率については、図 2・図 3 によると、概ね昨年度と同様の結果となった。地方銀行、第二地方銀行で特に高い実施率となった。一方で、信用組合や系統金融機関では実施率が比較的低い数値を示した。2016 年度中に初めて ABL 融資を実施したのは、全体の 2% 程度であった。

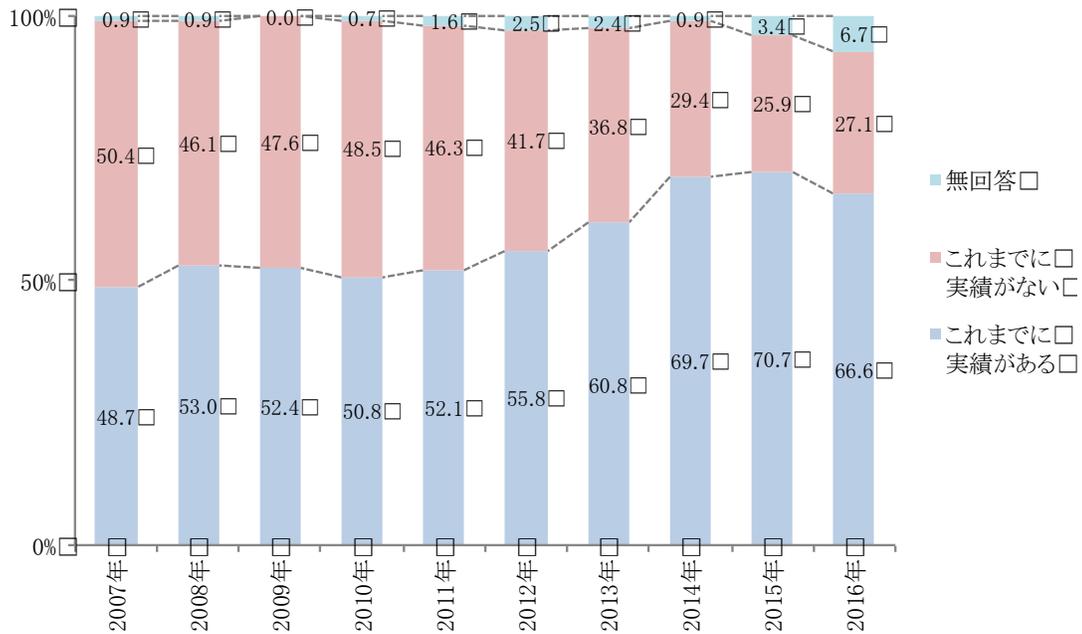


図 1. ABL 融資実施率の経年変化

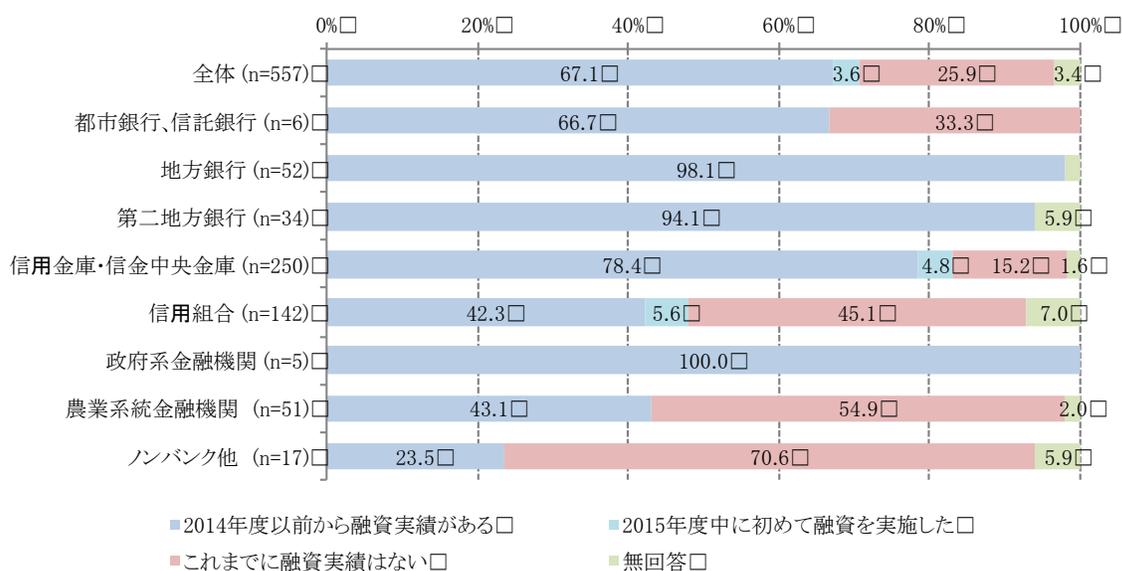


図 2. 業態別 ABL の融資実績の有無 (2015 年度)

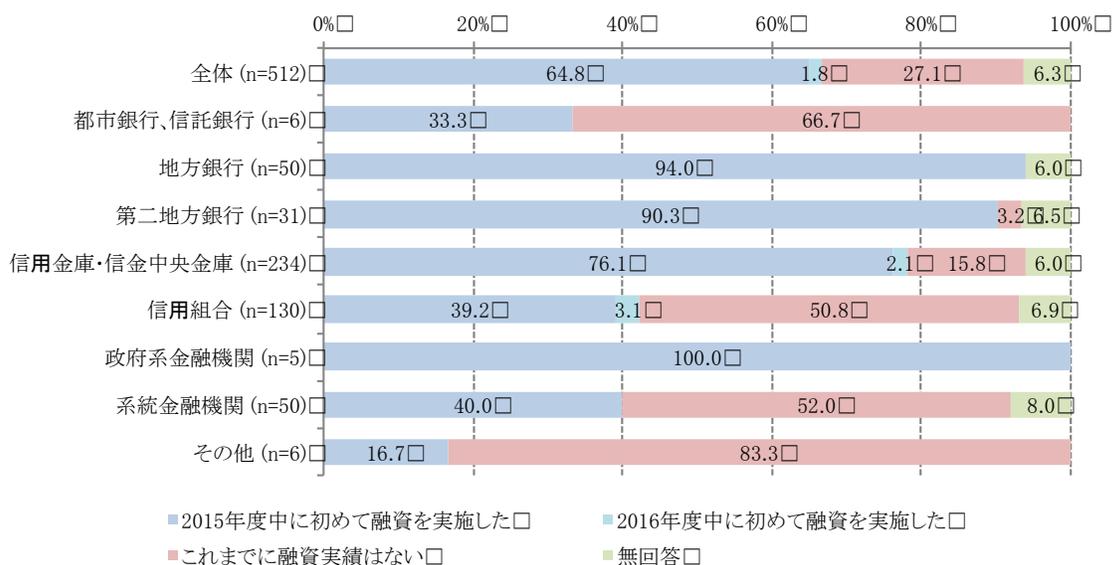


図 3. 業態別 ABL の融資実績の有無 (2016 年度)

## Q2. 市場規模と内訳

ABLの実績推移について図4に、担保種別のABL実行件数と実行額を図5に、業態別のABLの実績について表2に示す。

2016年度のABL実行件数は10,921件、実行総額は794,417百万円である。2009年度以来減少を続けていた実行件数は、2012年度以降大きく増加し、昨年度（2015年度）は実行件数・実行総額ともに調査開始以来最大となったが、本年度（2016年度）は減少に転じた。実行総額は昨年度と比較し、2,000億円程度減少している。

実行件数及び実行額が減少した背景には、太陽光発電関連の融資が実行件数、実行額ともに減少している（Q6）ことに加え、金融緩和に伴い各金融機関が無担保融資を積極的に促進し、相対的にABLの実績が減少していることが挙げられる。また、「ターゲット層への営業活動が一巡し、ABLによる資金調達需要に一服感がある」との指摘もある。

担保の種類別のABL実行件数および実行額<sup>1</sup>については、実行件数では「債権のみを担保とした融資」が最も多く、3,347件と全体の31.1%を占めている。続いて、「機械設備のみを担保とした融資」が2,875件、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が2,415件である。実行額では、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」（317,395百万円）が最も多く、「債権のみを担保とした融資」（210,700百万円）がそれに続いて多かった。昨年度調査との比較では、件数が増加したのは「棚卸資産のみを担保とした融資」と「棚卸資産と債権の両方を担保とした融資」のみで、それ以外は全て件数が減少している。昨年度調査と比べ、実行額が増加したのは「棚卸資産と債権の両方を担保とした融資」、「棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資」の2つで、それ以外は全て実行額が減少している。

次に、2015年度中と2016年度中のABLの実績計数（業態別）を表2に示す。ABL全体のうち、信用保証協会のABL保証を受けていない「プロパー案件」と、他行との協調融資「シンジケート案件」の実績計数も併せて示す。実行件数を業態別にみると、最も多いのが政府系金融機関（3,451件）で、信用金庫・信金中央金庫（2,655件）がそれに次いでいる。実行額では、地方銀行（302,105百万円）が最も多く、信用金庫・信金中央金庫（149,102百万円）がそれに次いでいる。昨年度と比較すると、実行額が増加したのは第二地方銀行、信用組合のみで、それ以外の機関はいずれも減少している。実行額の減少幅が大きかったのは、その他機関を除けば、政府系金融機関（昨年度比45.3ポイント低下）、都市銀行（同39.4ポイント低下）、系統金融機関（同26.4ポイント低下）等である。

同じく表2より、プロパー案件では、実行件数9,515件、実行額679,441百万円と、件数ではABL全体の約87%、実行額では約86%を占める。昨年度と比較すると、実行件数、実行額とも減少している。業態別にみると、実行件数では政府系金融機関（3,287件）が最も多く、実行額では地方銀行（260,320百万円）が最も大きかった。

シンジケート案件は実行件数435件、実行額124,482百万円となっている。昨年度と比較すると、件数は増加した一方、実行額は減少している。業態別にみると、実行件数では政府系金融機関（147件）が最も多く、実行額では、都市銀行、信託銀行（46,977百万円）が最も大きい。

<sup>1</sup> 実行件数及び実行額については、担保種類別をはじめとした各種内訳について未回答の機関があるため、内訳の合計が必ずしも全体の数字と一致しない（例：表2において「全体」の実績と「うちプロパー案件」+「うちシンジケート案件」の合計実績は一致しない）。

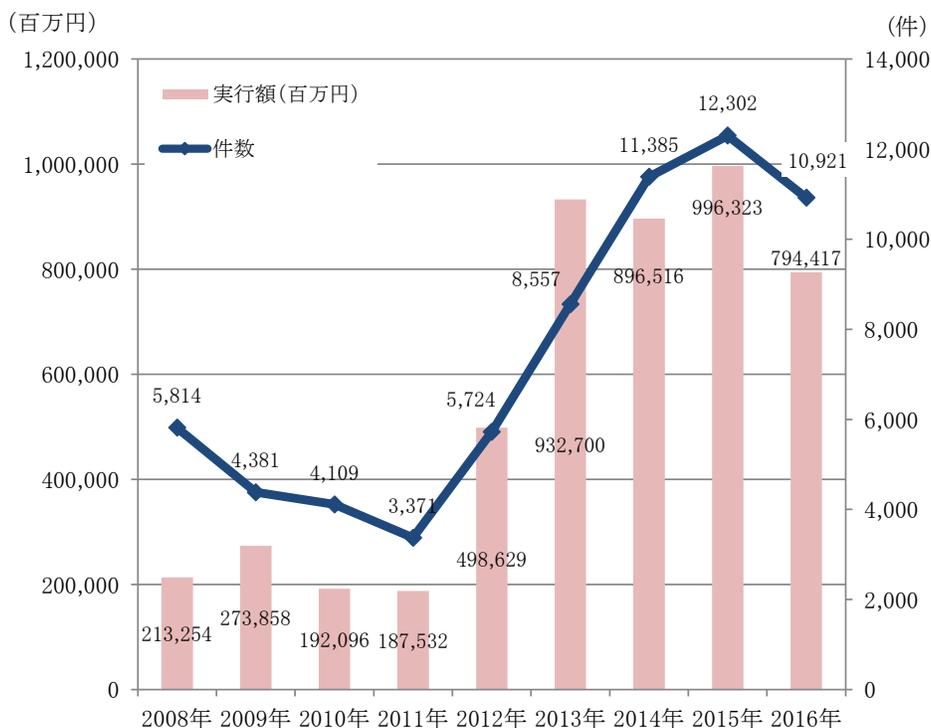
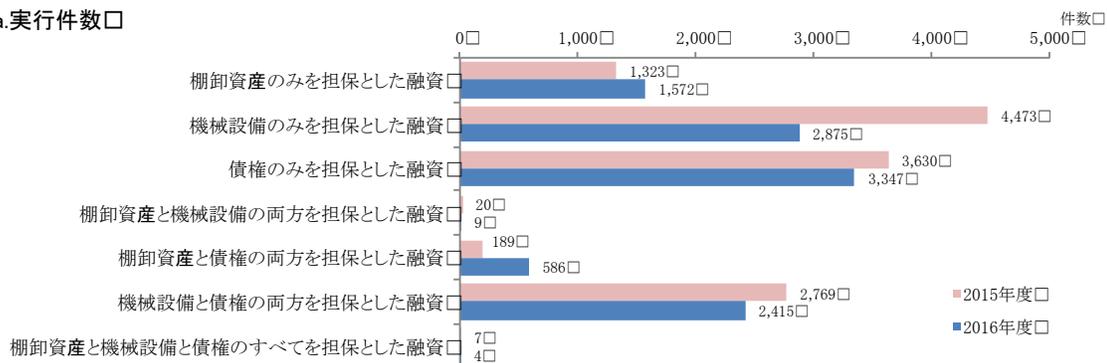


図 4. ABL の実績推移 (2008 年度～2016 年度)

a. 実行件数



b. 実行額

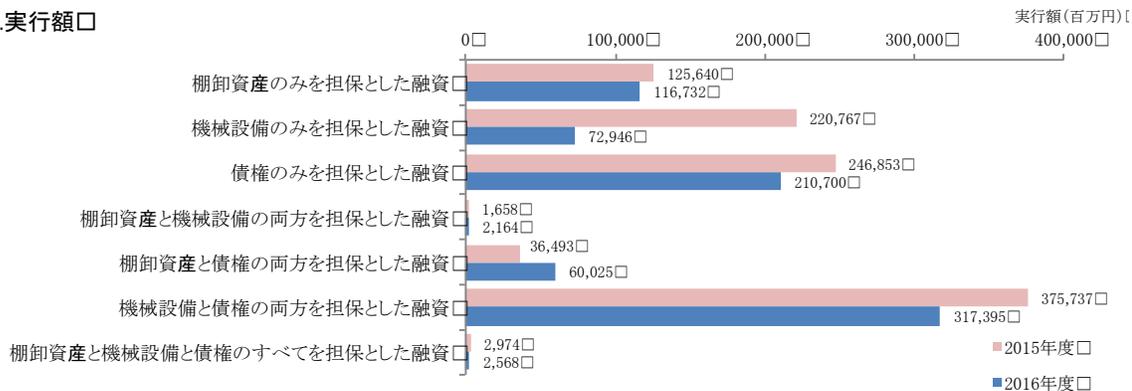


図 5. 担保種別 (大分類) の ABL 実行件数と実行額

表 2. 業態別 ABL 実行件数・実行額

【2015年度】

| 業態          | 全体        |        |              |                       | うちプロパー案件  |        |              |              | うちシンジケート案件 |     |              |                       |
|-------------|-----------|--------|--------------|-----------------------|-----------|--------|--------------|--------------|------------|-----|--------------|-----------------------|
|             | 実施<br>機関数 | 件数     | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額<br>(百万円) | 実施<br>機関数 | 件数     | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 | 実施<br>機関数  | 件数  | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額<br>(百万円) |
| 都市銀行、信託銀行   | 3         | 244    | 134,584      | 552                   | 3         | 210    | 107,299      | 511          | 3          | 59  | 69,996       | 1,186                 |
| 地方銀行        | 48        | 2,605  | 328,012      | 126                   | 47        | 2,344  | 291,695      | 124          | 17         | 63  | 30,997       | 492                   |
| 第二地方銀行      | 31        | 1,015  | 70,359       | 69                    | 28        | 831    | 64,151       | 77           | 8          | 22  | 4,091        | 186                   |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 162       | 2,467  | 161,859      | 66                    | 126       | 1,765  | 141,685      | 80           | 23         | 63  | 8,125        | 129                   |
| 信用組合        | 48        | 701    | 28,943       | 41                    | 44        | 672    | 27,489       | 41           | 5          | 15  | 977          | 65                    |
| 政府系金融機関     | 4         | 4,031  | 194,639      | 48                    | 4         | 4,006  | 184,939      | 46           | 1          | 25  | 9,700        | 388                   |
| 農業系統金融機関    | 14        | 1,004  | 60,549       | 60                    | 12        | 882    | 50,336       | 57           | 3          | 27  | 11,735       | 435                   |
| ノンバンク他      | 4         | 235    | 17,378       | 74                    | 3         | 163    | 10,682       | 66           | 0          | 0   | 0            | 0                     |
| 全体(上記合計)    | 314       | 12,302 | 996,323      | 81                    | 267       | 10,873 | 878,276      | 81           | 60         | 274 | 135,621      | 495                   |

【2016年度】

| 業態          | 全体        |        |              |                       | うちプロパー案件  |       |              |              | うちシンジケート案件 |     |              |                       |
|-------------|-----------|--------|--------------|-----------------------|-----------|-------|--------------|--------------|------------|-----|--------------|-----------------------|
|             | 実施<br>機関数 | 件数     | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額<br>(百万円) | 実施<br>機関数 | 件数    | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 | 実施<br>機関数  | 件数  | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額<br>(百万円) |
| 都市銀行、信託銀行   | 2         | 80     | 81,583       | 1,020                 | 2         | 67    | 66,807       | 997          | 2          | 25  | 46,977       | 1,879                 |
| 地方銀行        | 45        | 2,151  | 302,105      | 140                   | 43        | 1,970 | 260,320      | 132          | 31         | 76  | 35,989       | 474                   |
| 第二地方銀行      | 27        | 761    | 73,872       | 97                    | 25        | 551   | 61,771       | 112          | 17         | 22  | 4,545        | 207                   |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 157       | 2,655  | 149,102      | 56                    | 128       | 1,963 | 128,049      | 65           | 63         | 47  | 9,739        | 207                   |
| 信用組合        | 52        | 666    | 34,936       | 52                    | 44        | 636   | 33,788       | 53           | 20         | 20  | 1,069        | 53                    |
| 政府系金融機関     | 4         | 3,451  | 106,405      | 31                    | 3         | 3,287 | 85,964       | 26           | 2          | 147 | 17,481       | 119                   |
| 系統金融機関      | 19        | 1,150  | 44,541       | 39                    | 14        | 1,034 | 40,869       | 40           | 5          | 98  | 8,682        | 89                    |
| その他         | 1         | 7      | 1,873        | 268                   | 1         | 7     | 1,873        | 268          | 0          | 0   | 0            | 0                     |
| 全体(上記合計)    | 307       | 10,921 | 794,417      | 73                    | 259       | 9,515 | 679,441      | 71           | 140        | 435 | 124,482      | 286                   |

### Q3. 融資残高

ABL 融資残高を表 3 に示す。2016 年度末の ABL 融資残高は、総額 2,218,819 百万円で、業態別では、地方銀行（965,915 百万円）が最も大きく、ABL 全体の 43.5%を占めた。昨年度と比較しても、地方銀行が占める割合は 10 ポイント程度増加している。一方で、政府系金融機関の ABL 全体の融資残高が減少している。

プロパー案件は、ABL 全体の 79.0%にあたる 1,752,905 百万円、シンジケート案件は、ABL 全体の 18.0%にあたる 400,418 百万円となった。

表 3. ABL 融資残高

#### 【2015年度】

| 業態          | 残高保有<br>機関数 | ABL全体<br>(百万円) | うちプロパー案件<br>(百万円) |                     |
|-------------|-------------|----------------|-------------------|---------------------|
|             |             |                | うちプロパー案件<br>(百万円) | うちシンジケート案件<br>(百万円) |
| 都市銀行、信託銀行   | 4           | 643,984        | 329,016           | 342,950             |
| 地方銀行        | 50          | 820,183        | 724,908           | 75,641              |
| 第二地方銀行      | 31          | 182,550        | 166,669           | 9,764               |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 186         | 213,762        | 179,327           | 12,769              |
| 信用組合        | 62          | 50,822         | 41,246            | 2,217               |
| 政府系金融機関     | 3           | 458,838        | 383,778           | 75,060              |
| 農業系統金融機関    | 18          | 61,179         | 32,740            | 28,708              |
| ノンバンク他      | 4           | 16,354         | 15,347            | 2,860               |
| 全体(上記合計)    | 358         | 2,447,672      | 1,873,030         | 549,969             |

#### 【2016年度】

| 業態          | 残高保有<br>機関数 | ABL全体<br>(百万円) | うちプロパー案件<br>(百万円) |                     |
|-------------|-------------|----------------|-------------------|---------------------|
|             |             |                | うちプロパー案件<br>(百万円) | うちシンジケート案件<br>(百万円) |
| 都市銀行、信託銀行   | 2           | 520,004        | 261,741           | 257,928             |
| 地方銀行        | 45          | 965,915        | 876,042           | 92,035              |
| 第二地方銀行      | 27          | 209,008        | 167,809           | 12,398              |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 173         | 296,289        | 247,564           | 13,731              |
| 信用組合        | 51          | 71,986         | 63,354            | 2,065               |
| 政府系金融機関     | 2           | 111,204        | 95,335            | 15,099              |
| 系統金融機関      | 19          | 42,745         | 39,392            | 7,162               |
| その他         | 1           | 1,668          | 1,668             | 0                   |
| 全体(上記合計)    | 320         | 2,218,819      | 1,752,905         | 400,418             |

※プロパー案件とシンジケート案件の合計はABL全体と一致しない。

時系列でみると、ABLの残高保有機関数、融資残高とも2011年から2015年まで増加が続いてきたが、今年度（2016年度）は減少に転じている。

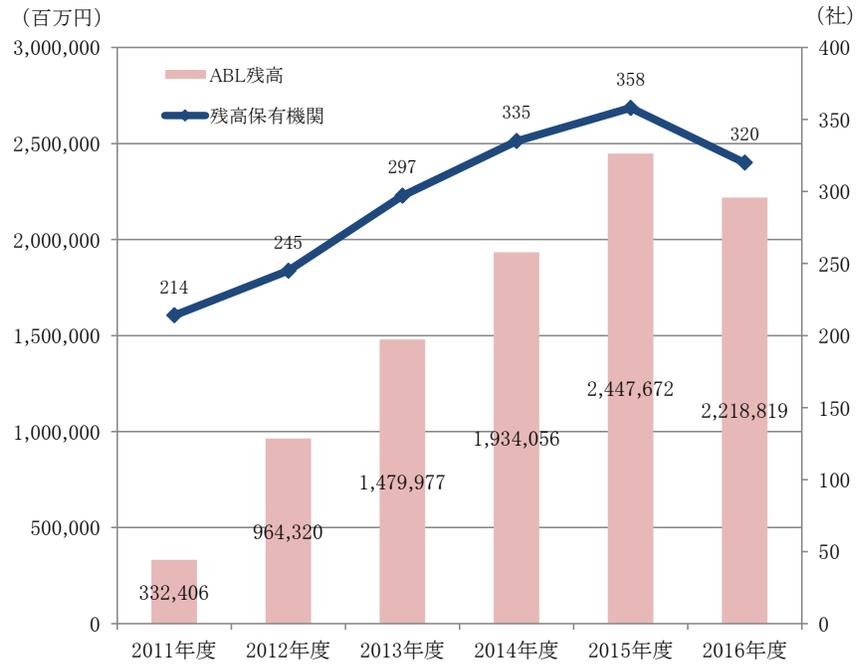
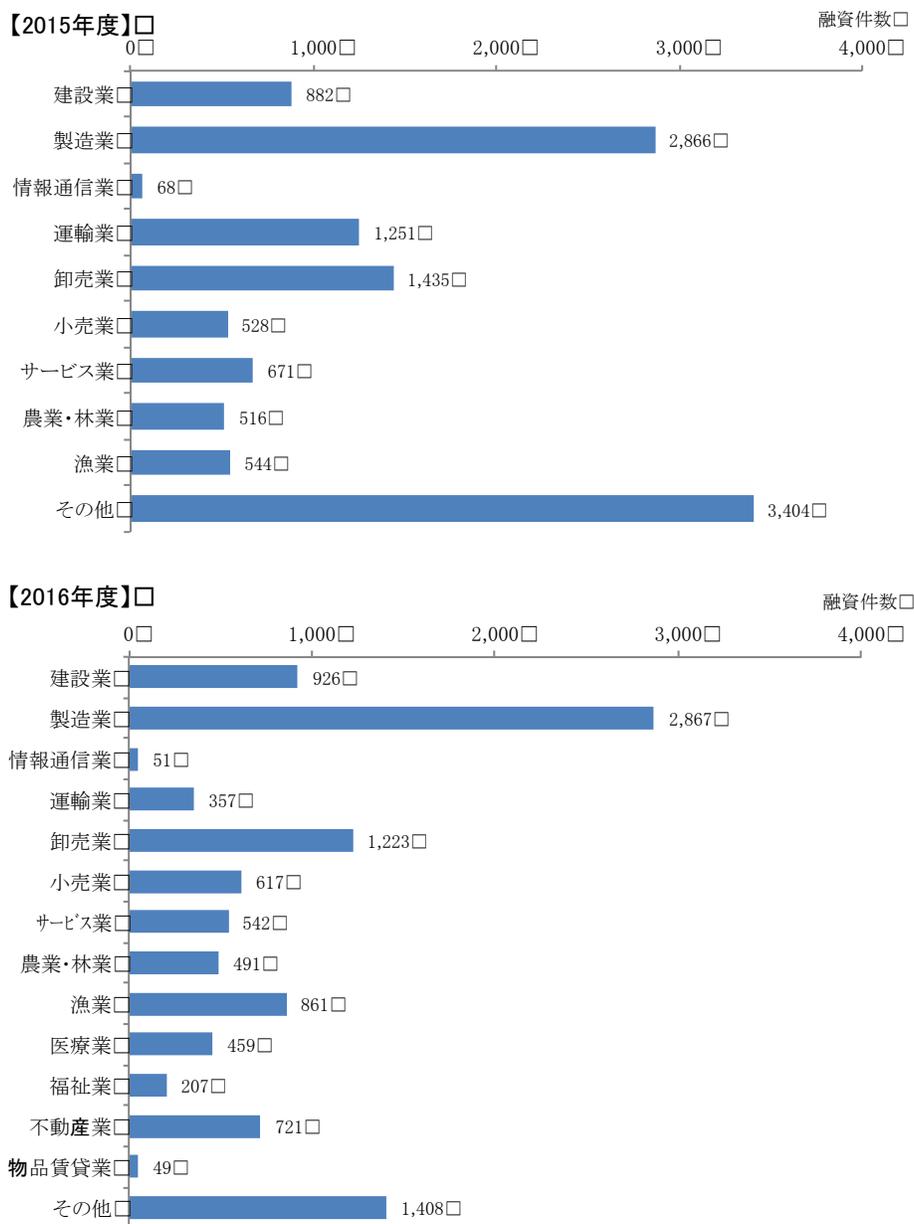


図 6. ABLの残高保有機関と融資残高の推移

#### Q4. 融資先業種別の ABL 融資件数

融資先企業の業種別の ABL 融資件数を図 7 に示す。今年度（2016 年度）調査において、融資先として最も多い業種は「製造業」（2,867 件）で、全体の 26.6% を占める。昨年度（2015 年度）調査の結果との比較では、「建設業」や「漁業」などで融資件数の増加がみられたものの、「運輸業」や「卸売業」で融資件数が減少した。

なお「運輸業」が大幅に減少した背景には、個別要因として、一部の政府系金融機関における運輸業向け融資件数が大幅に減少した事が挙げられる。政府系金融機関は事業規模が非常に大きく、全体の動向にも影響したと考えられる。



1) 医療業、福祉業、不動産業、物品賃貸業は新たに設定。□

図 7. 融資先業種別の ABL 融資件数

### Q5. ABL の融資先規模別の融資件数

融資先の企業規模別の ABL 融資件数について、「法定中小企業」(8,041 件) が最も多く、全体の 92.4% を占めている。「中堅企業」への ABL 実施は 492 件、「大企業」への ABL 実施は 173 件となった。

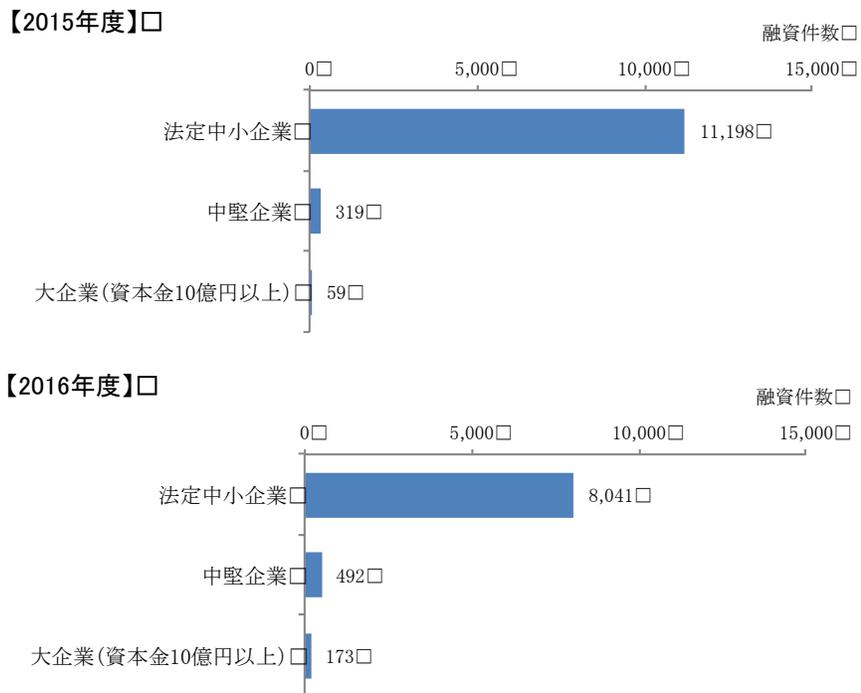


図 8. 融資先規模別の融資件数

#### Q6. 担保種類別融資件数と実行額

担保種別の融資実行件数と実行額は図9の通りである。実行件数・融資実行額ともに、動産では、「太陽光発電設備」(2,672件、333,845百万円)が最も多く、また債権では、太陽光発電と推測される「売電債権」(2,969件、349,469百万円)が最も多くなっている。動産及び債権とも太陽光発電に関連した融資が、昨年度から引き続き多くなっている。

また、「債権」項目において、売電債権の次に多いのが、件数では「電子記録債権」(729件)、実行額では「その他の債権」(68,180百万円)、次いで、「売掛債権」(48,348百万円)となっている。

昨年度(2015年度)の調査結果と比較すると、太陽光発電設備及び売電債権は、依然として件数、実行額が大きく、全体に占める割合も高いものの、ともに昨年度を下回っている。

設備以外の品目では、「仕掛品」(381件、6,792百万円)等の実行額が昨年度を上回っている一方、「電子記録債権」(729件、2,854百万円)や「売掛債権」(682件、48,348百万円)等は昨年度を下回っている。

【2015年度】

| 担保の種類   |                    | 実行件数   | 実行額(百万円) |
|---------|--------------------|--------|----------|
| 設備      | 工作機械、建設機械          | 75     | 5,194    |
|         | 業務用車両              | 25     | 615      |
|         | 太陽光発電設備            | 3,154  | 407,927  |
|         | その他設備              | 2,221  | 16,232   |
| 機器      | 厨房機器               | 2      | 38       |
|         | 医療機器               | 1      | 228      |
|         | OA機器、什器            | 0      | 0        |
|         | 介護機器               | -      | -        |
|         | その他の機器             | 13     | 2,107    |
| 原材料     | 鉄、非鉄、貴金属           | 41     | 4,917    |
|         | 天然素材(羊毛、繭、羽毛等)     | 15     | 1,835    |
|         | 家畜(肉用牛、豚等)         | 416    | 29,552   |
|         | 家畜(生産用)            | 2      | 604      |
|         | 冷凍水産物(マグロ、エビ等)     | 183    | 26,170   |
| その他の原材料 | 75                 | 9,736  |          |
| 仕掛品     | 仕掛品                | 270    | 4,943    |
| 製品      | 衣料品                | 30     | 6,471    |
|         | ブランド品(時計、バック、化粧品等) | 34     | 9,436    |
|         | 酒類(清酒、ワイン等)        | 31     | 3,236    |
|         | 食品(冷凍食品、加工食品等)     | 138    | 5,204    |
|         | 家電                 | 3      | 170      |
|         | DIY用品              | 6      | 3,840    |
|         | 自動車                | 28     | 7,237    |
|         | 楽器                 | -      | -        |
|         | その他の製品             | 181    | 25,315   |
| 債権      | 売掛債権               | 1,004  | 59,864   |
|         | 売電債権               | 3,722  | 414,140  |
|         | 介護/診療報酬債権          | 487    | 35,385   |
|         | 工事請負代金債権           | 75     | 4,332    |
|         | 電子記録債権             | 1,520  | 11,419   |
|         | リース債権/割賦債権         | 45     | 14,156   |
| その他の債権  | 134                | 70,954 |          |

※2015年度調査において「介護機器」及び「楽器」は選択肢として設定しなかった。

【2016年度】

| 担保の種類      |            | 実行件数  | 実行額(百万円) |
|------------|------------|-------|----------|
| 設備         | 工作機械、建設機械  | 80    | 9,000    |
|            | 業務用車両      | 41    | 1,418    |
|            | 太陽光発電設備    | 2,672 | 333,845  |
|            | その他設備      | 210   | 28,014   |
| 機器         | 厨房機器       | 0     | 0        |
|            | 医療機器       | 7     | 2,350    |
|            | OA機器、什器等   | 5     | 800      |
|            | その他の機器     | 51    | 1,870    |
| 原材料        | 鉄、非鉄、貴金属   | 24    | 5,121    |
|            | 天然素材       | 8     | 904      |
|            | 家畜(肉用牛、豚等) | 401   | 33,596   |
|            | 家畜(生産用)    | 2     | 752      |
|            | 冷凍水産物      | 320   | 19,649   |
| その他の原材料    | 90         | 5,498 |          |
| 仕掛品        | 仕掛品        | 381   | 6,792    |
| 製品         | 衣料品        | 39    | 5,434    |
|            | ブランド品      | 35    | 4,548    |
|            | 酒類         | 29    | 4,982    |
|            | 食品         | 128   | 12,243   |
|            | 家電         | 4     | 1,930    |
|            | DIY用品      | 1     | 66       |
|            | 自動車        | 22    | 6,066    |
|            | その他の製品     | 223   | 21,080   |
|            | 債権         | 売掛債権  | 682      |
| 売電債権       |            | 2,969 | 349,469  |
| 介護報酬債権     |            | 214   | 7,381    |
| 診療報酬請求債権   |            | 417   | 25,414   |
| 工事請負代金債権   |            | 54    | 2,189    |
| 電子記録債権     |            | 729   | 2,854    |
| リース債権/割賦債権 |            | 19    | 7,064    |
| その他の債権     |            | 91    | 68,180   |

図9. 動産担保種類別(小分類)の融資件数と実行額

担保種別（中分類）の融資実行額の推移は図 10 の通りである。

「太陽光発電設備」を担保とした融資実行額は、2015 年度まで大きく伸張していたが、2016 年度は減少に転じた。また、太陽光発電をはじめとする「売電債権」についても、2016 年度は減少に転じた。

また、「太陽光発電設備を除いた設備」関連融資は、減少傾向から一転、増加した。一方、「原材料」を担保とした融資は、減少傾向にある。

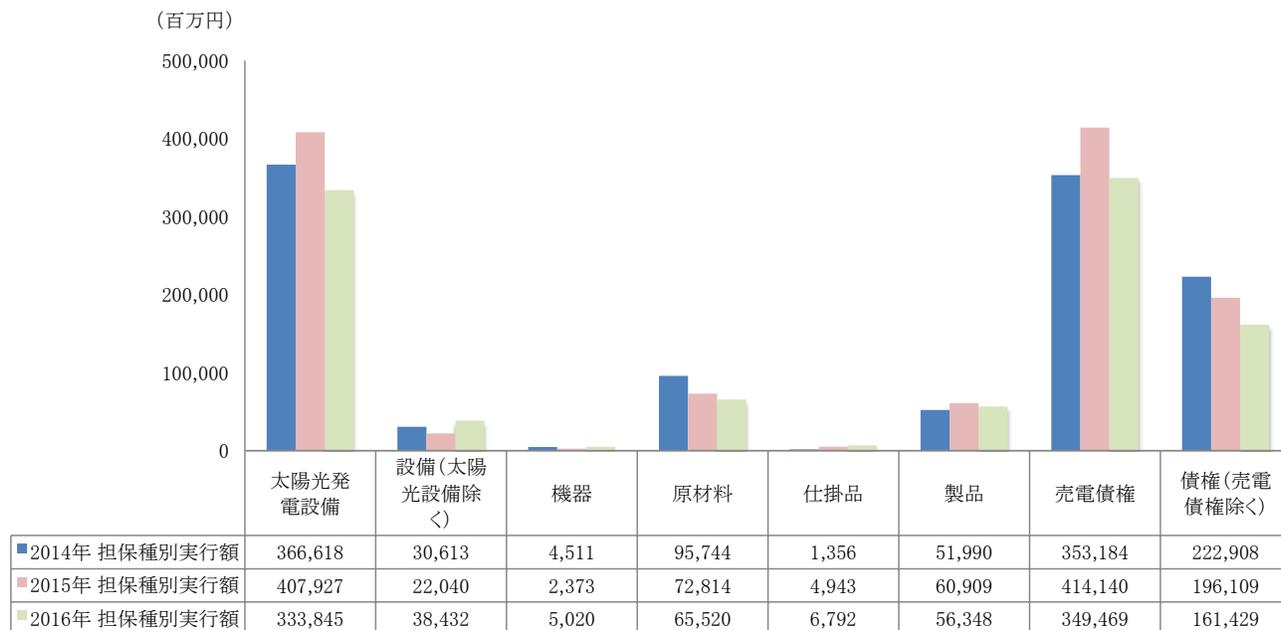
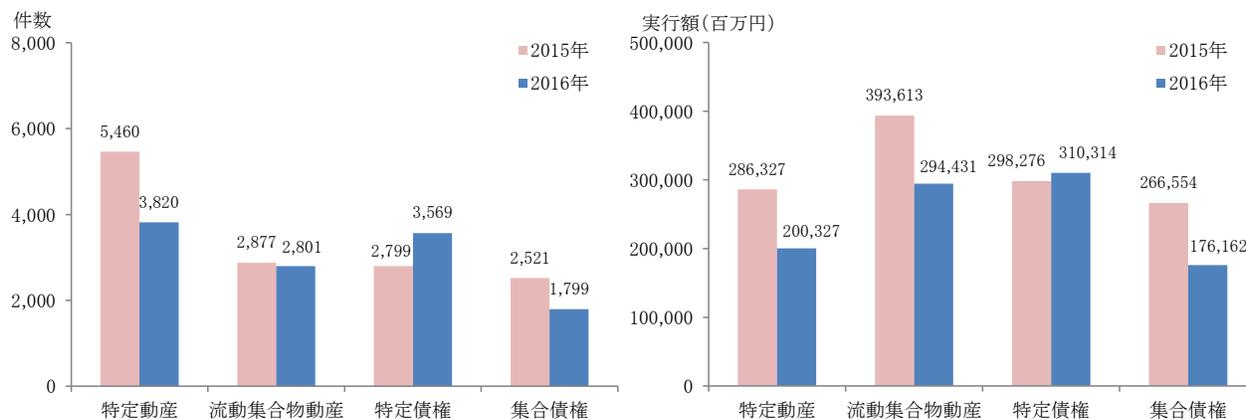


図 10. 動産担保種類別（中分類）の融資実行額の推移

### Q7. ABL の担保特定方式別の融資件数と実行額

担保特定方式別の ABL の実行件数、実行額については、実行件数では「特定動産」を対象とした融資（3,820 件）が最も多くなっている。実行額では、「特定債権」を対象にした融資（310,314 百万円）が最も多くなっている。昨年度（2015 年度）調査結果と比べると、実行件数では「特定債権」が昨年度比 27.5 ポイント上昇している一方、「特定動産」が同 30.0 ポイント低下、「集合債権」が同 28.6 ポイント低下している。実行額では、「特定債権」が同 4.0 ポイント上昇している一方、「集合債権」が同 33.9 ポイント、「特定動産」が同 30.0 ポイント低下している。「特定債権」は、実行件数、実行額ともに増加している。



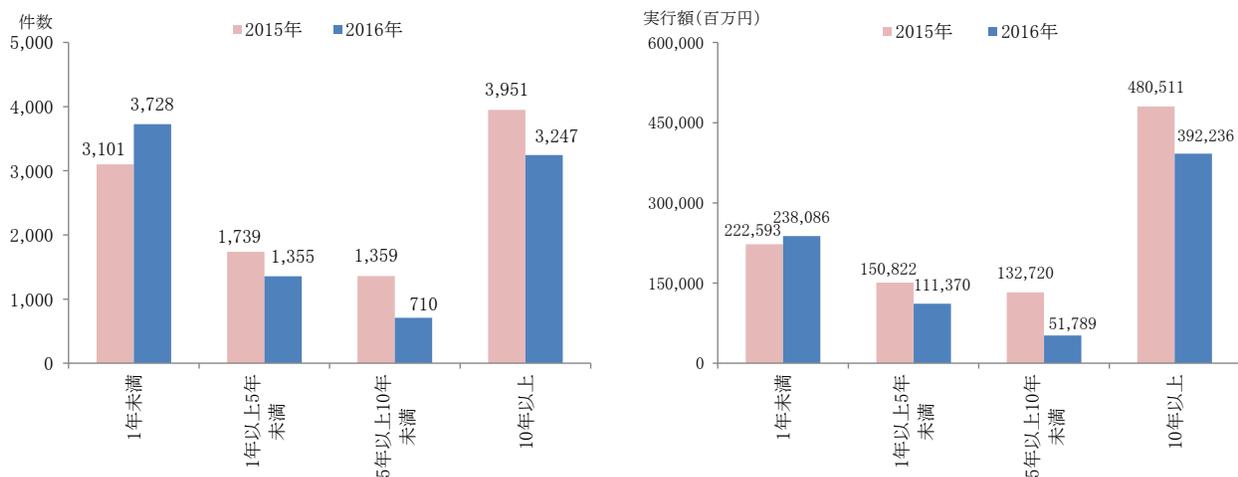
| 業態      | 2016年度 |        | 2015年度 | 業態      | 2016年度   |        | 2015年度 |
|---------|--------|--------|--------|---------|----------|--------|--------|
|         | 件数(件)  | 構成比(%) | 構成比(%) |         | 実行額(百万円) | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 特定動産    | 3,820  | 31.9   | 40.0   | 特定動産    | 200,327  | 20.4   | 23.0   |
| 流動集合物動産 | 2,801  | 23.4   | 21.1   | 流動集合物動産 | 294,431  | 30.0   | 31.6   |
| 特定債権    | 3,569  | 29.8   | 20.5   | 特定債権    | 310,314  | 31.6   | 24.0   |
| 集合債権    | 1,799  | 15.0   | 18.5   | 集合債権    | 176,162  | 18.0   | 21.4   |
| 全体      | 11,989 | 100.0  | 100.0  | 全体      | 981,233  | 100.0  | 100.0  |

図 11. ABL の担保特定方式別の融資件数と実行額

### Q8. 融資期間別の融資件数と実行額

融資期間別の ABL 実行件数、実行額については、融資実行件数では融資期間が「1 年未満」(3,728 件)が最も多く全体の 41.2%を占め、次いで「10 年以上」(3,247 件)が続いている。実行額では、融資期間が「10 年以上」(392,236 百万円)が最も多く全体の 49.4%を占め、次いで「1 年未満」(238,086 百万円)が続いている。

昨年度 (2015 年度) の調査結果と比較すると、件数、実行額とも、「10 年以上」、「5 年以上 10 年未満」、「1 年以上 5 年未満」が減少した一方、「1 年未満」は増加している。



| 業態        | 2016年度 |        | 2015年度 | 業態        | 2016年度   |        | 2015年度 |
|-----------|--------|--------|--------|-----------|----------|--------|--------|
|           | 件数(件)  | 構成比(%) | 構成比(%) |           | 実行額(百万円) | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 1年未満      | 3,728  | 41.2   | 30.6   | 1年未満      | 238,086  | 30.0   | 22.6   |
| 1年以上5年未満  | 1,355  | 15.0   | 17.1   | 1年以上5年未満  | 111,370  | 14.0   | 15.3   |
| 5年以上10年未満 | 710    | 7.9    | 13.4   | 5年以上10年未満 | 51,789   | 6.5    | 13.5   |
| 10年以上     | 3,247  | 35.9   | 38.9   | 10年以上     | 392,236  | 49.4   | 48.7   |
| 全体        | 9,040  | 100.0  | 100.0  | 全体        | 793,480  | 100.0  | 100.0  |

図 12. 融資期間別の融資件数と実行額

### Q9. 融資先の信用状況の傾向

取引先企業の信用状況については、「債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い」と回答している機関が73.7%と最も多く、次いで「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が22.8%となっている。2015年度調査と比較すると、各項目とも大きな違いはみられない。また、業態別（図14）では、その他以外の機関においては「正常先に相当する企業が多い」と回答する機関が多いことがわかる。第二地方銀行、政府系金融機関で「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が比較的多い。

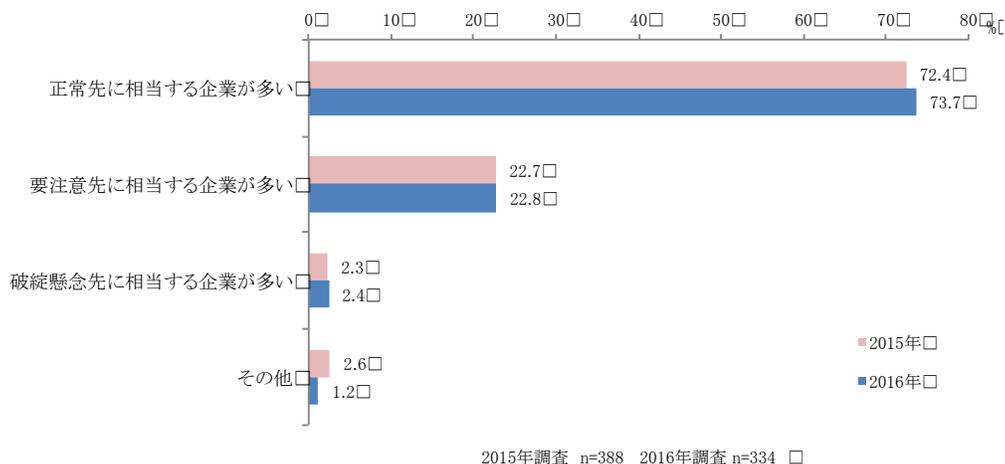


図13. 融資先の信用状況

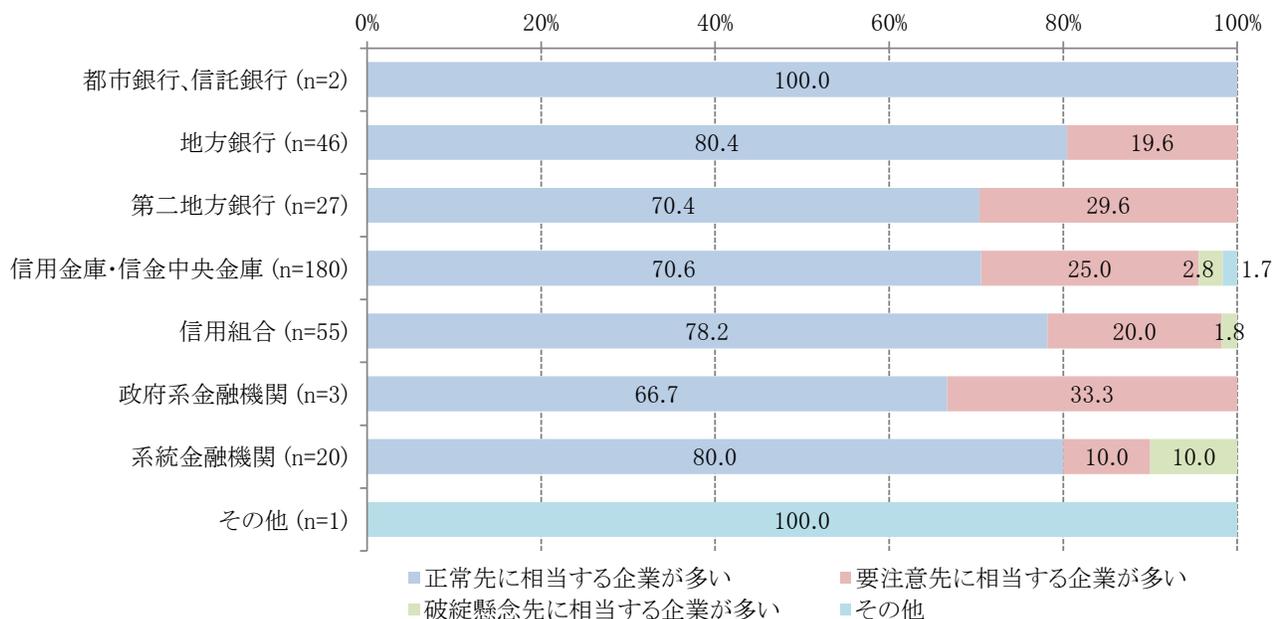


図14. 融資先の信用状況（業態別）

### Q10. 融資先の借入状況の傾向

ABL 実施前の融資先の借入状況の傾向について、図 15 によると、ABL 以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多い、と回答している機関が全体の 64.5% を占めているが、昨年度（2015 年度）調査と比較すると、3.8 ポイント低下している。

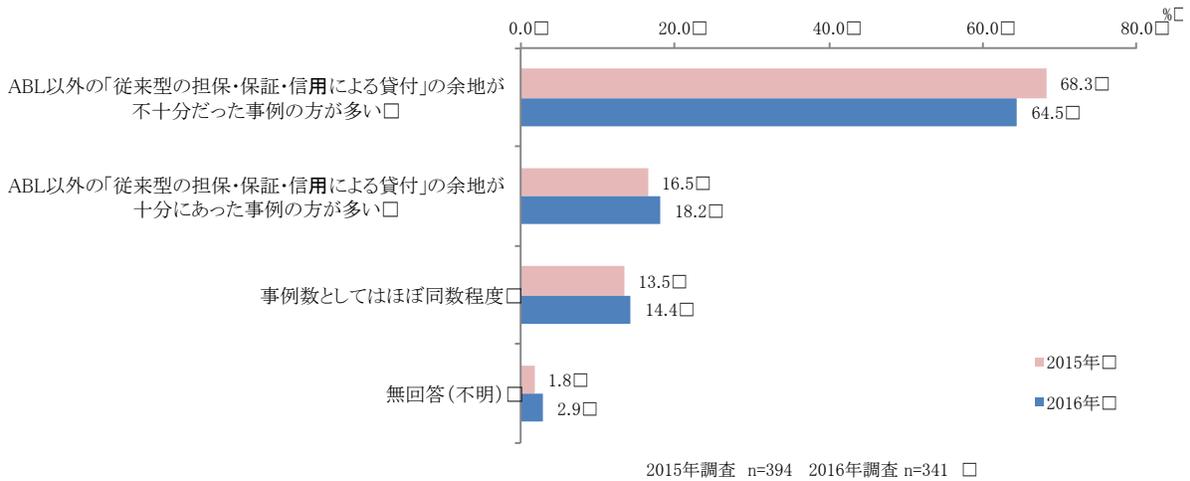


図 15. ABL を実施した融資先の借入状況

### Q11. 取引先企業のイメージ

取引先企業のレベル（複数回答）について、「成熟期にある企業」と回答する機関が 63.6%で最も多く、次に「発展期にある企業」が多い。

昨年度（2015 年度）の調査結果と比較すると、「創業期にある企業」、「発展期にある企業」、「成熟期にある企業」と回答する機関がそれぞれ増加しているのに対して、「衰退期にある企業」、「再生期にある企業」と回答した機関は減少している。

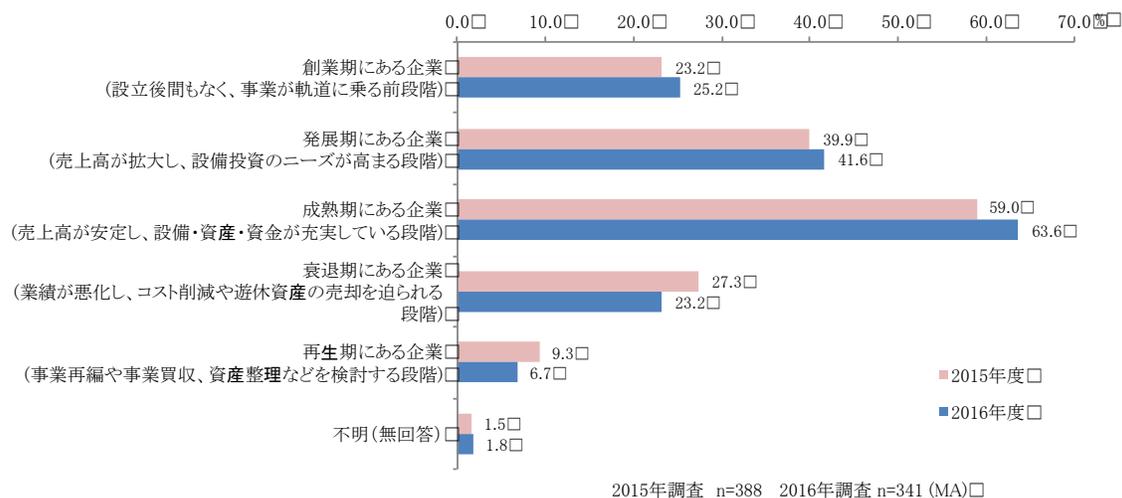


図 16. ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ

業態別にみると、地方銀行、第二地方銀行、信用組合は7割前後が「成熟期にある企業」と回答しており、他の機関より比較的高い値となった。

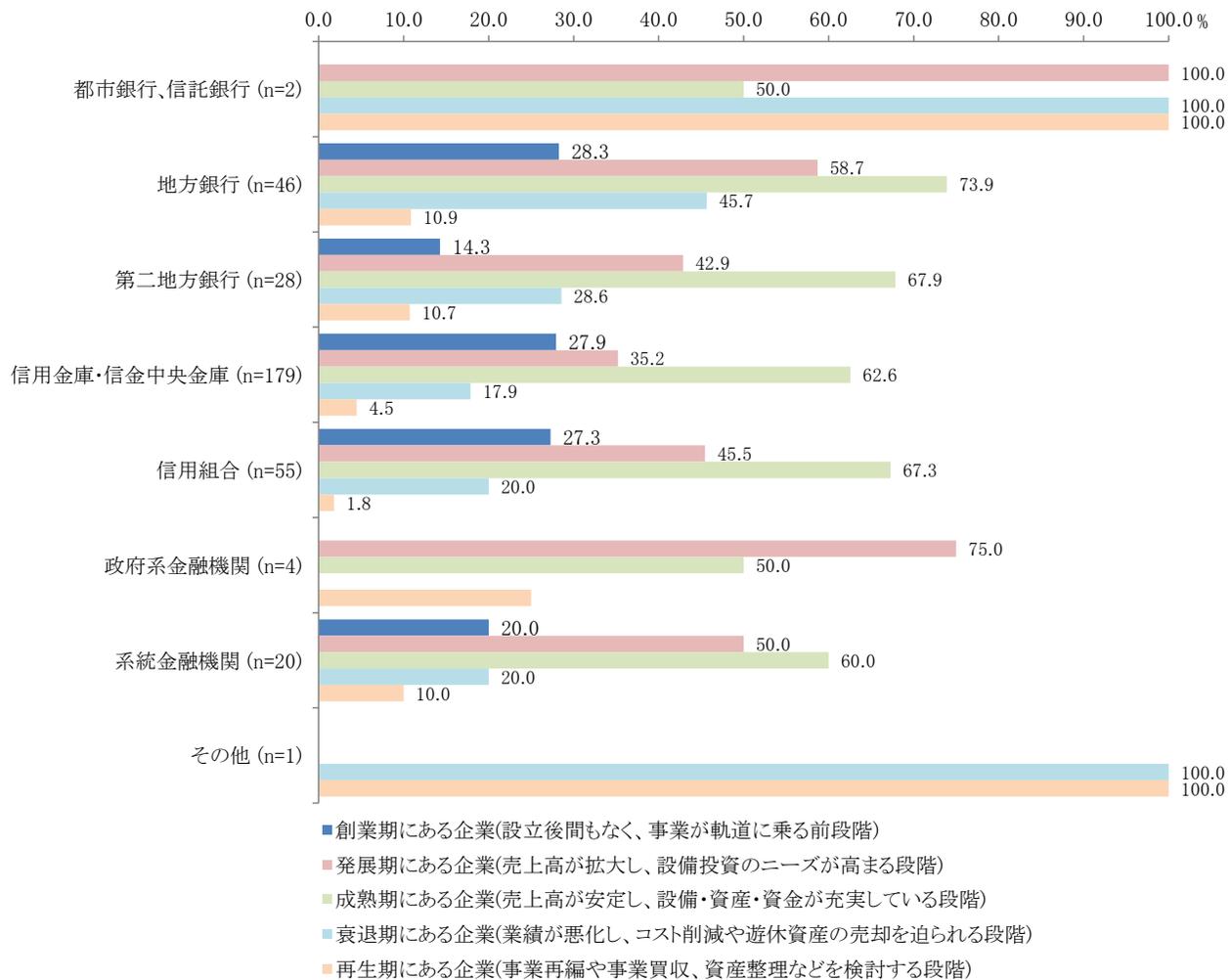


図 17. ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ (業態別)

## (B) ABL の実施方針・体制

### Q12. 重視している経営管理・業績評価項目

重視している経営管理・業績評価（単一選択<sup>2</sup>）について、最も重視されている項目（重視度1位）に挙げられた割合をみると「資金利益項目」（69.1%）が最も多く、「貸出・預金残高項目」（56.8%）、「取引先実態把握・支援項目」（32.6%）が続いている。昨年度（2015年度）と比較すると「貸出・預金残高項目」は11.5ポイント低下する一方、「取引先実態把握・支援項目」が6.6ポイント上昇した。なお、「その他」を最も重視すると回答した機関は16.6%あり、具体的な回答内容が多かったものは、「取引先（融資先）件数」、「新規取引先（融資先）件数」、「事業計画の策定先数」などである。

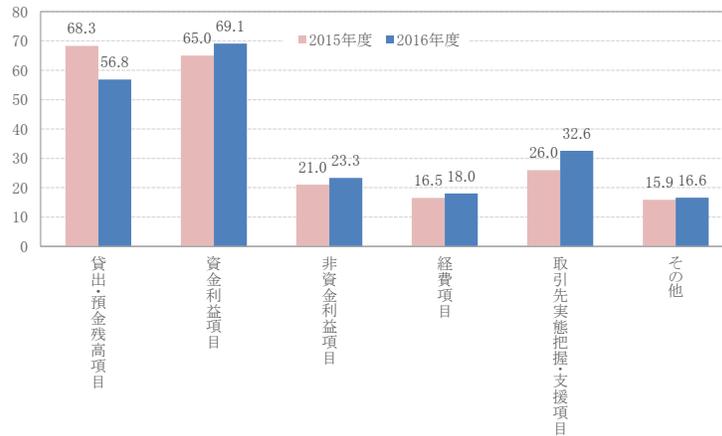
2番目に重視されている項目（重視度2位）では、「経費項目」（49.4%）が最も多く、「非資金利益項目」（44.2%）、「取引先実態把握・支援項目」（42.7%）と続いている。昨年度と比較すると、「貸出・預金残高項目」が10.3ポイント上昇している。

3番目に重視されている項目（重視度3位）では、その他を除けば「経費項目」（27.5%）が最も多い。昨年度と比較すると、それほど大きな変化はみられない。

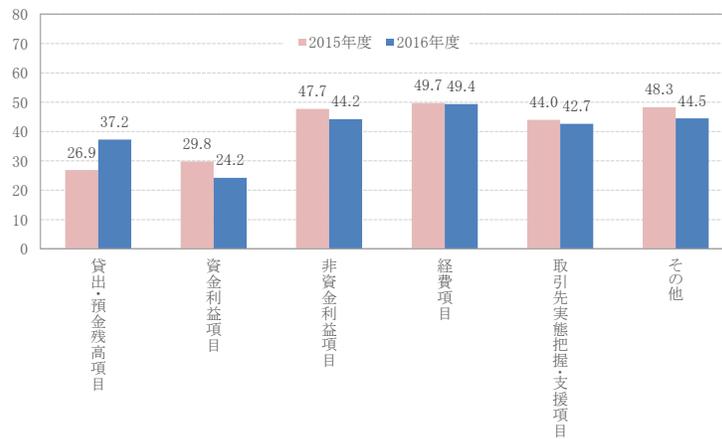
---

<sup>2</sup> 当設問では、管理・評価項目ごとに、経営管理・業績評価における重視度を「最も重視している（重視度1位）」、「その次に重視している（重視度2位）」、「さらにその次に重視している（重視度3位）」から一つ選択。そのため、複数の管理・評価項目を「重視度1位」に挙げるができるようになっている。

<重視度1位>



<重視度2位>



<重視度3位>

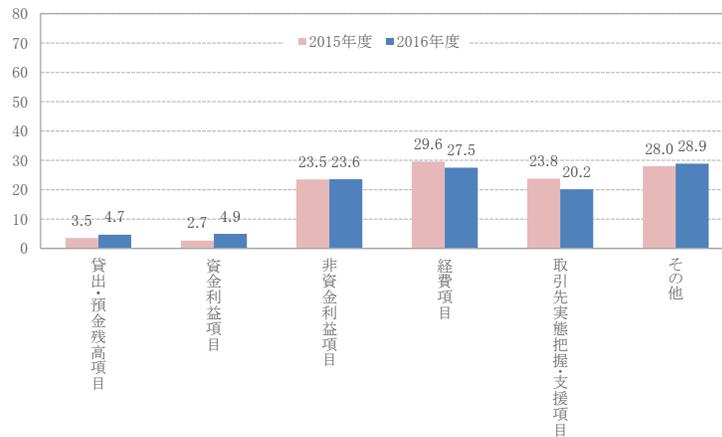


図 18. 経営管理・業績評価において重視している項目

「重視度 1 位」の割合が最も多かった「資金利益項目」及び、ABL 推進に関連する「取引先実態把握・支援項目」について、各業態における重視度の割合を図 19、図 20 に示す。

「資金利益項目」については、都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫の 7 割超が「重視度 1 位」としている。「取引先実態把握・支援項目」については、都市銀行、信託銀行、地方銀行の半数が「重視度 1 位」としているものの、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、信用組合においては取引先実態把握・支援項目を「重視度 2 位」とした機関が多く、同項目を「重視度 1 位」と回答したのは 20～30% 台に留まっている。

【資金利益項目\_業態別】

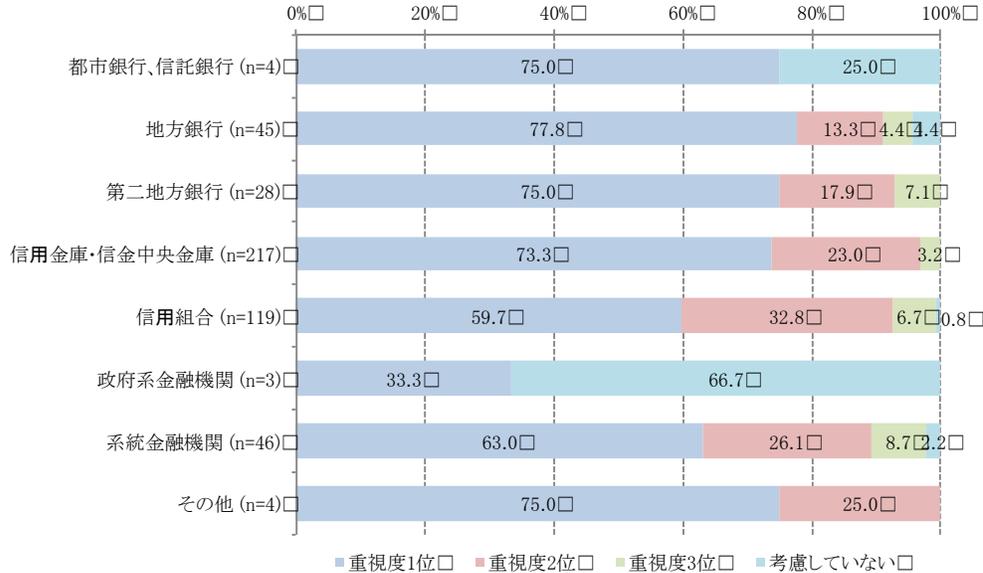


図 19. 経営管理・業績評価において重視している項目\_「資金利益項目」

【取引先実態把握・支援項目\_業態別】

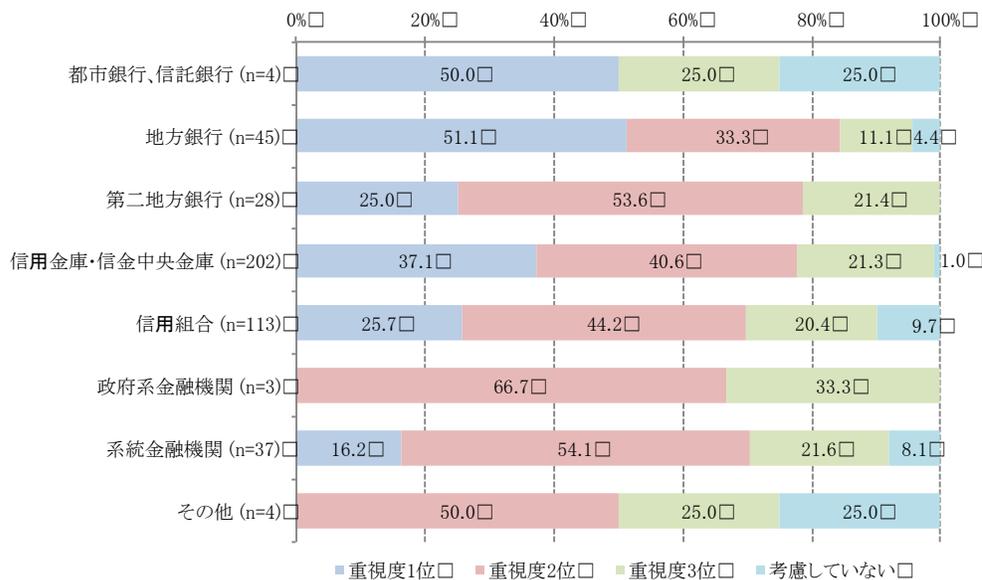


図20. 経営管理・業績評価において重視している項目\_「取引先実態把握・支援項目」

### Q13. ABL の実施方針

ABL の実施方針（単一回答）については、「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」との回答が 56.2% と最も多くなった。昨年度調査と比較しても概ね同じ傾向であった。業態別で見ると、信用組合、系統金融機関、その他（ネット銀行等）において「対象動産・債権が一般担保となる場合に取り組む」が比較的高い値となった。

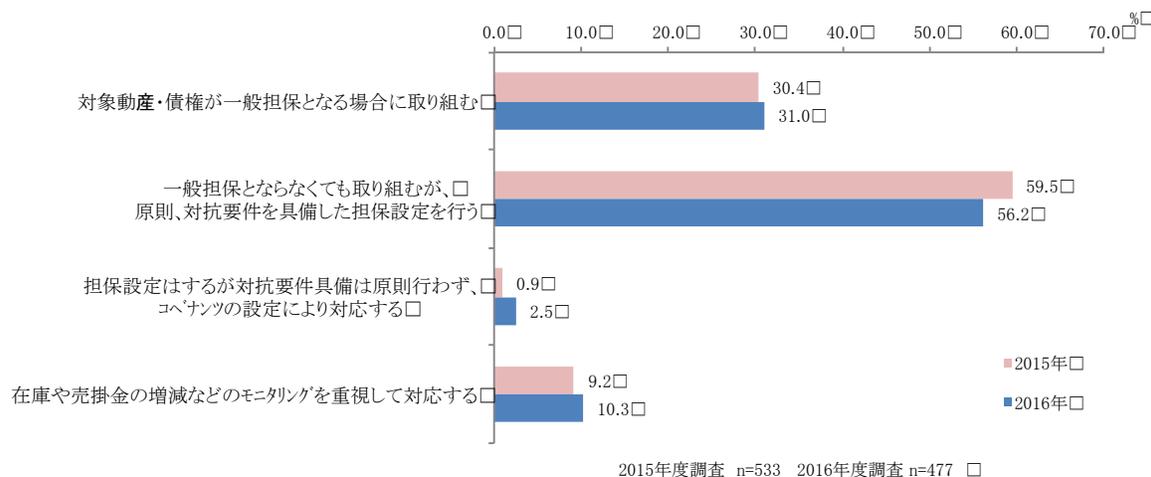


図 21. ABL の実施方針

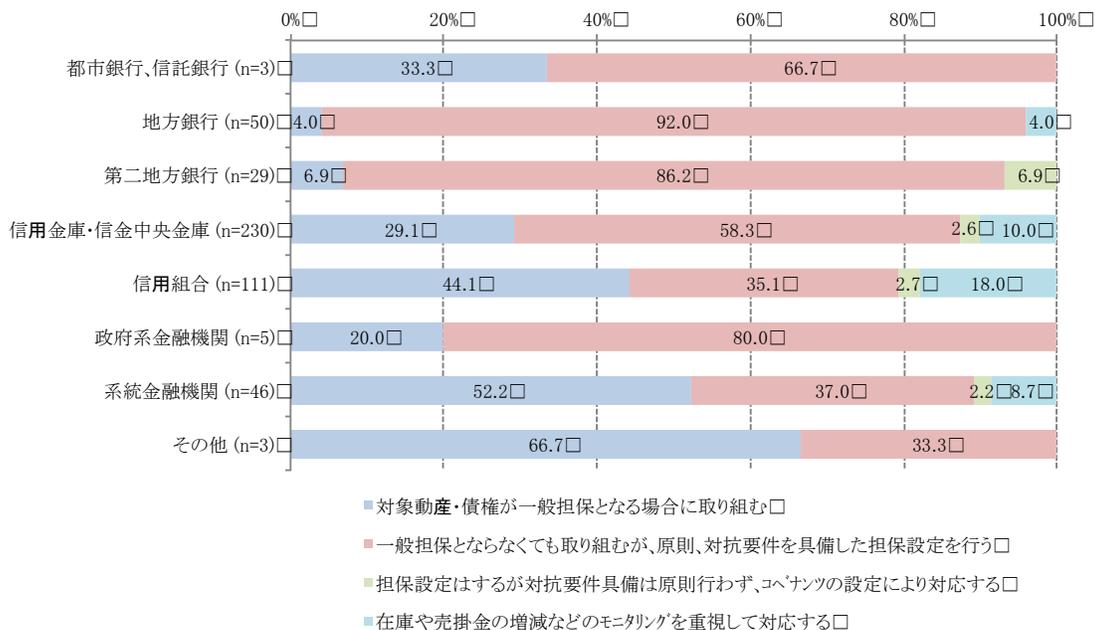


図 22. ABL の実施方針（業態別）

#### Q14. 今後の ABL の実施方針

今後の ABL 実施方針について、まず、ABL の実績がある機関においては、「現状を維持する」(73.3%) が最も多く、次いで「動産・債権 ABL の取り組みを強化する」(23.7%) が続いている。昨年度(2015年度)の調査結果との比較では、「現状を維持する」と回答した機関の割合が9.3ポイント上昇した。

ABL の実績がない機関においては、「ABL の取り組みを予定していない」(80.6%) が最も多く、「動産・債権 ABL に取り組む予定である」(13.2%) が続いている。昨年度と比較すると、「動産・債権 ABL に取り組む予定である」は3.8ポイント増加した。

##### 【ABL の実績がある機関】

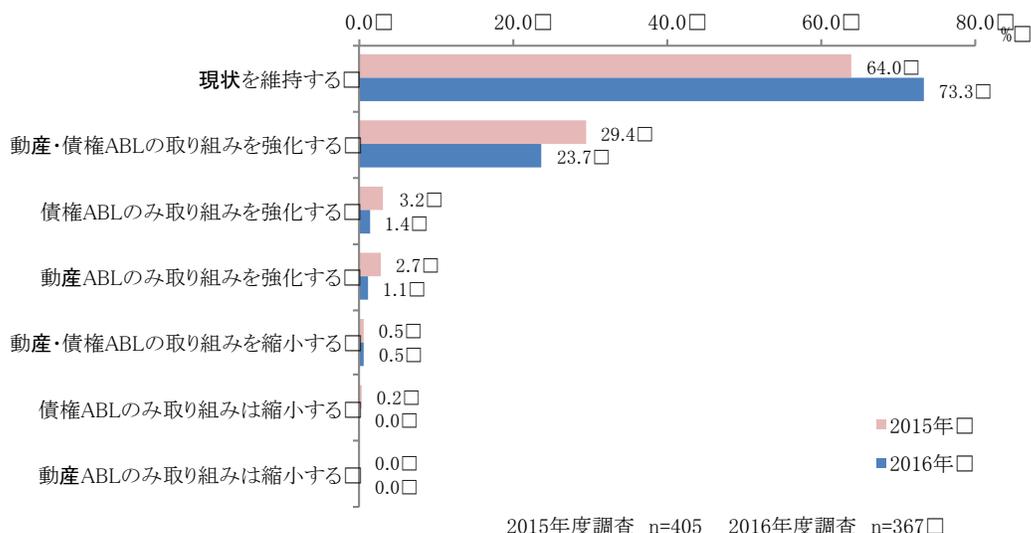


図 23. 今後の ABL 実施方針 (ABL 実績あり)

##### 【ABL の実績がない機関】

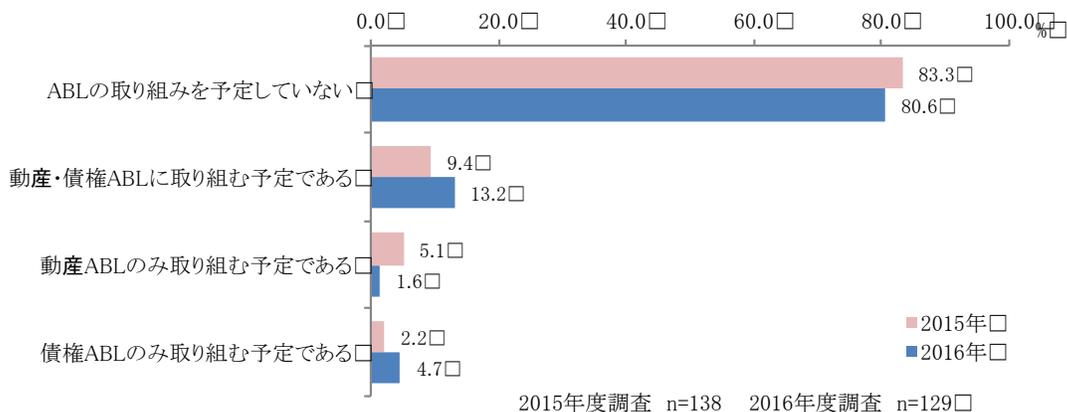


図 24. 今後の ABL 実施方針 (ABL 実績なし)

業態別にみると、昨年度（2015年度）と比べて、特に地方銀行、第二地方銀行において、「ABLの取り組みを強化する」の回答が減少し、「現状を維持する」の回答が増加した。

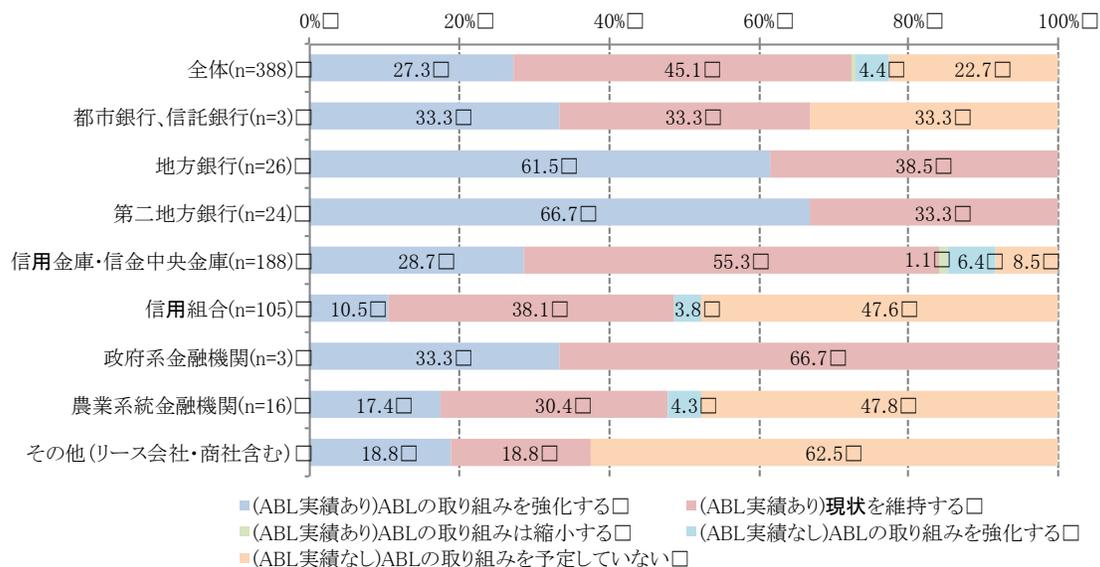


図 25. 今後の ABL の実施方針（業態別）2015 年度

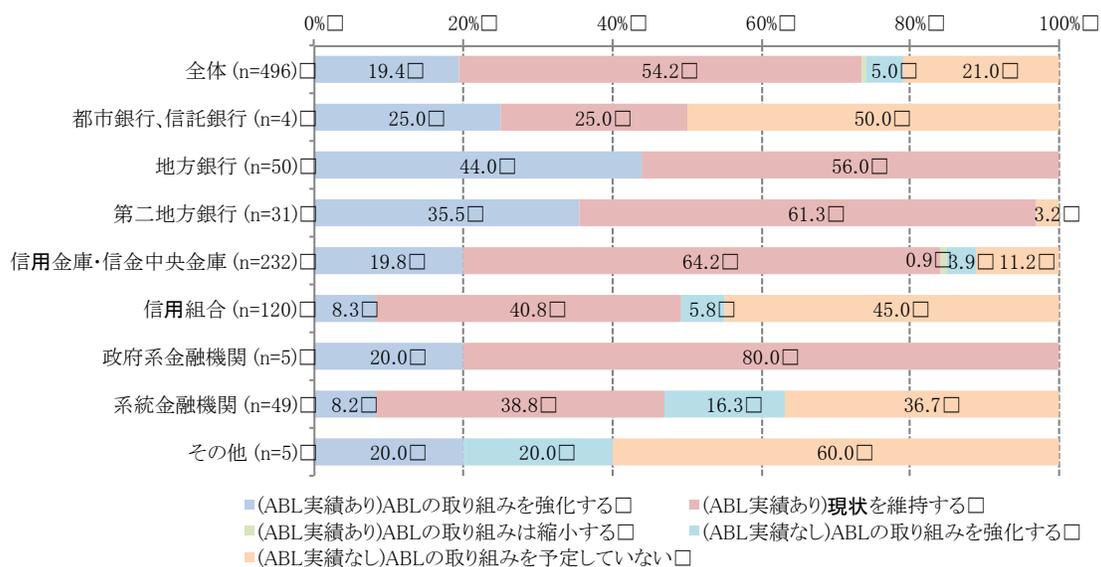


図 26. 今後の ABL の実施方針（業態別）2016 年度

### Q15. 今後、ABL の取組を維持、強化の方針をとる理由

今後「ABL の取り組みを強化する」、「現状を維持する」の方針をとる理由（複数回答）については、昨年度調査に引き続き、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」（49.9%）が最も多くなった。次いで、「取引先のニーズに合った融資スキームだから」（41.1%）、「信用力が低い取引先への取引拡充ができるから」（40.1%）となった。

昨年度（2015 年度）の調査結果との比較では、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」が 5 ポイント程度減少している。

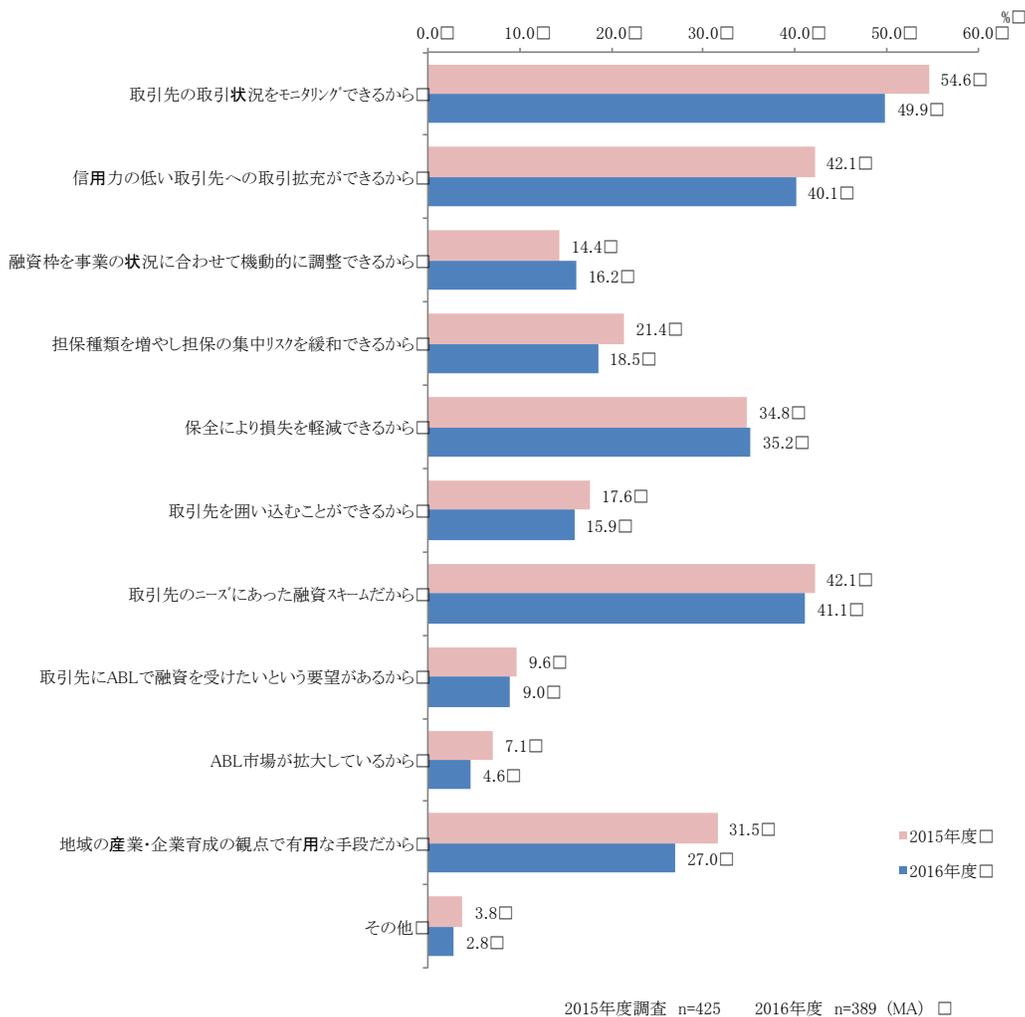


図 27. ABL の取組の維持、強化の方針をとる理由

### Q16. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由

今後、「ABLの取り組みは縮小する」、もしくは「ABLの取り組みを予定していない」理由（複数回答）については、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」（57.1%）となり、昨年度調査に引き続き最も多くなった。続いて「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」（33.3%）、「ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから」（31.4%）、「ABLの推進にあたり、人員を割く余裕がないから」（31.4%）となった。

昨年度（2015年度）調査の結果との比較を行ったところ、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」や「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」等の理由が昨年よりその比率が上昇している。

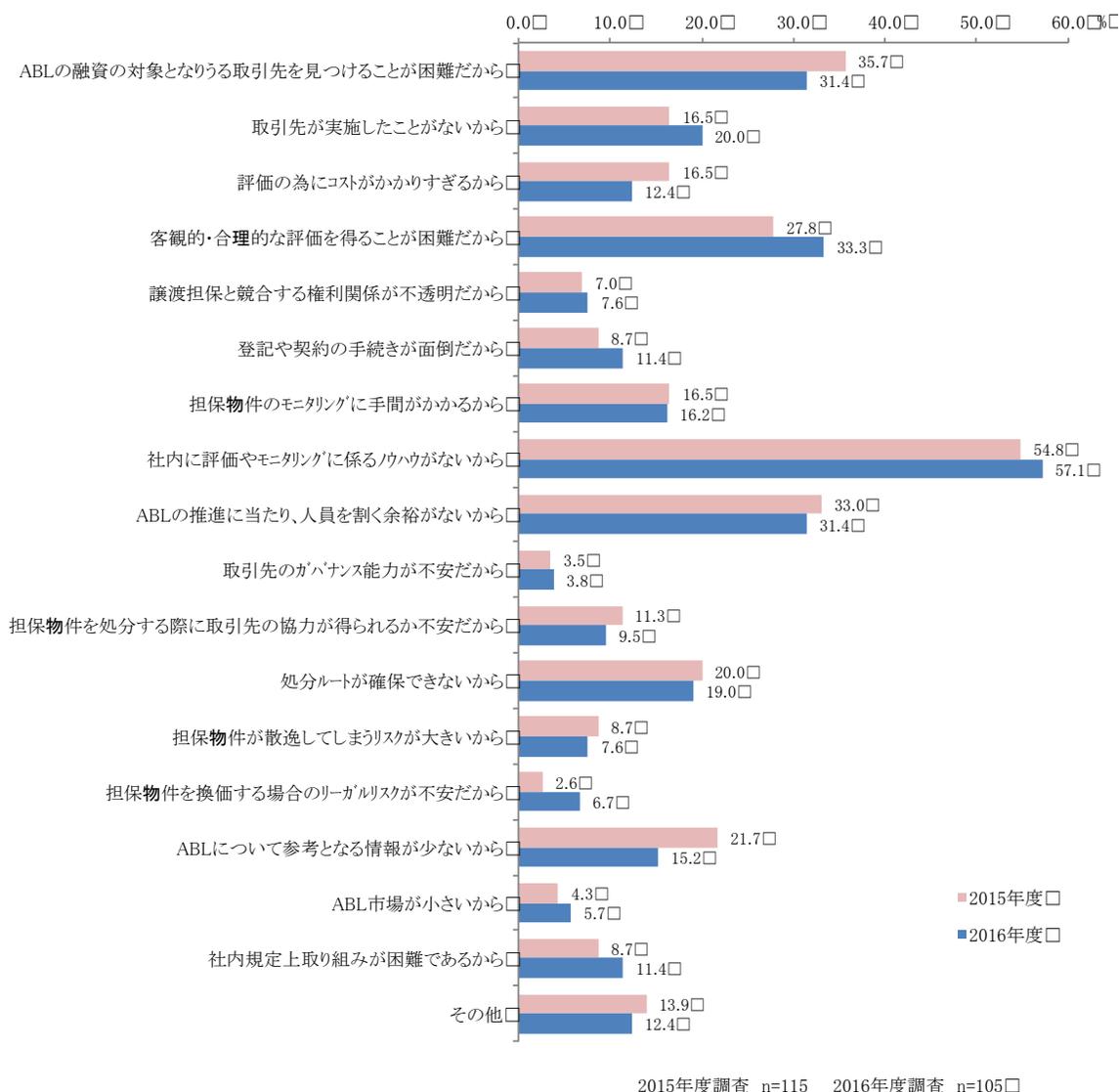


図 28. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する理由

表 4. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する理由（業態別）

| 取組みを予定していない、縮小する理由             |            | 都市銀行       | 地方銀行 | 第二地方銀行     | 信用金庫        | 信用組合        | 政府系  | 系統          | その他        |
|--------------------------------|------------|------------|------|------------|-------------|-------------|------|-------------|------------|
|                                |            | 信託銀行       |      |            | 信金中央金庫      |             | 金融機関 | 金融機関        |            |
| ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから | (件)<br>(%) | 1<br>50.0  |      |            | 6<br>22.2   | 21<br>38.9  |      | 5<br>27.8   | 0.0        |
| 取引先が実施したことがないから                | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 6<br>22.2   | 9<br>16.7   |      | 6<br>33.3   | 0.0        |
| 評価の為にコストがゆかりすぎるから              | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 5<br>18.5   | 6<br>11.1   |      | 2<br>11.1   | 0.0        |
| 客観的・合理的な評価を得ることが困難だから          | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 15<br>55.6  | 14<br>25.9  |      | 6<br>33.3   | 0.0        |
| 譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから           | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 2<br>11.1   | 4<br>7.4    |      | 1<br>5.6    | 0.0        |
| 登記や契約の手続きが面倒だから                | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 6<br>22.2   | 6<br>11.1   |      | 0.0         | 0.0        |
| 担保物件のモニタリングに手間がかかるから           | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 5<br>18.5   | 10<br>18.5  |      | 2<br>11.1   | 0.0        |
| 社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから       | (件)<br>(%) | 0.0        |      | 100.0      | 1<br>74.1   | 26<br>48.1  |      | 12<br>66.7  | 1<br>33.3  |
| ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから        | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 11<br>40.7  | 17<br>31.5  |      | 5<br>27.8   | 0.0        |
| 取引先のガバナンス能力が不安だから              | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 0.0         | 7.4         |      | 0.0         | 0.0        |
| 担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから   | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 4<br>14.8   | 4<br>7.4    |      | 2<br>11.1   | 0.0        |
| 処分ルートが確保できないから                 | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 5<br>18.5   | 12<br>22.2  |      | 3<br>16.7   | 0.0        |
| 担保物件が散逸してしまリスクが大きいから           | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 1<br>3.7    | 5<br>9.3    |      | 2<br>11.1   | 0.0        |
| 担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから      | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 3<br>11.1   | 3<br>5.6    |      | 1<br>5.6    | 0.0        |
| ABLについて参考となる情報が少ないから           | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 3<br>11.1   | 9<br>16.7   |      | 4<br>22.2   | 0.0        |
| ABL市場が小さいから                    | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 1<br>3.7    | 4<br>7.4    |      | 1<br>5.6    | 0.0        |
| 社内規定上取組みが困難であるから               | (件)<br>(%) | 0.0        |      |            | 4<br>14.8   | 2<br>3.7    |      | 4<br>22.2   | 2<br>66.7  |
| その他                            | (件)<br>(%) | 1<br>50.0  |      |            | 1<br>3.7    | 9<br>16.7   |      | 1<br>5.6    | 1<br>33.3  |
| 回答機関数                          | (件)<br>(%) | 2<br>100.0 |      | 1<br>100.0 | 27<br>100.0 | 54<br>100.0 |      | 18<br>100.0 | 3<br>100.0 |

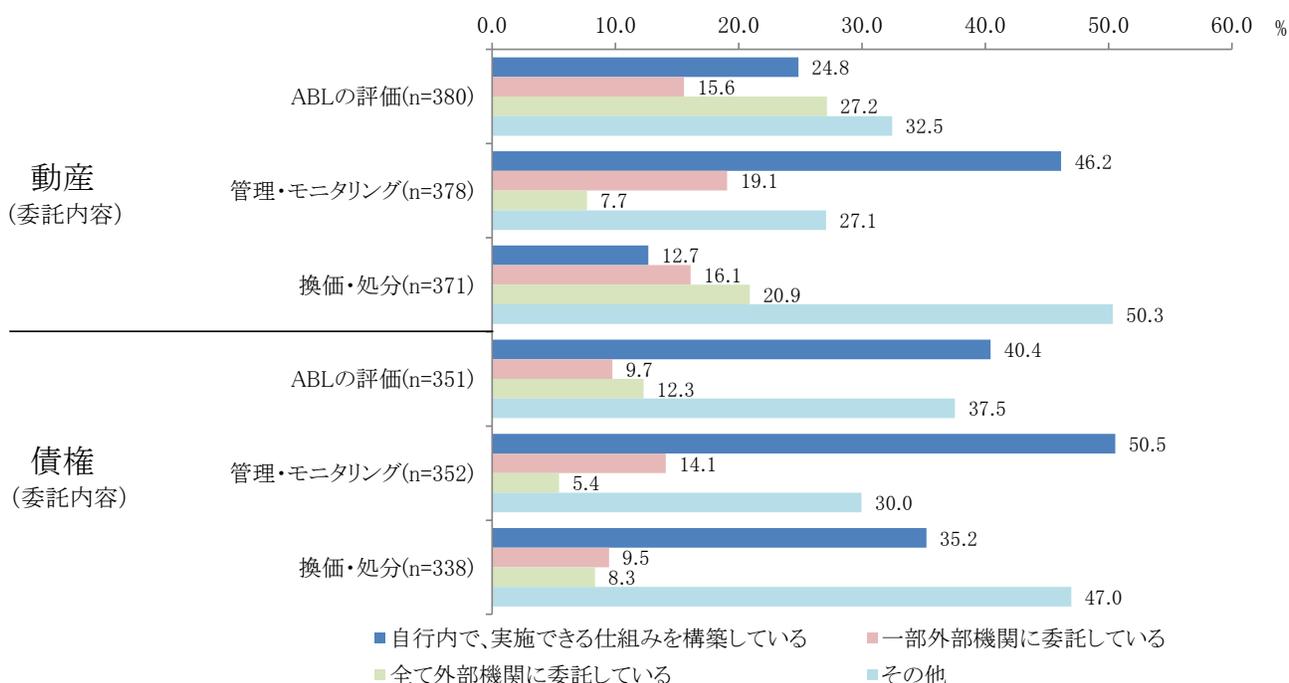
※ 地方銀行、政府系金融機関は該当する金融機関がなかった。

### Q17. ABL の実施体制（評価、管理・モニタリング、換価・処分）

ABL の実施体制（ABL の評価、管理・モニタリング、換価・処分の3項目について、「動産」、「不動産」ごとにそれぞれ単一回答）について、動産に関しては、管理・モニタリングにおいて、「自行内で実施できる仕組みを構築している」と回答した機関が最も多くなった。一方、担保評価は、全て外部機関に委託する比率が高かった。

債権でも、管理・モニタリングについて「自行内で実施できる仕組みを構築している」と回答した機関が最も多くなっている。債権は動産と比較し、自行内で一連の手続きを実施出来る仕組みを構築している金融機関の割合が多いことが分かる。

なお、その他の回答（自由記述）として、評価、管理・モニタリング、換価・処分とも、「決まった体制が構築できていない」という回答が多かった。関連規定は定めたものの、実績が少ないことから体制の構築にまでは至っていない機関も存在するとみられる。また、特に評価については、「添え担保とし、評価をゼロとして扱っている」、「保証協会を利用している」という回答もみられた。



※Q1で「ABLの実績がある」と回答した機関のみを集計

図 29. ABL の実施体制（評価、管理・モニタリング、換価・処分）

(C) 推進に向けた取組

Q18. ABL 案件発掘時の課題

ABL 案件発掘時の課題（複数回答）について ABL を実施した機関の約半数程度が、「物件の担保としての適性について判断ができないこと」（47.4%）、「資産の管理状態について 把握ができていないこと」（46.5%）を挙げている。なお、昨年度（2015 年度）の調査結果と比較したところ、「融資対象先の商流が確認できないこと」を挙げる割合が比較的減少している。

業態別では、表 5 の通りであり、信用金庫・信金中央金庫において過半数が「ABL を推進する体制を構築できていないこと」を課題として挙げており、他の業態（機関）と比べて、体制構築が進んでいない様子がうかがえる。

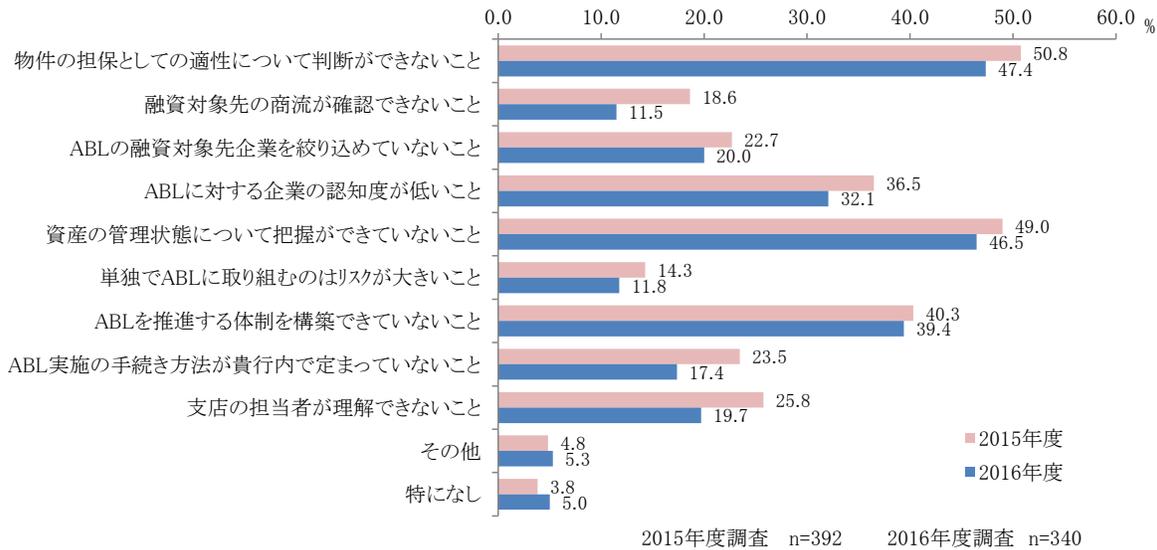


図 30. ABL 案件発掘時の課題

表 5. ABL 案件発掘時の課題（業態別）

| 案件発掘時の課題                  |     | 都市銀行  | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫   | 信用組合  | 政府系   | 系統    | その他   |
|---------------------------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|                           |     | 信託銀行  |       |        | 信金中央金庫 |       | 金融機関  | 金融機関  |       |
| 物件の担保としての適性について判断ができないこと  | (件) |       | 21    | 12     | 96     | 27    | 2     | 3     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 44.7  | 42.9   | 52.5   | 49.1  | 40.0  | 15.0  | 0.0   |
| 融資対象先の商流が確認できないこと         | (件) |       | 2     | 2      | 20     | 12    |       | 3     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 4.3   | 7.1    | 10.9   | 21.8  | 0.0   | 15.0  | 0.0   |
| ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと    | (件) |       | 11    | 4      | 40     | 11    |       | 2     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 23.4  | 14.3   | 21.9   | 20.0  | 0.0   | 10.0  | 0.0   |
| ABLに対する企業の認知度が低いこと        | (件) | 1     | 22    | 11     | 51     | 20    | 1     | 2     | 1     |
|                           | (%) | 50.0  | 46.8  | 39.3   | 27.9   | 36.4  | 20.0  | 10.0  | 100.0 |
| 資産の管理状態について把握ができていないこと    | (件) | 1     | 18    | 13     | 87     | 27    | 2     | 10    |       |
|                           | (%) | 50.0  | 38.3  | 46.4   | 47.5   | 49.1  | 40.0  | 50.0  | 0.0   |
| 単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと    | (件) |       |       | 4      | 26     | 7     |       | 3     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 0.0   | 14.3   | 14.2   | 12.7  | 0.0   | 15.0  | 0.0   |
| ABLを推進する体制を構築できていないこと     | (件) |       | 7     | 6      | 94     | 21    |       | 6     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 14.9  | 21.4   | 51.4   | 38.2  | 0.0   | 30.0  | 0.0   |
| ABL実施の手続き方法が自行内で定まっていないこと | (件) |       | 3     | 1      | 39     | 15    |       | 1     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 6.4   | 3.6    | 21.3   | 27.3  | 0.0   | 5.0   | 0.0   |
| 支店の担当者が理解できないこと           | (件) |       | 11    | 7      | 37     | 10    | 1     | 1     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 23.4  | 25.0   | 20.2   | 18.2  | 20.0  | 5.0   | 0.0   |
| その他                       | (件) | 2     | 4     | 3      | 4      | 2     |       | 2     | 1     |
|                           | (%) | 100.0 | 8.5   | 10.7   | 2.2    | 3.6   | 0.0   | 10.0  | 100.0 |
| 特になし                      | (件) |       | 2     | 1      | 3      | 4     | 2     | 5     |       |
|                           | (%) | 0.0   | 4.3   | 3.6    | 1.6    | 7.3   | 40.0  | 25.0  | 0.0   |
| 回答機関数                     | (件) | 2     | 47    | 28     | 183    | 55    | 5     | 20    | 1     |
|                           | (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

### Q19. 担保価値評価時の課題

担保価値評価時の課題（複数回答）については、「自行（庫・社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと」（69.5%）、「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」（38.5%）、「外部評価会社の評価費用が高いこと」（31.7%）が上位に挙げられている。昨年度（2015年度）との比較では、「外部評価会社の評価費用が高いこと」を挙げる割合は7.9ポイント程度減少している。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫、地方銀行で「自行（庫・社）内で評価する体制・ノウハウが確立されていないこと」を挙げる比率が高くなっている。

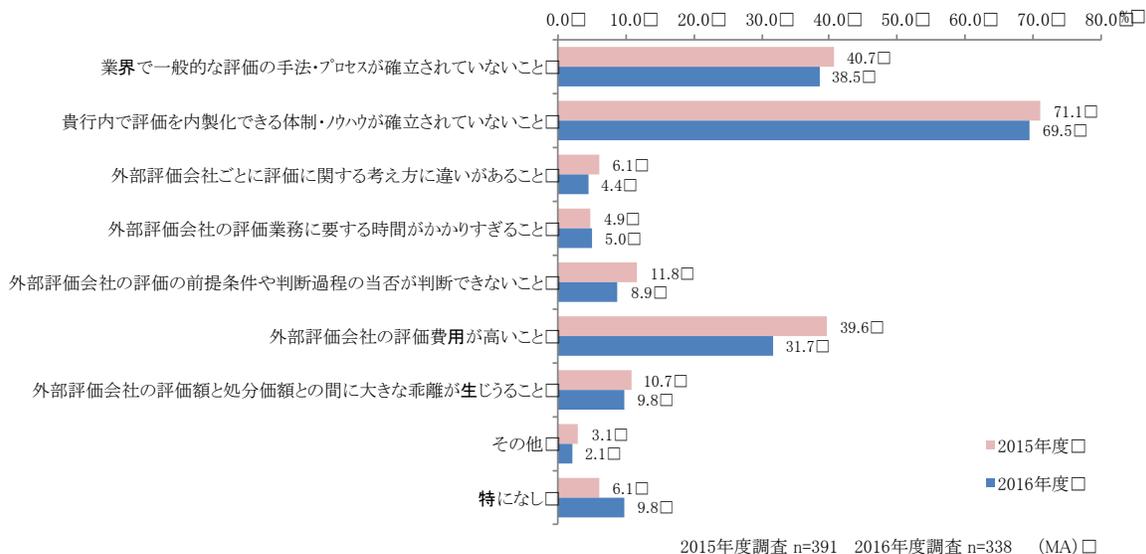


図 31. 担保価値評価時の課題

表 6. 担保評価時の課題（業態別）

| 担保評価時の課題                        |     | 都市銀行  | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫   | 信用組合  | 政府系   | 系統    | その他   |
|---------------------------------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|                                 |     | 信託銀行  |       |        | 信金中央金庫 |       | 金融機関  | 金融機関  |       |
| 業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと    | (件) |       | 17    | 11     | 65     | 25    | 3     | 9     |       |
|                                 | (%) | 0.0   | 36.2  | 39.3   | 35.5   | 45.5  | 60.0  | 45.0  | 0.0   |
| 自行内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと | (件) |       | 35    | 19     | 143    | 29    |       | 9     |       |
|                                 | (%) | 0.0   | 74.5  | 67.9   | 78.1   | 52.7  | 0.0   | 45.0  | 0.0   |
| 外部評価会社ごとに評価に関する考え方に違いがあること      | (件) |       | 5     | 5      | 4      |       |       | 1     |       |
|                                 | (%) | 0.0   | 10.6  | 17.9   | 2.2    | 0.0   | 0.0   | 5.0   | 0.0   |
| 外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎること      | (件) | 1     | 4     | 5      | 4      | 2     | 1     |       |       |
|                                 | (%) | 50.0  | 8.5   | 17.9   | 2.2    | 3.6   | 20.0  | 0.0   | 0.0   |
| 外部評価会社の評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと | (件) |       | 8     | 2      | 17     | 2     | 1     |       |       |
|                                 | (%) | 0.0   | 17.0  | 7.1    | 9.3    | 3.6   | 20.0  | 0.0   | 0.0   |
| 外部評価会社の評価費用が高いこと                | (件) | 2     | 29    | 14     | 47     | 11    | 2     | 2     |       |
|                                 | (%) | 100.0 | 61.7  | 50.0   | 25.7   | 20.0  | 40.0  | 10.0  | 0.0   |
| 外部評価会社の評価額と処分価額との間に大きな乖離が生じること  | (件) | 1     | 10    | 3      | 15     | 2     |       | 2     |       |
|                                 | (%) | 50.0  | 21.3  | 10.7   | 8.2    | 3.6   | 0.0   | 10.0  | 0.0   |
| その他                             | (件) |       |       |        | 3      | 2     |       | 2     |       |
|                                 | (%) | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 1.6    | 3.6   | 0.0   | 10.0  | 0.0   |
| 特になし                            | (件) |       | 2     | 1      | 14     | 11    |       | 4     | 1     |
|                                 | (%) | 0.0   | 4.3   | 3.6    | 7.7    | 20.0  | 0.0   | 20.0  | 100.0 |
| 回答機関数                           | (件) | 2     | 47    | 28     | 183    | 55    | 5     | 20    | 1     |
|                                 | (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

## Q20. 担保設定時の課題

担保設定時の課題（複数回答）について、最も多いのは「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」（38.7%）となっており、4割近くの機関が昨年度（2015年度）に引き続き課題と感じている。次に多いのが「債権に譲渡禁止特約が付いてくることが多く、これを解除できないこと」（27.3%）「動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと」（24.6%）が続いた。昨年度（2015年度）調査結果と比べると、「債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと」及び「その他」を除く全項目が昨年度より低下し、「特になし」が6.4ポイント上昇した。業態別では、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」の項目で地方銀行、第二地方銀行において課題として挙げる比率が昨年に続きやや高くなっている。

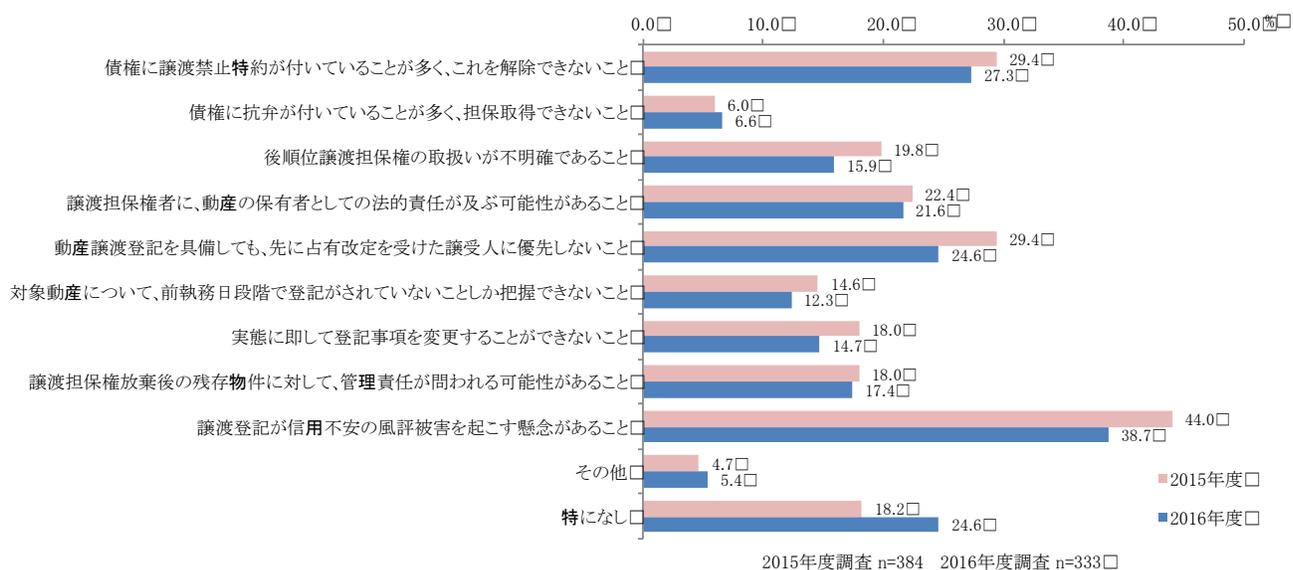


図 32. 担保設定時の課題

表 7. 担保設定時の課題（業態別）

| 担保設定時の課題                              | 都市銀行<br>信託銀行       | 地方銀行                | 第二地方銀行              | 信用金庫<br>信金中央金庫       | 信用組合                | 政府系<br>金融機関        | 農業系統<br>金融機関        | その他                |
|---------------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと      | (件) 2<br>(%) 100.0 | (件) 19<br>(%) 40.4  | (件) 9<br>(%) 32.1   | (件) 44<br>(%) 25.0   | (件) 11<br>(%) 20.0  | (件) 1<br>(%) 20.0  | (件) 4<br>(%) 21.1   | (件) 1<br>(%) 100.0 |
| 債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと           | (件) 1<br>(%) 50.0  | (件) 5<br>(%) 10.6   | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 12<br>(%) 6.8    | (件) 2<br>(%) 3.6    | (件) 1<br>(%) 20.0  | (件) 1<br>(%) 5.3    | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること                 | (件) 1<br>(%) 0.0   | (件) 10<br>(%) 21.3  | (件) 3<br>(%) 10.7   | (件) 20<br>(%) 11.4   | (件) 12<br>(%) 21.8  | (件) 3<br>(%) 60.0  | (件) 5<br>(%) 26.3   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること     | (件) 1<br>(%) 50.0  | (件) 12<br>(%) 25.5  | (件) 5<br>(%) 17.9   | (件) 37<br>(%) 21.0   | (件) 11<br>(%) 20.0  | (件) 1<br>(%) 20.0  | (件) 5<br>(%) 26.3   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと    | (件) 2<br>(%) 100.0 | (件) 15<br>(%) 31.9  | (件) 8<br>(%) 28.6   | (件) 41<br>(%) 23.3   | (件) 13<br>(%) 23.6  | (件) 1<br>(%) 20.0  | (件) 2<br>(%) 10.5   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと | (件) 1<br>(%) 50.0  | (件) 7<br>(%) 14.9   | (件) 4<br>(%) 14.3   | (件) 20<br>(%) 11.4   | (件) 5<br>(%) 9.1    | (件) 1<br>(%) 20.0  | (件) 3<br>(%) 15.8   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 実態に即して登記事項を変更することができないこと              | (件) 2<br>(%) 100.0 | (件) 14<br>(%) 29.8  | (件) 9<br>(%) 32.1   | (件) 14<br>(%) 8.0    | (件) 6<br>(%) 10.9   | (件) 1<br>(%) 20.0  | (件) 2<br>(%) 10.5   | (件) 1<br>(%) 100.0 |
| 譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること   | (件) 1<br>(%) 50.0  | (件) 12<br>(%) 25.5  | (件) 5<br>(%) 17.9   | (件) 29<br>(%) 16.5   | (件) 6<br>(%) 10.9   | (件) 2<br>(%) 40.0  | (件) 3<br>(%) 15.8   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること             | (件) 1<br>(%) 50.0  | (件) 31<br>(%) 66.0  | (件) 16<br>(%) 57.1  | (件) 61<br>(%) 34.7   | (件) 12<br>(%) 21.8  | (件) 1<br>(%) 20.0  | (件) 6<br>(%) 31.6   | (件) 1<br>(%) 100.0 |
| その他                                   | (件) 1<br>(%) 50.0  | (件) 3<br>(%) 6.4    | (件) 3<br>(%) 10.7   | (件) 8<br>(%) 4.5     | (件) 3<br>(%) 5.5    | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 特になし                                  | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 3<br>(%) 6.4    | (件) 3<br>(%) 10.7   | (件) 52<br>(%) 29.5   | (件) 17<br>(%) 30.9  | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 7<br>(%) 36.8   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 回答機関数                                 | (件) 2<br>(%) 100.0 | (件) 47<br>(%) 100.0 | (件) 28<br>(%) 100.0 | (件) 176<br>(%) 100.0 | (件) 55<br>(%) 100.0 | (件) 5<br>(%) 100.0 | (件) 19<br>(%) 100.0 | (件) 1<br>(%) 100.0 |

## Q21. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題

ABLによる動産・債権担保を「一般担保として取り扱う」と判断するに際し、充足することが困難な項目（複数回答）については、「動産につき適切な換価手段を確保すること」（62.7%）が最も多く、「動産の数量及び品質等を継続的にモニタリングすること」（44.1%）、「客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること」（37.9%）と続いた。昨年度（2015年度）調査結果と比較すると、「動産の数量及び品質等を継続的にモニタリングすること」の割合が7.4ポイント程度低下している。

業態別では、「動産につき適切な換価手段を確保すること」が、地方銀行、第二地方銀行でやや高い比率となった。

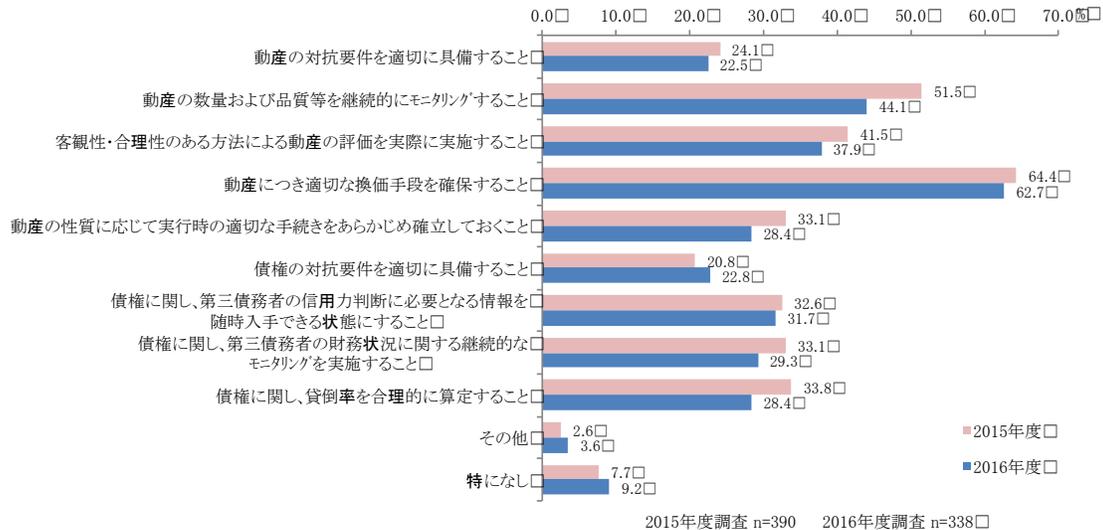


図 33. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題

表 8. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題（業態別）

| 一般担保として取り扱う要件としての課題                    | 業態別          |       |        |                |       |             |            |       |
|--|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
|  | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
| 動産の対抗要件を適切に具備すること                      | (件) 1        | 5     | 9      | 45             | 8     | 2           | 6          |       |
| (%)                                    | 50.0         | 10.6  | 32.1   | 25.0           | 14.5  | 40.0        | 30.0       | 0.0   |
| 動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること             | (件) 1        | 18    | 14     | 74             | 27    | 3           | 12         |       |
| (%)                                    | 50.0         | 38.3  | 50.0   | 41.1           | 49.1  | 60.0        | 60.0       | 0.0   |
| 客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施すること         | (件) 1        | 19    | 8      | 73             | 20    |             | 7          |       |
| (%)                                    | 50.0         | 40.4  | 28.6   | 40.6           | 36.4  | 0.0         | 35.0       | 0.0   |
| 動産につき適切な換価手段を確保すること                    | (件) 1        | 35    | 20     | 118            | 25    | 3           | 10         |       |
| (%)                                    | 50.0         | 74.5  | 71.4   | 65.6           | 45.5  | 60.0        | 50.0       | 0.0   |
| 動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと      | (件) 1        | 17    | 15     | 48             | 9     |             | 6          |       |
| (%)                                    | 50.0         | 36.2  | 53.6   | 26.7           | 16.4  | 0.0         | 30.0       | 0.0   |
| 債権の対抗要件を適切に具備すること                      | (件) 1        | 3     | 8      | 47             | 12    | 1           | 5          |       |
| (%)                                    | 50.0         | 6.4   | 28.6   | 26.1           | 21.8  | 20.0        | 25.0       | 0.0   |
| 債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要な情報を随時入手できる状態にすること | (件) 0        | 20    | 10     | 53             | 16    |             | 8          |       |
| (%)                                    | 0.0          | 42.6  | 35.7   | 29.4           | 29.1  | 0.0         | 40.0       | 0.0   |
| 債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること  | (件) 0        | 20    | 10     | 49             | 14    |             | 6          |       |
| (%)                                    | 0.0          | 42.6  | 35.7   | 27.2           | 25.5  | 0.0         | 30.0       | 0.0   |
| 債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること                   | (件) 0        | 19    | 10     | 48             | 14    | 1           | 4          |       |
| (%)                                    | 0.0          | 40.4  | 35.7   | 26.7           | 25.5  | 20.0        | 20.0       | 0.0   |
| その他                                    | (件) 0        | 2     | 2      | 6              | 2     |             |            |       |
| (%)                                    | 0.0          | 4.3   | 7.1    | 3.3            | 3.6   | 0.0         | 0.0        | 0.0   |
| 特になし                                   | (件) 0        | 5     | 1      | 11             | 8     | 2           | 3          | 1     |
| (%)                                    | 0.0          | 10.6  | 3.6    | 6.1            | 14.5  | 40.0        | 15.0       | 100.0 |
| 回答機関数                                  | (件) 2        | 47    | 28     | 180            | 55    | 5           | 20         | 1     |
| (%)                                    | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |

## Q22. 民法改正後の譲渡制限特約付き債権を担保とした ABL の取組み方針

民法改正を踏まえての、譲渡制限特約付き債権を担保とした ABL の取組み方針（単一回答）については、「譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後の対応は未定」（73.8%）が最も多かった。「譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後は、行うよう方針を変更」と回答した機関は 5.7% となった。

業態別では、その他を除く各業態で「動譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後の対応は未定」が最も多くなった。

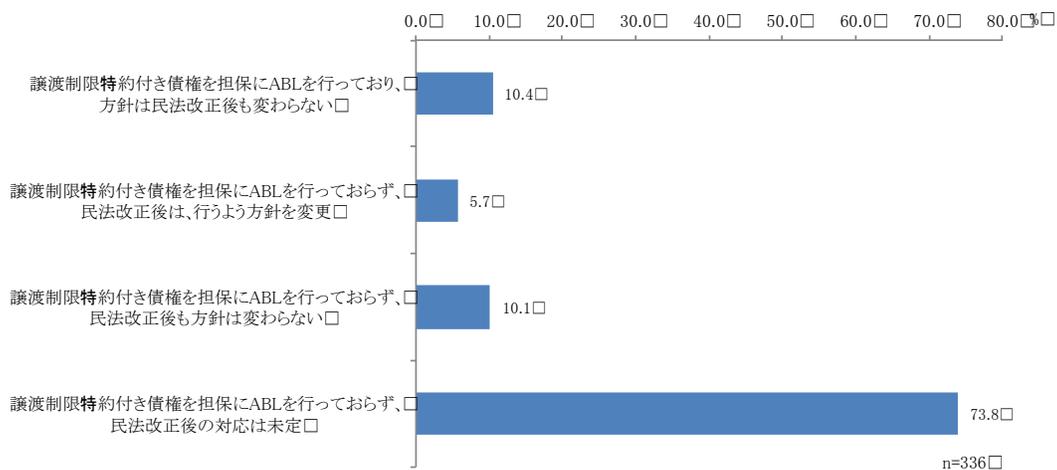


図 34. 民法改正後の譲渡制限特約付き債権を担保とした ABL の取組み方針

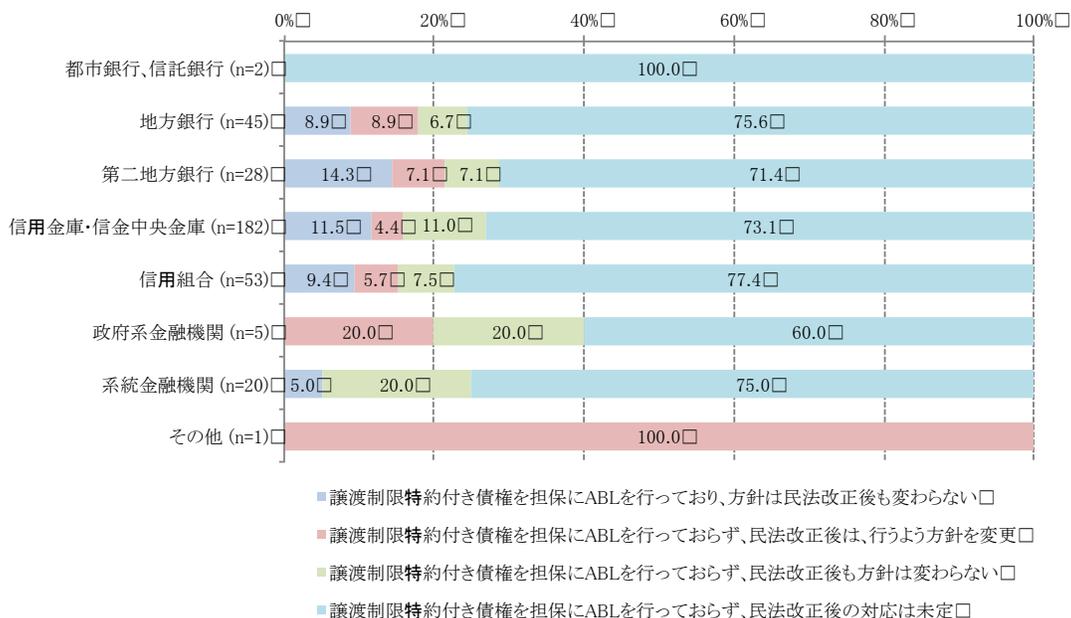


図 35. 民法改正後の譲渡制限特約付き債権を担保とした ABL の取組み方針（業態別）

### Q23. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由

「民法改正後も、譲渡制限特約付き債券を担保に ABL を行わない、もしくは対応未定とする理由」（複数回答）については、「当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから」（38.0%）が最も多く、「譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから」（25.6%）が続いている。

業態別では、地方銀行において、「当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから」を理由として挙げる比率が高くなった。

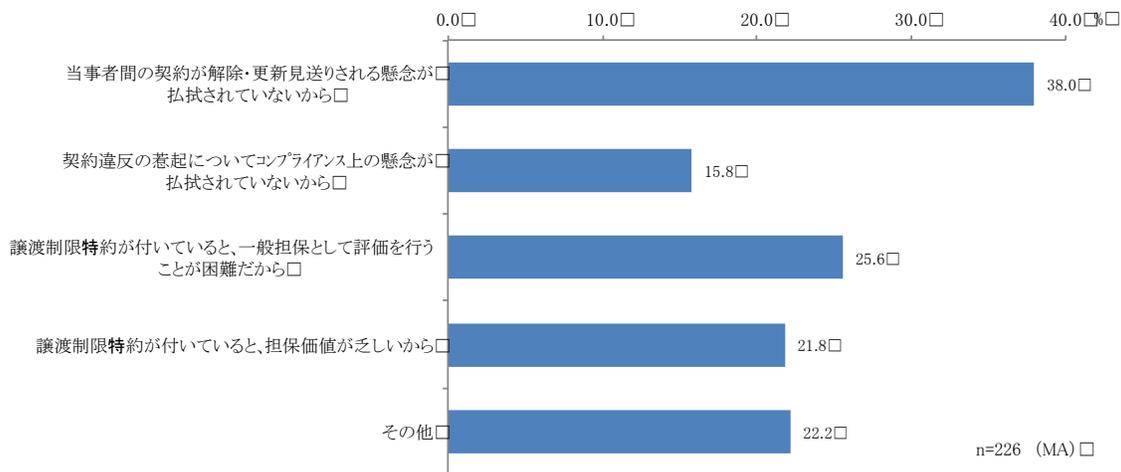


図 36. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由

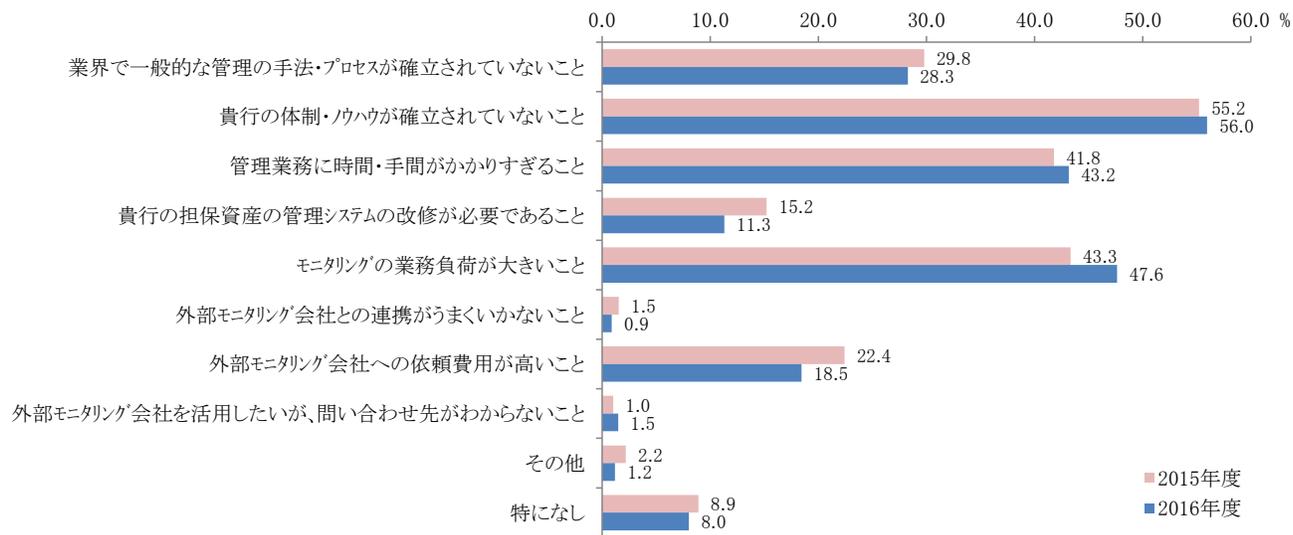
表 9. 民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由（業態別）

| 方針が変わらない、未定の理由                     | 都市銀行<br>信託銀行 |       | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 |
|------------------------------------|--------------|-------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|
|                                    | (件)          | (%)   | (件)   | (件)    | (件)            | (件)   | (件)         | (件)        |
| 当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから   | 2            | 100.0 | 19    | 9      | 51             | 13    | 1           | 6          |
|                                    |              |       | 54.3  | 42.9   | 35.7           | 31.0  | 25.0        | 31.6       |
| 契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから | 2            | 100.0 | 6     | 5      | 18             | 6     | 2           | 3          |
|                                    |              |       | 17.1  | 23.8   | 12.6           | 14.3  | 50.0        | 15.8       |
| 譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから | 3            | 0.0   | 3     | 5      | 42             | 11    | 2           | 5          |
|                                    |              |       | 8.6   | 23.8   | 29.4           | 26.2  | 50.0        | 26.3       |
| 譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから           | 9            | 0.0   | 9     | 3      | 34             | 9     | 1           | 2          |
|                                    |              |       | 25.7  | 14.3   | 23.8           | 21.4  | 25.0        | 10.5       |
| その他                                | 10           | 0.0   | 10    | 5      | 26             | 10    | 2           | 6          |
|                                    |              |       | 28.6  | 23.8   | 18.2           | 23.8  | 50.0        | 31.6       |
| 回答機関数                              | 2            | 100.0 | 35    | 21     | 143            | 42    | 4           | 19         |
|                                    |              |       | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      |

## Q24. ABL の管理・モニタリングに関する課題

ABL の管理・モニタリングに関する課題（複数回答）について、昨年度に続き「体制・ノウハウが確立されていないこと」（56.0%）が最も多く挙げられた。次いで、「モニタリングの業務負荷が大きいこと」（47.6%）、「管理業務に時間・手間がかかりすぎること」（43.2%）が挙げられている。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫、信用組合において「体制・ノウハウが確立されていないこと」を、管理・モニタリングの課題点として挙げる比率が高かった。



2015年度調査 n=390 2016年度調査 n=336 (MA)

※2015年度は、「動産担保」と「債権担保」それぞれの課題を調査。上記数値は「動産担保」と「債権担保」の割合を単純平均したものの

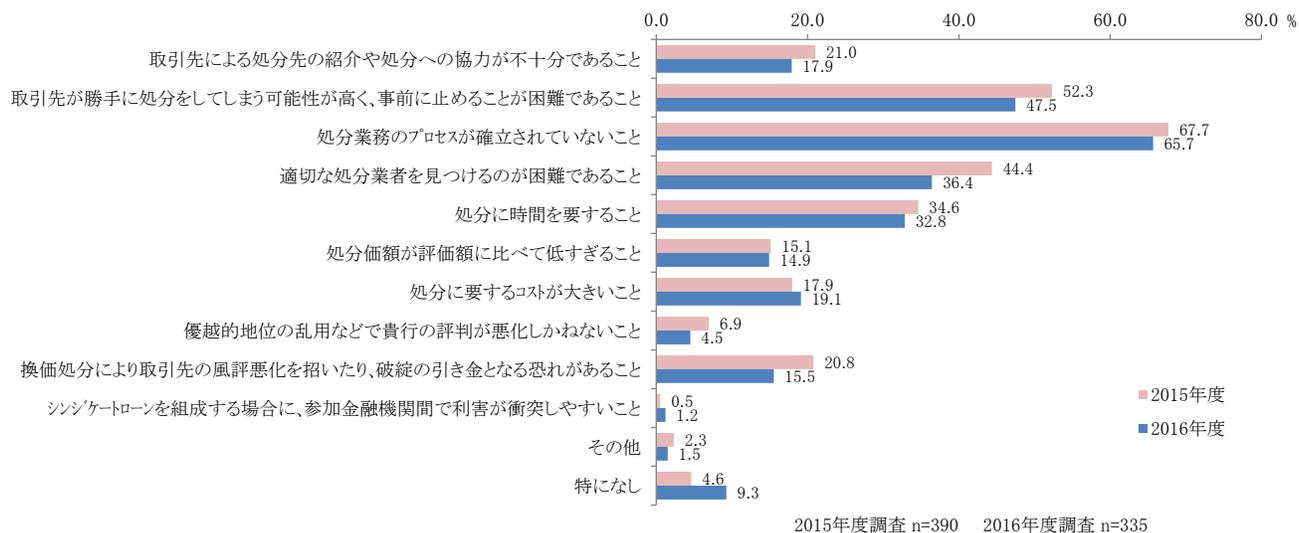
図 37. ABL の管理・モニタリングに関する課題

表 10. ABL の管理・モニタリングに関する課題（業態別）

| 管理・モニタリングに関する課題                  | 都市銀行<br>信託銀行 |       | 地方銀行 |       | 第二地方銀行 |       | 信用金庫<br>信金中央金庫 |       | 信用組合 |       | 政府系<br>金融機関 |       | 系統<br>金融機関 |       | その他 |       |
|----------------------------------|--------------|-------|------|-------|--------|-------|----------------|-------|------|-------|-------------|-------|------------|-------|-----|-------|
|                                  | (件)          | (%)   | (件)  | (%)   | (件)    | (%)   | (件)            | (%)   | (件)  | (%)   | (件)         | (%)   | (件)        | (%)   | (件) | (%)   |
| 業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと     | 1            | 50.0  | 7    | 14.9  | 9      | 32.1  | 54             | 30.3  | 17   | 30.9  | 2           | 40.0  | 5          | 25.0  |     | 0.0   |
| 自行の体制・ノウハウが確立されていないこと            |              | 0.0   | 19   | 40.4  | 11     | 39.3  | 118            | 66.3  | 30   | 54.5  | 1           | 20.0  | 9          | 45.0  |     | 0.0   |
| 管理業務に時間・手間がかかりすぎること              | 2            | 100.0 | 28   | 59.6  | 17     | 60.7  | 70             | 39.3  | 17   | 30.9  | 3           | 60.0  | 8          | 40.0  |     | 0.0   |
| 自行の担保資産の管理システムの改修が必要であること        |              | 0.0   | 2    | 4.3   | 3      | 10.7  | 23             | 12.9  | 8    | 14.5  |             | 0.0   | 2          | 10.0  |     | 0.0   |
| モニタリングの業務負荷が大きいこと                | 2            | 100.0 | 33   | 70.2  | 17     | 60.7  | 81             | 45.5  | 16   | 29.1  | 3           | 60.0  | 8          | 40.0  |     | 0.0   |
| 外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと         |              | 0.0   |      | 0.0   |        | 0.0   | 1              | 0.6   | 1    | 1.8   |             | 0.0   | 1          | 5.0   |     | 0.0   |
| 外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと            | 1            | 50.0  | 13   | 27.7  | 10     | 35.7  | 24             | 13.5  | 9    | 16.4  | 2           | 40.0  | 3          | 15.0  |     | 0.0   |
| 外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと |              | 0.0   | 1    | 2.1   | 0.0    | 0.0   | 2              | 1.1   | 2    | 3.6   |             | 0.0   | 0.0        | 0.0   |     | 0.0   |
| その他                              |              | 0.0   |      | 0.0   |        | 0.0   | 3              | 1.7   | 1    | 1.8   |             | 0.0   | 0.0        | 0.0   |     | 0.0   |
| 特になし                             |              | 0.0   |      | 0.0   |        | 3.6   | 10             | 5.6   | 9    | 16.4  |             | 0.0   | 6          | 30.0  | 1   | 100.0 |
| 回答機関数                            | 2            | 100.0 | 47   | 100.0 | 28     | 100.0 | 178            | 100.0 | 55   | 100.0 | 5           | 100.0 | 20         | 100.0 | 1   | 100.0 |

## Q25. 担保物件の換価処分に関する課題

担保物件の換価処分に関する課題（複数回答）について、昨年度（2015年調査）に続き「処分業務のプロセスが確立されていないこと」（65.7%）が最も多く挙げられており、「取引先が勝手に処分してしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること」（47.5%）、「適切な処分業者を見つけるのが困難であること」（36.4%）が続いた。業態別では、「処分業務のプロセスが確立されていないこと」の項目は、信用金庫・信金中央金庫でその比率が特に高かった。



2015年度調査 n=390 2016年度調査 n=335

図 38. 担保物件の換価処分に関する課題

表 11. 担保物件の換価処分に関する課題（業態別）

| 担保物件の換価処分に関する課題                        |     | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|--|-----|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
| 取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること           | (件) | 1            | 6     | 6      | 30             | 12    | 1           | 4          |       |
|  | (%) | 50.0         | 12.8  | 21.4   | 16.9           | 22.2  | 20.0        | 20.0       | 0.0   |
| 取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること | (件) | 2            | 24    | 20     | 77             | 24    | 2           | 10         |       |
|  | (%) | 100.0        | 51.1  | 71.4   | 43.3           | 44.4  | 40.0        | 50.0       | 0.0   |
| 処分業務のプロセスが確立されていないこと                   | (件) |              | 32    | 18     | 126            | 31    | 3           | 10         |       |
|  | (%) | 0.0          | 68.1  | 64.3   | 70.8           | 57.4  | 60.0        | 50.0       | 0.0   |
| 適切な処分業者を見つけるのが困難であること                  | (件) |              | 22    | 11     | 58             | 20    | 3           | 8          |       |
|  | (%) | 0.0          | 46.8  | 39.3   | 32.6           | 37.0  | 60.0        | 40.0       | 0.0   |
| 処分に時間を要すること                            | (件) | 1            | 21    | 13     | 47             | 16    | 1           | 11         |       |
|  | (%) | 50.0         | 44.7  | 46.4   | 26.4           | 29.6  | 20.0        | 55.0       | 0.0   |
| 処分価額が評価額に比べて低すぎる                       | (件) |              | 11    | 7      | 21             | 5     |             | 6          |       |
|  | (%) | 0.0          | 23.4  | 25.0   | 11.8           | 9.3   | 0.0         | 30.0       | 0.0   |
| 処分に要するコストが大きいこと                        | (件) | 2            | 13    | 6      | 27             | 8     | 3           | 5          |       |
|  | (%) | 100.0        | 27.7  | 21.4   | 15.2           | 14.8  | 60.0        | 25.0       | 0.0   |
| 優越的地位の乱用などで貴行の評判が悪化しかねないこと             | (件) |              | 3     |        | 6              | 1     | 3           | 2          |       |
|  | (%) | 0.0          | 6.4   | 0.0    | 3.4            | 1.9   | 60.0        | 10.0       | 0.0   |
| 換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること  | (件) | 1            | 18    | 5      | 23             | 2     | 1           | 2          |       |
|  | (%) | 50.0         | 38.3  | 17.9   | 12.9           | 3.7   | 20.0        | 10.0       | 0.0   |
| シンジケートロンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと   | (件) |              |       |        | 2              | 1     |             |            | 1     |
|  | (%) | 0.0          | 0.0   | 0.0    | 1.1            | 1.9   | 0.0         | 0.0        | 100.0 |
| その他                                    | (件) | 1            |       |        | 3              | 1     |             |            |       |
|  | (%) | 0.0          | 2.1   | 0.0    | 1.7            | 1.9   | 0.0         | 0.0        | 0.0   |
| 特になし                                   | (件) |              | 3     | 2      | 11             | 11    |             | 4          |       |
|  | (%) | 0.0          | 6.4   | 7.1    | 6.2            | 20.4  | 0.0         | 20.0       | 0.0   |
| 回答機関数                                  | (件) | 2            | 47    | 28     | 178            | 54    | 5           | 20         | 1     |
|  | (%) | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |

## Q26. ABL 実施により得られたメリット

ABL に取り組んだ結果、得られたメリット（複数回答）については、「与信額が増加した」（37.7%）が最も多くなった。次いで、「顧客の経営状態が把握し易くなった」（35.0%）、「従来の審査では与信が難しい企業に融資できた」（34.1%）の順となっている。

業態別では、「与信額が増加した」の項目において信用金庫・信金中央金庫、信用組合が他の業態に比較して多くなっている。地方銀行については、「与信額が増加した」と回答した先が、昨年度（2015年度）と比べて、25.5ポイント低下した。

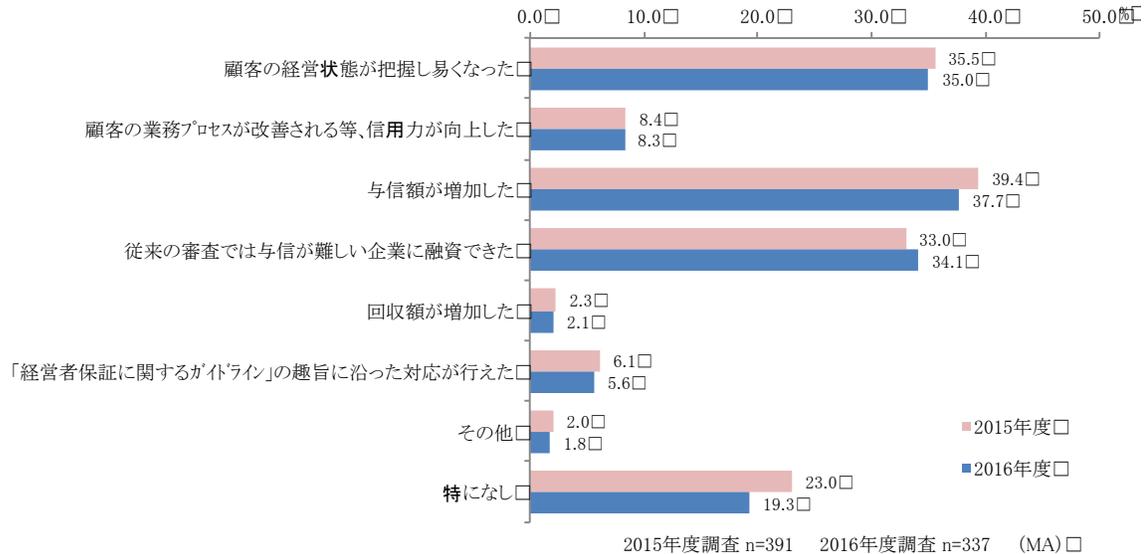


図 39. ABL 実施により得られたメリット

表 12. ABL 実施により得られたメリット（業態別）

| 【2015年度】                       |              | (%)  |        |                |      |             |              |      |  |
|--------------------------------|--------------|------|--------|----------------|------|-------------|--------------|------|--|
| ABL実施により得られたメリット               | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合 | 政府系<br>金融機関 | 農業系統<br>金融機関 | その他  |  |
| 顧客の経営状態が把握し易くなった               | 100.0        | 78.4 | 45.2   | 25.1           | 29.4 | 60.0        | 14.3         | 75.0 |  |
| 顧客の業務プロセスが改善される等、信用力が向上した      | 50.0         | 23.5 | 9.7    | 3.9            | 7.4  | 20.0        | 4.8          | 25.0 |  |
| 与信額が増加した                       | 25.0         | 51.0 | 29.0   | 38.6           | 39.7 | 40.0        | 38.1         | 25.0 |  |
| 従来の審査では与信が難しい企業に融資できた          | 75.0         | 35.3 | 32.3   | 31.4           | 35.3 | 20.0        | 28.6         | 50.0 |  |
| 回収額が増加した                       | 25.0         | 3.9  | 6.5    | 1.4            | 0.0  | 0.0         | 0.0          | 25.0 |  |
| 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に沿った対応が行えた | 25.0         | 7.8  | 12.9   | 5.8            | 2.9  | 0.0         | 4.8          | 0.0  |  |
| その他                            | 0.0          | 0.0  | 6.5    | 1.9            | 1.5  | 0.0         | 4.8          | 0.0  |  |
| 特になし                           | 0.0          | 2.0  | 12.9   | 26.6           | 30.9 | 20.0        | 38.1         | 0.0  |  |
| 回答機関数 (件)                      | 4            | 51   | 31     | 207            | 68   | 5           | 21           | 4    |  |

| 【2016年度】                  |              | (%)  |        |                |      |             |            |       |  |
|---------------------------|--------------|------|--------|----------------|------|-------------|------------|-------|--|
| ABL実施により得られたメリット          | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合 | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |  |
| 顧客の経営状態が把握し易くなった          | 100.0        | 72.3 | 46.4   | 25.1           | 29.1 | 60.0        | 20.0       | 100.0 |  |
| 顧客の業務プロセスが改善される等、信用力が向上した | 100.0        | 14.9 | 14.3   | 6.1            | 3.6  | 0.0         | 5.0        | 100.0 |  |
| 与信額が増加した                  | 50.0         | 25.5 | 25.0   | 44.7           | 40.0 | 20.0        | 20.0       | 0.0   |  |
| 従来の審査では与信が難しい企業に融資できた     | 100.0        | 40.4 | 35.7   | 34.6           | 32.7 | 20.0        | 15.0       | 0.0   |  |
| 回収額が増加した                  | 50.0         | 4.3  | 7.1    | 0.6            | 0.0  | 20.0        | 0.0        | 0.0   |  |
| その他                       | 50.0         | 6.4  | 7.1    | 4.5            | 3.6  | 20.0        | 10.0       | 0.0   |  |
| 特になし                      | 0.0          | 2.1  | 3.6    | 1.1            | 1.8  | 0.0         | 5.0        | 0.0   |  |
| 回答機関数 (件)                 | 2            | 47   | 28     | 179            | 55   | 5           | 20         | 1     |  |

## Q27. 電子記録債権を担保とする融資の課題

電子記録債権を担保とする際の課題について（複数回答）、「電子記録債権を利用する企業数が少ないこと」（52.5%）が最も多く挙げられ、「社内の体制、ノウハウが確立されていないこと」（36.8%）が続いている。昨年度（2015年度）調査結果と比較すると、「社内の体制、ノウハウが確立されていないこと」は8.3ポイント、「社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと」は5.9ポイント低下した。

業態別にみると、「電子記録債権を利用する企業数が少ないこと」の割合が、信用組合では70.4%、信用金庫・信金中央金庫では54.4%となっており、他の業態に比べ高くなっている。信用金庫、信用組合は、都市銀行や地方銀行等と比べ中小企業や小規模事業者との取引が多いことから、電子記録債権を利用する顧客も相対的に少ない状況にあるとみられる。

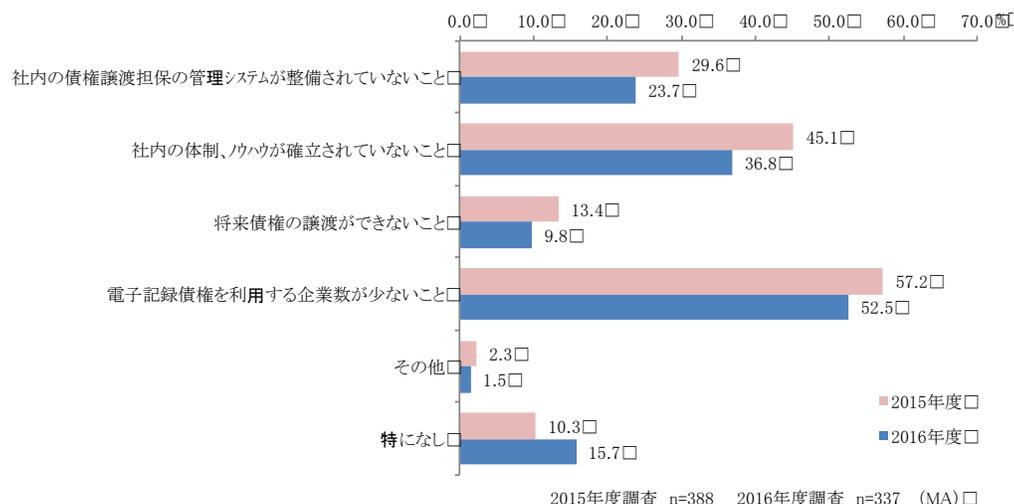


図 40. 電子記録債権を担保とする融資の課題

表 13. 電子記録債権を担保とする融資の課題（業態別）

| 電子記録債権を担保とする融資の課題           |     | 都市銀行  | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫   | 信用組合  | 政府系   | 系統    | その他   |
|-----------------------------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|                             |     | 信託銀行  |       |        | 信金中央金庫 |       | 金融機関  | 金融機関  |       |
| 社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと | (件) | 1     | 6     | 9      | 40     | 14    | 1     | 9     |       |
|                             | (%) | 50.0  | 12.8  | 32.1   | 22.2   | 25.9  | 20.0  | 45.0  | 0.0   |
| 社内の体制、ノウハウが確立されていないこと       | (件) |       | 16    | 13     | 63     | 16    | 3     | 13    |       |
|                             | (%) | 0.0   | 34.0  | 46.4   | 35.0   | 29.6  | 60.0  | 65.0  | 0.0   |
| 将来債権の譲渡ができないこと              | (件) | 1     | 10    | 5      | 11     | 3     | 3     |       |       |
|                             | (%) | 50.0  | 21.3  | 17.9   | 6.1    | 5.6   | 60.0  | 0.0   | 0.0   |
| 電子記録債権を利用する企業数が少ないこと        | (件) |       | 21    | 12     | 98     | 38    | 1     | 6     | 1     |
|                             | (%) | 0.0   | 44.7  | 42.9   | 54.4   | 70.4  | 20.0  | 30.0  | 100.0 |
| その他                         | (件) |       |       |        | 2      | 1     | 2     |       |       |
|                             | (%) | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 1.1    | 1.9   | 40.0  | 0.0   | 0.0   |
| 特になし                        | (件) | 1     | 8     | 4      | 31     | 3     | 1     | 5     |       |
|                             | (%) | 50.0  | 17.0  | 14.3   | 17.2   | 5.6   | 20.0  | 25.0  | 0.0   |
| 回答機関数                       | (件) | 2     | 47    | 28     | 180    | 54    | 5     | 20    | 1     |
|                             | (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

## Q28. 電子記録債権普及のための課題

電子記録債権を普及させるための課題（複数回答）について、「利用方法や利便性の十分な告知」（62.1%）が最も多く、「対象企業への導入支援」（43.1%）、「インターネットバンキングの利用促進」（37.9%）が続く。

業態別では、地方銀行、信用金庫・信金中央金庫で「利用方法や利便性の十分な告知」が必要であると回答している比率が高くなっている。

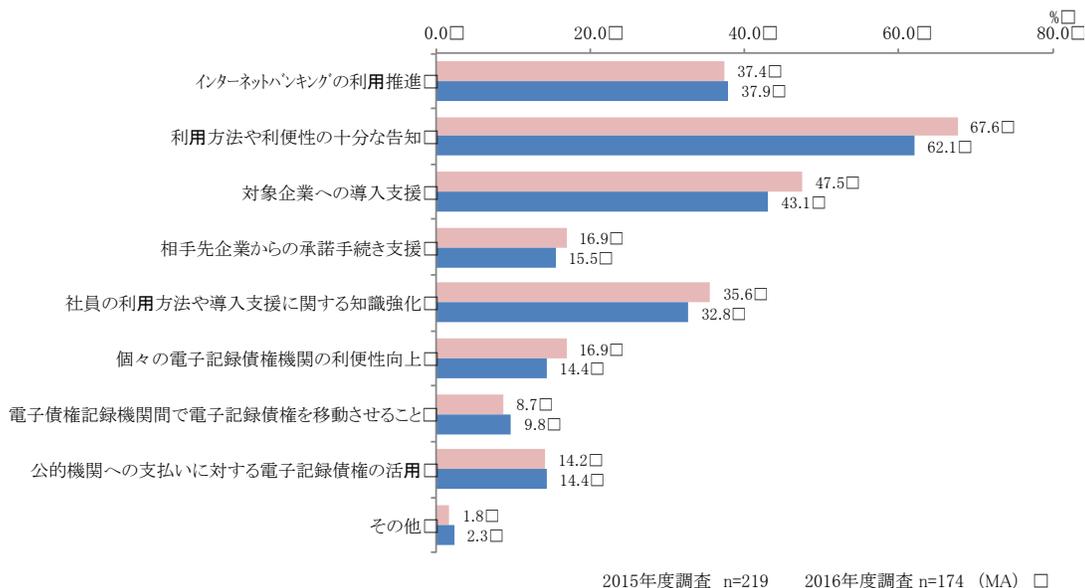


図 41. 電子記録債権普及のための課題

表 14. 電子記録債権普及のための課題（業態別）

| 電子記録債権普及のための課題           |     | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|--------------------------|-----|--------------|-------|--------|----------------|-------|------------|------------|-------|
|                          |     | (件)          |       |        |                |       |            |            |       |
| インターネットバンキングの利用促進        | (%) |              | 6     | 5      | 32             | 19    |            | 4          | 0.0   |
| 利用方法や利便性の十分な告知           | (件) |              | 28.6  | 41.7   | 33.3           | 51.4  | 0.0        | 66.7       | 1     |
|                          | (%) |              | 14    | 6      | 62             | 22    |            | 3          | 100.0 |
| 対象企業への導入支援               | (件) |              | 8     | 6      | 44             | 15    |            | 1          | 1     |
|                          | (%) |              | 38.1  | 50.0   | 45.8           | 40.5  | 0.0        | 16.7       | 100.0 |
| 相手先企業からの承諾手続き支援          | (件) |              | 4     | 5      | 11             | 4     | 1          | 1          | 1     |
|                          | (%) |              | 19.0  | 41.7   | 11.5           | 10.8  | 100.0      | 16.7       | 100.0 |
| 社員の利用方法や導入支援に関する知識強化     | (件) |              | 7     | 3      | 31             | 13    |            | 3          |       |
|                          | (%) |              | 33.3  | 25.0   | 32.3           | 35.1  | 0.0        | 50.0       | 0.0   |
| 個々の電子記録債権機関の利便性向上        | (件) |              | 3     | 3      | 14             | 4     | 1          |            |       |
|                          | (%) |              | 14.3  | 25.0   | 14.6           | 10.8  | 100.0      | 0.0        | 0.0   |
| 電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること | (件) |              | 4     | 2      | 6              | 3     | 1          | 1          |       |
|                          | (%) |              | 19.0  | 16.7   | 6.3            | 8.1   | 100.0      | 16.7       | 0.0   |
| 公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用   | (件) |              | 7     | 2      | 12             | 4     |            |            |       |
|                          | (%) |              | 33.3  | 16.7   | 12.5           | 10.8  | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| その他                      | (件) |              | 2     |        | 1              | 1     |            |            |       |
|                          | (%) |              | 9.5   | 0.0    | 1.0            | 2.7   | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| 回答機関数                    | (件) |              | 21    | 12     | 96             | 37    | 1          | 6          | 1     |
|                          | (%) |              | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0      | 100.0      | 100.0 |

※ 都市銀行、信託銀行は該当する金融機関がなかった。

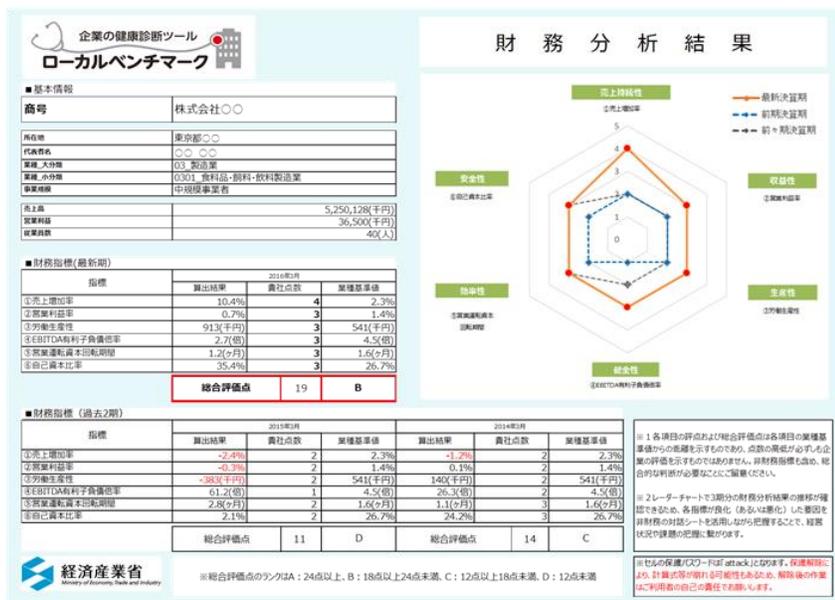
# (D) ローカルベンチマークについて

## <ローカルベンチマークとは？>

2016年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

- (※1) 6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）
- (※2) 4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



**経営理念・ビジョン**  
経営哲学・考え・方針等

**経営要訣**  
※成長要因・現状維持など

**両経営者の職務**  
両経営者の職務状況  
各種のタレント・関係

**企業及び事業の基盤**  
※ターニングポイントの把握

**強み**  
技術力・販売力等

**弱み**  
技術力・販売力等

**ITに關する投資**  
1時間あたり追加投資 (生産性)  
前上期に關した取組み

**市場動向・規模・シェアの把握**  
競合他社との比較

**顧客**  
顧客のニーズ・新技術比率  
主要取引先企業との関係  
顧客からのフィードバックの有無

**従業員**  
従業員定数率  
勤続年数・平均給与  
取引金融機関数・提携  
メインバンクの関係

**組織体制**  
品質管理・情報管理体制

**内部管理体制**  
事業計画・経営計画の把握  
従業員との共有状況  
社内会議の実施状況  
研究開発・商品開発の体制  
契約管理の確保・運用状況  
人材確保の取り組み状況  
人材確保の仕組み

現状認識

対話内容の整理

現状と目標のギャップ

課題

対策

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

### Q29. ローカルベンチマークの認知度

ローカルベンチマークの認知度（単一回答）については、「内容をよく知っている」（71.6%）と回答した機関が全体の7割を超えた。昨年度（2015年度）調査と比較しても20ポイント以上増加している。さらに、「内容をよく知っている」と「聞いたことがある」の合計（認知度）は94.1%となり、ほぼ全ての金融機関に認知されている状況となってきている。

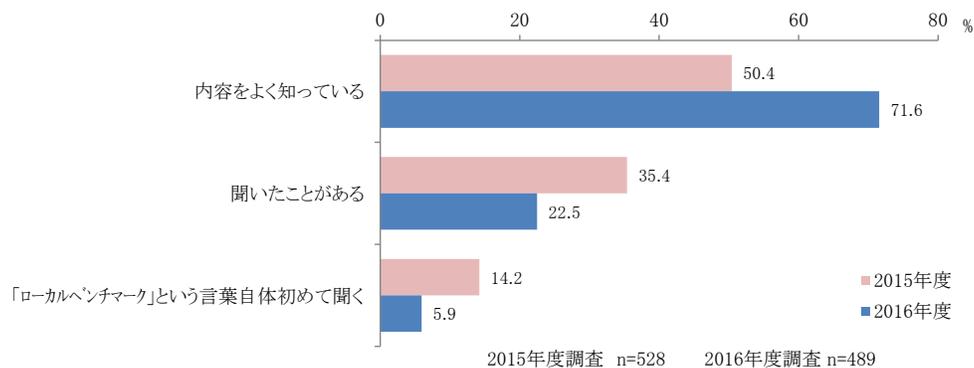


図 42. ローカルベンチマークの認知度

業態別にみると、地方銀行、第二地方銀行の認知度は100%となっており、「内容をよく知っている」と回答した機関も9割近くに上っている。一方、信用金庫・信金中央金庫、信用組合は、認知度は9割超であるものの、「聞いたことがある」の割合が、地方銀行、第二地方銀行に比べ高くなっている。その他の金融機関（都市銀行、信託銀行、政府系金融機関、系統金融機関、その他の銀行、その他）は、「内容をよく知っている」の割合が19.0%にとどまり、他業態に比べ低くなっている。昨年度（2015年度）調査結果と比較すると、全業態において「内容をよく知っている」の割合が上昇している。

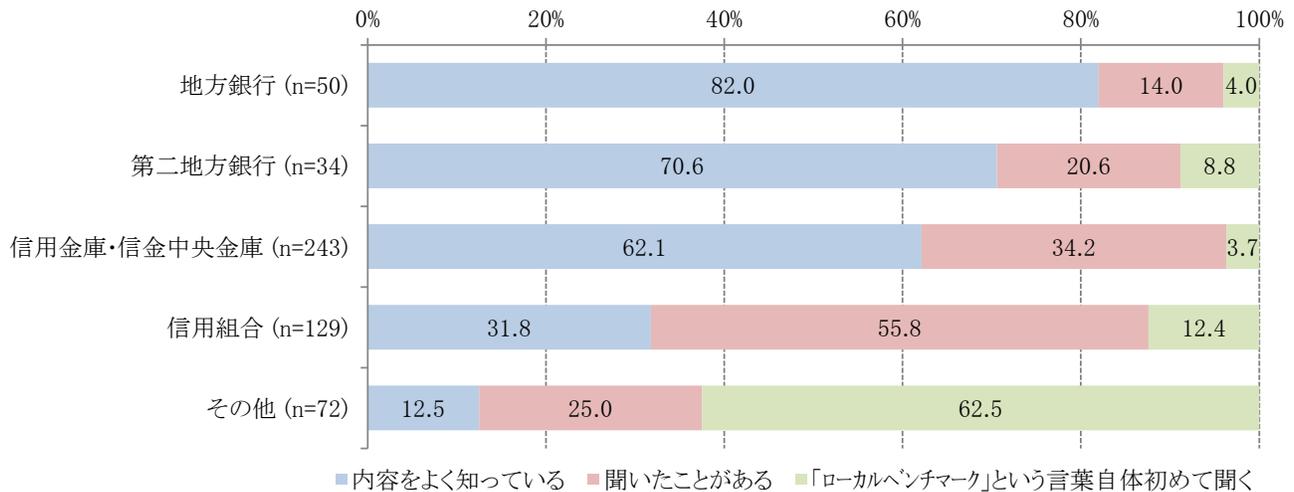


図 43. ローカルベンチマークの認知度（業態別）2015 年度

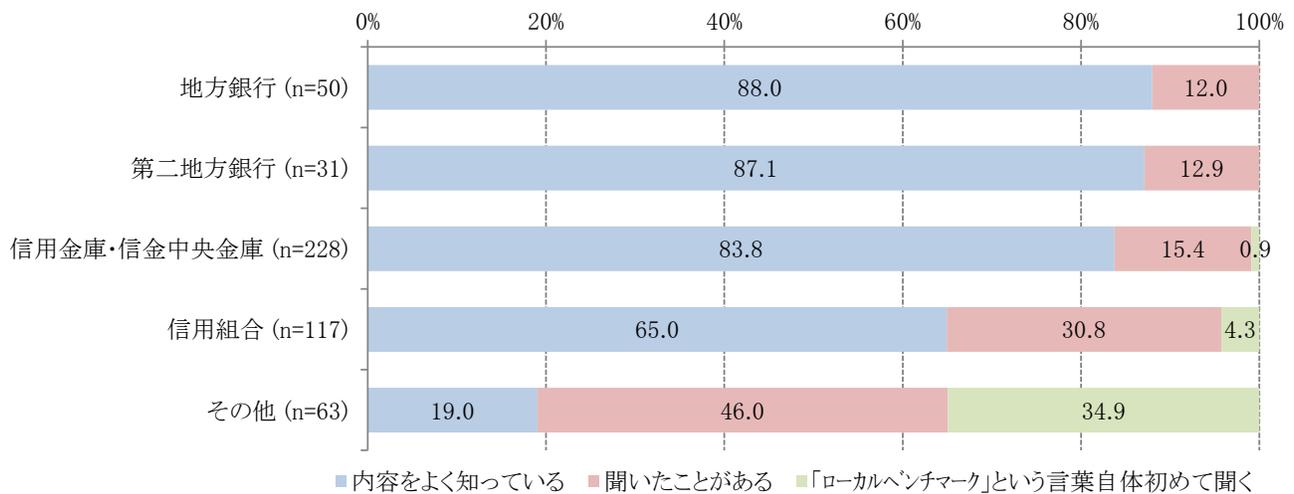


図 44. ローカルベンチマークの認知度（業態別）2016 年度

### Q30. ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用状況（単一回答）については、「活用している」（36.5%）が最も多くな  
った一方、「活用しない」と回答した機関も3割程度となっている。昨年度（2015年度）調査と比較す  
ると「活用している」が22.8ポイント上昇した一方、「活用を検討している」が28.9ポイント低下し  
ており、検討から活用の段階に移ってきている状況が窺える。

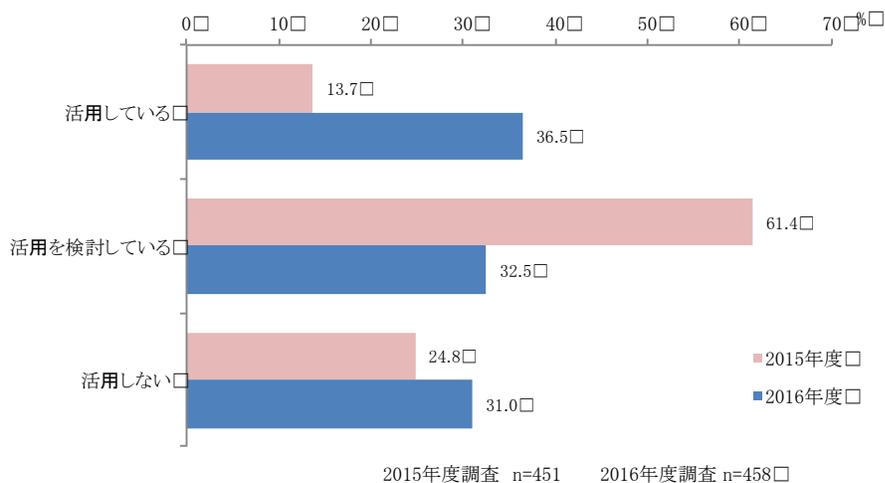


図 45. ローカルベンチマークの活用状況

業態別では、地方銀行、第二地方銀行において「活用している」と回答した比率が高くなった。昨年度（2015年度）調査と比較すると、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、信用組合において「活用している」の割合が増加した。特に地方銀行は、増加幅が37.5ポイントと、他業態に比べ大きかった。

一方で、地方銀行、第二地方銀行は「活用しない」と回答した割合も上昇しており、ローカルベンチマークの活用状況が二極化している可能性が窺える。

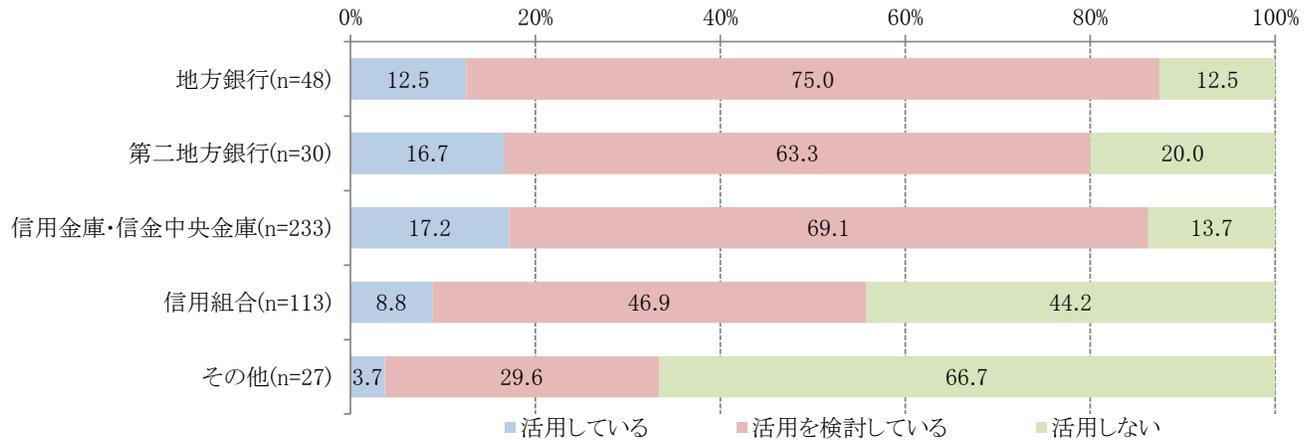


図 46. ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2015 年度

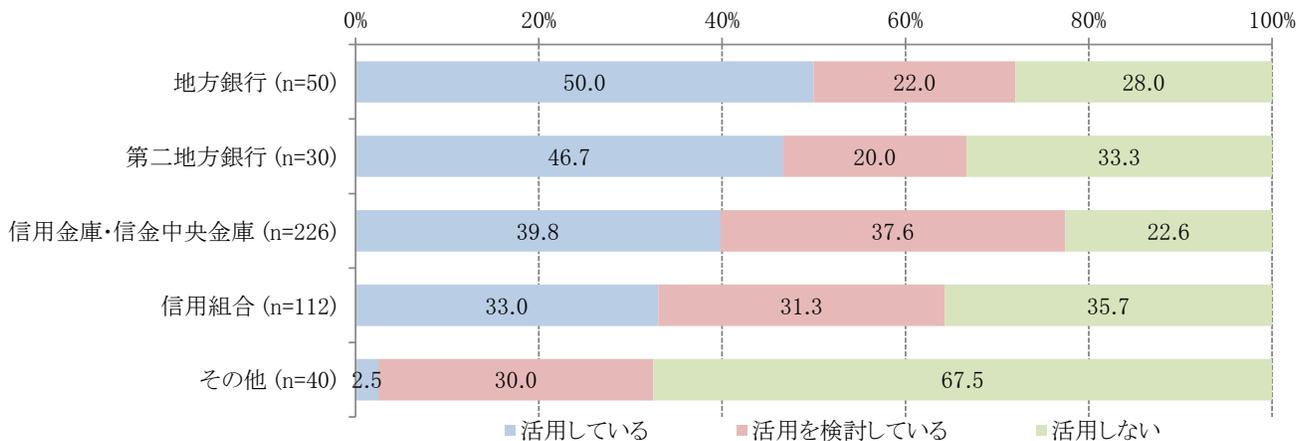


図 47. ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2016 年度

### Q31. ローカルベンチマークの活用目的

ローカルベンチマークの活用目的、または活用を検討する目的（複数回答）については、「事業性評価の入口として」（78.5%）が最も多く、次いで「企業との対話のツールとして」（69.0%）、「企業の評価ツールとして」（39.9%）が続いている。昨年度（2015年度）との比較では、活用の傾向に大きな変化は見られない。

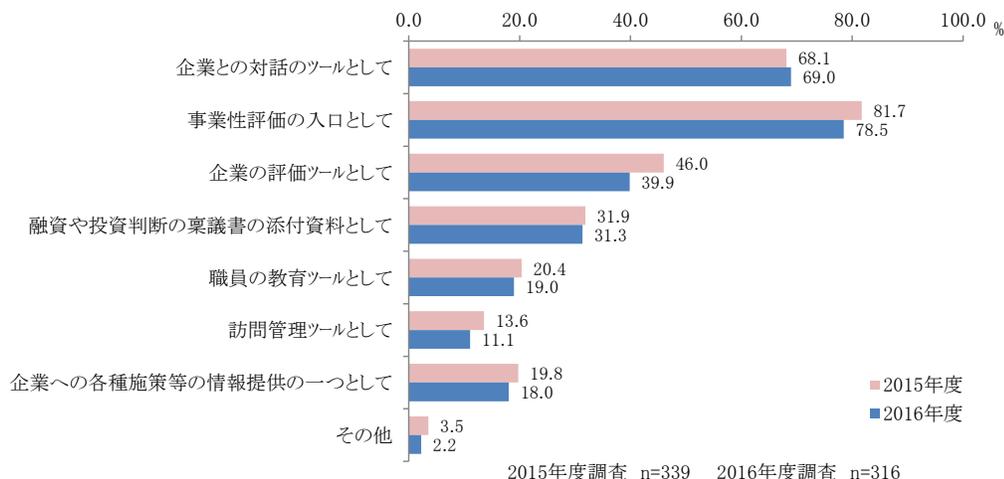


図 48. ローカルベンチマークの活用目的

業態別にみると、地方銀行では「企業との対話のツールとして」及び「事業性評価の入口として」がともに8割超で高水準となっている。一方、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、信用組合は「事業性評価の入口として」が8割程度と最も多く、続く「企業との対話のツールとして」とは6~7割となった。

表 15. ローカルベンチマークの活用目的(業態別)

| 「ローカルベンチマーク」の活用目的    | 業態別  |        |                |       |       |       |
|----------------------|------|--------|----------------|-------|-------|-------|
|                      | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | その他   |       |
| 企業との対話のツールとして        | (件)  | 30     | 14             | 120   | 47    | 7     |
|                      | (%)  | 83.3   | 70.0           | 68.6  | 65.3  | 53.8  |
| 事業性評価の入口として          | (件)  | 29     | 17             | 134   | 61    | 7     |
|                      | (%)  | 80.6   | 85.0           | 76.6  | 84.7  | 53.8  |
| 企業の評価ツールとして          | (件)  | 17     | 7              | 68    | 30    | 4     |
|                      | (%)  | 47.2   | 35.0           | 38.9  | 41.7  | 30.8  |
| 融資や投資判断の稟議書の添付資料として  | (件)  | 8      | 3              | 59    | 27    | 2     |
|                      | (%)  | 22.2   | 15.0           | 33.7  | 37.5  | 15.4  |
| 職員の教育ツールとして          | (件)  | 3      | 2              | 33    | 19    | 3     |
|                      | (%)  | 8.3    | 10.0           | 18.9  | 26.4  | 23.1  |
| 訪問管理ツールとして           | (件)  | 1      | 2              | 19    | 13    | 0     |
|                      | (%)  | 2.8    | 10.0           | 10.9  | 18.1  | 0.0   |
| 企業への各種施策等の情報提供の一つとして | (件)  | 8      | 5              | 31    | 11    | 2     |
|                      | (%)  | 22.2   | 25.0           | 17.7  | 15.3  | 15.4  |
| その他                  | (件)  | 2      | 0              | 4     | 0     | 1     |
|                      | (%)  | 5.6    | 0.0            | 2.3   | 0.0   | 7.7   |
| 回答機関数                | (件)  | 36     | 20             | 175   | 72    | 13    |
|                      | (%)  | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

### Q32. ローカルベンチマークの活用方法

ローカルベンチマークの活用方法、または活用を検討する際の方法（複数回答）については、「ローカルベンチマークをそのまま活用」が41.9%であり、昨年度に続いて最も多くなっている。次いで、「既存のツールを組み合わせることで独自ツールを開発」が33.8%であった。

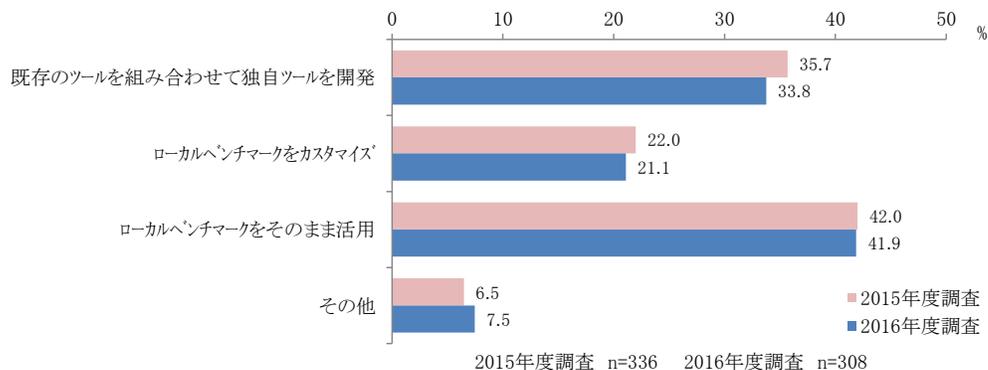


図 49. ローカルベンチマークの活用方法

業態別にみると、地方銀行、第二地方銀行では「既存のツールを組み合わせることで独自ツールを開発」が最も高くなっている一方、信用金庫、信金中央金庫、信用組合では「ローカルベンチマークをそのまま活用」が最も高くなっている。

表 16. ローカルベンチマークの活用方法(業態別)

| 「ローカルベンチマーク」の活用方法     |     | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | その他   |
|-----------------------|-----|-------|--------|----------------|-------|-------|
|                       |     | (件)   | 19     | 9              | 58    | 16    |
|                       | (%) | 52.8  | 45.0   | 34.1           | 22.9  | 16.7  |
| ローカルベンチマークをカスタマイズして活用 | (件) | 6     | 1      | 29             | 24    | 5     |
|                       | (%) | 16.7  | 5.0    | 17.1           | 34.3  | 41.7  |
| ローカルベンチマークをそのまま活用     | (件) | 8     | 7      | 82             | 27    | 5     |
|                       | (%) | 22.2  | 35.0   | 48.2           | 38.6  | 41.7  |
| その他                   | (件) | 3     | 5      | 7              | 7     | 1     |
|                       | (%) | 8.3   | 25.0   | 4.1            | 10.0  | 8.3   |
| 合計                    | (件) | 36    | 20     | 170            | 70    | 12    |
|                       | (%) | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0 |

### Q33. ローカルベンチマークを活用しない理由

ローカルベンチマークを活用しない理由（複数回答）については、「既存のツールを活用すれば問題ないため」（55.6%）が最も多く、昨年度（2015年度）の調査結果と比べて、著しくその割合が増加している。次いで、「他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため」（23.2%）、「ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため」（21.8%）となった。

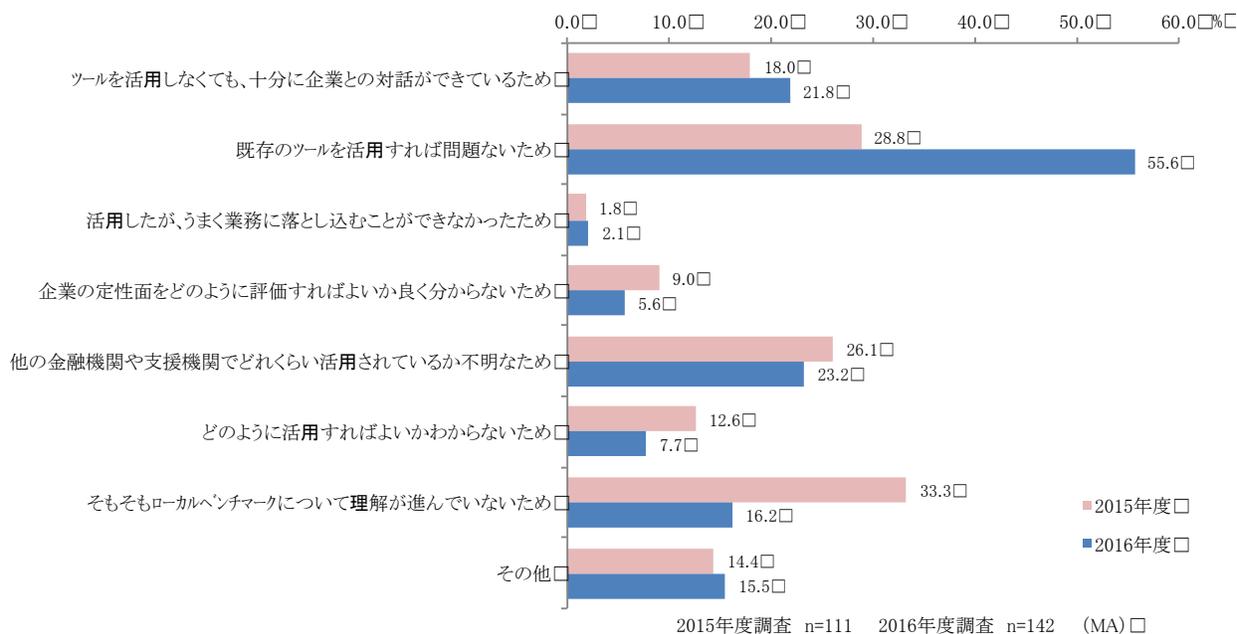


図 50. ローカルベンチマークを活用しない理由

業態別にみると、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合では「既存のツールを活用すれば問題ないため」が最も高くなっている。その他においては「既存のツールを活用すれば問題ないため」と「他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため」が同率で最も高くなっている。

表 17. ローカルベンチマークを活用しない理由（業態別）

| 「ローカルベンチマーク」を活用しない理由           |     | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | その他   |
|--------------------------------|-----|-------|--------|----------------|-------|-------|
|                                |     | (件)   | 2      | 3              | 8     | 11    |
|                                | (%) | 14.3  | 30.0   | 15.7           | 27.5  | 25.9  |
| 既存のツールを活用すれば問題ないため             | (件) | 12    | 9      | 31             | 16    | 11    |
|                                | (%) | 85.7  | 90.0   | 60.8           | 40.0  | 40.7  |
| 活用したが、うまく業務に落とし込むことができなかったため   | (件) |       |        | 3              |       | 0     |
|                                | (%) | 0.0   | 0.0    | 5.9            | 0.0   | 0.0   |
| 企業の定性面をどのように評価すればよいか良く分からないため  | (件) |       |        | 3              | 2     | 3     |
|                                | (%) | 0.0   | 0.0    | 5.9            | 5.0   | 11.1  |
| 他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため | (件) | 2     | 1      | 10             | 9     | 11    |
|                                | (%) | 14.3  | 10.0   | 19.6           | 22.5  | 40.7  |
| どのように活用すればよいか分からないため           | (件) |       |        | 2              | 4     | 5     |
|                                | (%) | 0.0   | 0.0    | 3.9            | 10.0  | 18.5  |
| そもそもローカルベンチマークについて理解が進んでいないため  | (件) | 1     | 2      | 8              | 4     | 8     |
|                                | (%) | 7.1   | 20.0   | 15.7           | 10.0  | 29.6  |
| その他                            | (件) |       | 1      | 5              | 14    | 2     |
|                                | (%) | 0.0   | 10.0   | 9.8            | 35.0  | 7.4   |
| 合計                             | (件) | 14    | 10     | 51             | 40    | 27    |
|                                | (%) | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0 |

### Q34. ローカルベンチマーク活用後の効果

ローカルベンチマーク活用後の効果（複数回答）については、その他を除くと、「顧客企業の事業計画の作成に繋がった」（28.3%）が最も多く、次いで「与信額が増加した」（20.1%）、「顧客企業における新規事業の開拓や事業構造の見直しに繋がった」（15.1%）と続いている。その他は、「顧客理解を深めることができた」や「職員のレベルアップに繋がった」などの回答が見られた。

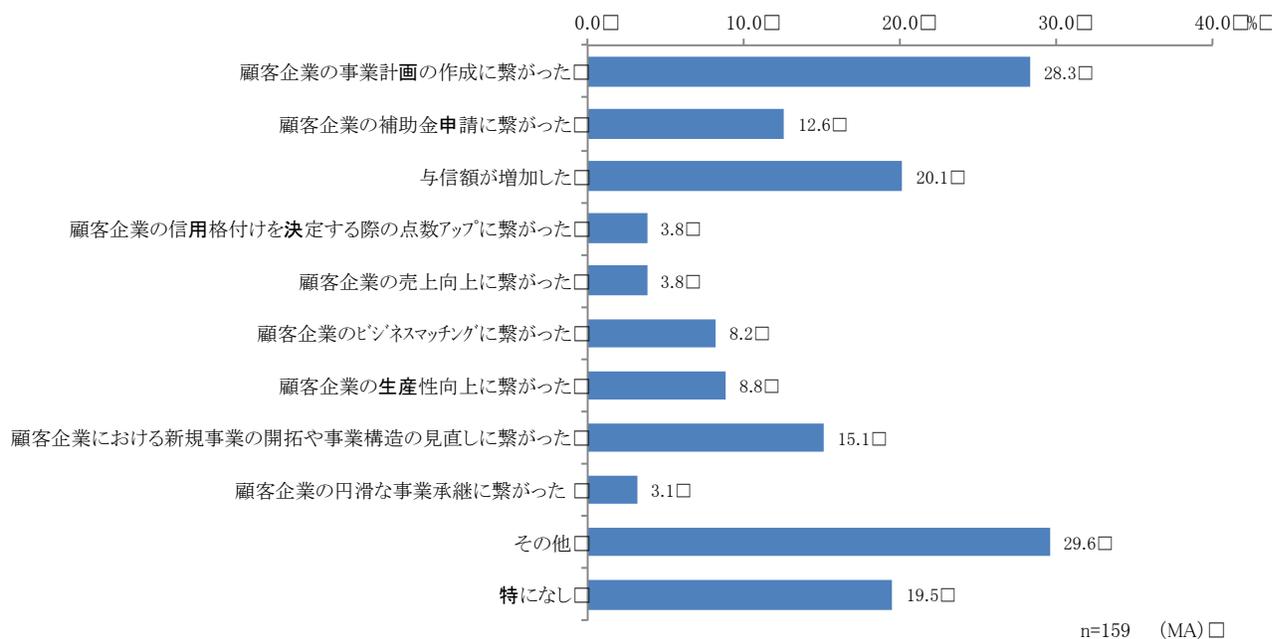


図 51. ローカルベンチマーク活用後の効果

「その他」の回答では、金融機関の立場で感じる効果として「顧客理解を深めることができた」、「職員のレベルアップに繋がった」という効果が挙げられた。一部では「効果検証に至っていない」という回答もみられた。

表 18. ローカルベンチマーク活用後の効果について（「その他」回答の整理）

| 分類             | 件数 | %     | 主なコメント（抜粋）  |
|----------------|----|-------|---|
| 顧客理解を深めることができた | 18 | 38.3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の課題点等共有化が図れた（信用金庫）</li> <li>顧客との深度ある会話に繋がっている（第二地方銀行）</li> <li>与信判断の補強につながった（信用組合）</li> </ul>  |
| 職員のレベルアップに繋がった | 6  | 12.8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>若手行員の育成（地方銀行）</li> <li>目きき向上につながった（第二地方銀行）</li> <li>職員のレベルアップ（ヒアリング内容、顧客理解）（信用組合）</li> </ul>   |
| その他の効果があった     | 2  | 4.3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の実態把握、担当替えに伴う企業情報の引継が楽になった（信用金庫）</li> <li>経営力向上計画に活用している（第二地方銀行）</li> </ul>  |
| 効果検証に至っていない    | 18 | 38.3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業性評価のツールとして活用しているが、個別の評価は行っていないため不明（地方銀行）</li> <li>顧客企業との対話を深めるツールの一つとなっているが、定量的な効果検証は行っていない（地方銀行）</li> <li>活用途上で効果はこれから期待する（信用金庫）</li> </ul> |
| 未回答            | 3  | 6.4   |   |
| 総計             | 47 | 100.0 |   |

業態別にみると、「その他」を除けば、地方銀行では「与信額が増加した」が最も高くなっている。第二地方銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合では「顧客企業の事業計画の作成に繋がった」が最も高くなっている。

表 19. ローカルベンチマーク活用後の効果（業態別）

| ローカルベンチマーク活用後の効果              |     | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | その他   |
|-------------------------------|-----|-------|--------|----------------|-------|-------|
| 顧客企業の事業計画の作成に繋がった             | (件) | 6     | 4      | 25             | 10    |       |
|                               | (%) | 24.0  | 30.8   | 29.8           | 27.8  | 0.0   |
| 顧客企業の補助金申請に繋がった               | (件) | 6     | 1      | 13             |       |       |
|                               | (%) | 24.0  | 7.7    | 15.5           | 0.0   | 0.0   |
| 与信額が増加した                      | (件) | 7     | 2      | 17             | 6     |       |
|                               | (%) | 28.0  | 15.4   | 20.2           | 16.7  | 0.0   |
| 顧客企業の信用格付けを決定する際の点数アップに繋がった   | (件) | 1     | 1      | 3              | 1     |       |
|                               | (%) | 4.0   | 7.7    | 3.6            | 2.8   | 0.0   |
| 顧客企業の売上向上に繋がった                | (件) | 1     | 1      | 3              | 1     |       |
|                               | (%) | 4.0   | 7.7    | 3.6            | 2.8   | 0.0   |
| 顧客企業のビジネスマッチングに繋がった           | (件) | 4     | 3      | 5              | 1     |       |
|                               | (%) | 16.0  | 23.1   | 6.0            | 2.8   | 0.0   |
| 顧客企業の生産性向上に繋がった               | (件) | 5     | 2      | 6              | 1     |       |
|                               | (%) | 20.0  | 15.4   | 7.1            | 2.8   | 0.0   |
| 顧客企業における新規事業の開拓や事業構造の見直しに繋がった | (件) | 3     | 2      | 14             | 5     |       |
|                               | (%) | 12.0  | 15.4   | 16.7           | 13.9  | 0.0   |
| 顧客企業の円滑な事業承継に繋がった             | (件) | 2     | 1      | 2              |       |       |
|                               | (%) | 8.0   | 7.7    | 2.4            | 0.0   | 0.0   |
| その他                           | (件) | 9     | 4      | 21             | 13    |       |
|                               | (%) | 36.0  | 30.8   | 25.0           | 36.1  | 0.0   |
| 特になし                          | (件) | 4     | 1      | 17             | 8     | 1     |
|                               | (%) | 16.0  | 7.7    | 20.2           | 22.2  | 100.0 |
| 合計                            | (件) | 25    | 13     | 84             | 36    | 1     |
|                               | (%) | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0 |

## (E) FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用

### Q35. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用に向けた取組み

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用に向けた取組み(単一回答)については、「検討したことがないが、今後検討したい」(45.7%)が最も多くなった。既に取り組んでいると回答した機関は、本格実施、実証実験段階の両方を含めて、5.6%程度にとどまった。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行で、「既に取り組んでいる(本格実施、実証実験段階)」の割合が10%を上回った。

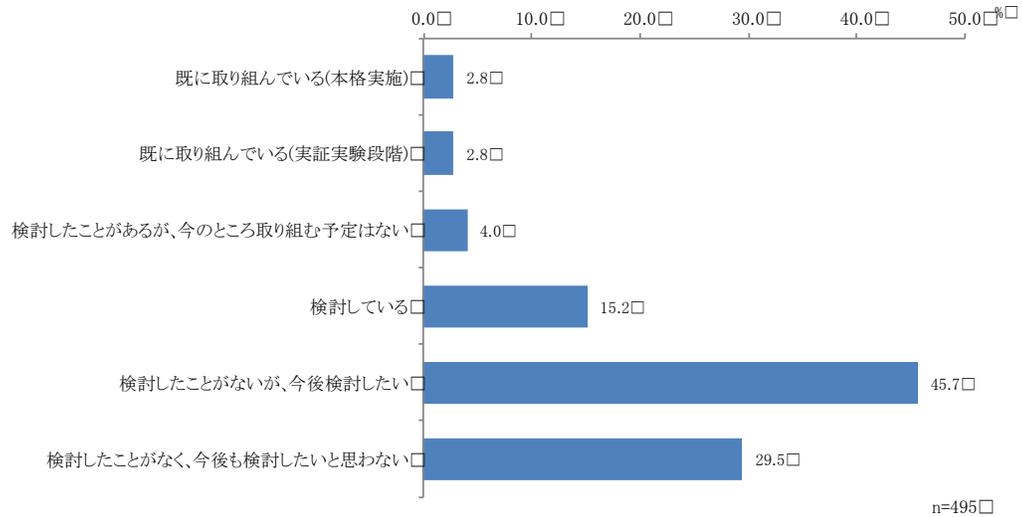


図 52. FinTech の融資・審査への活用に向けた取組み

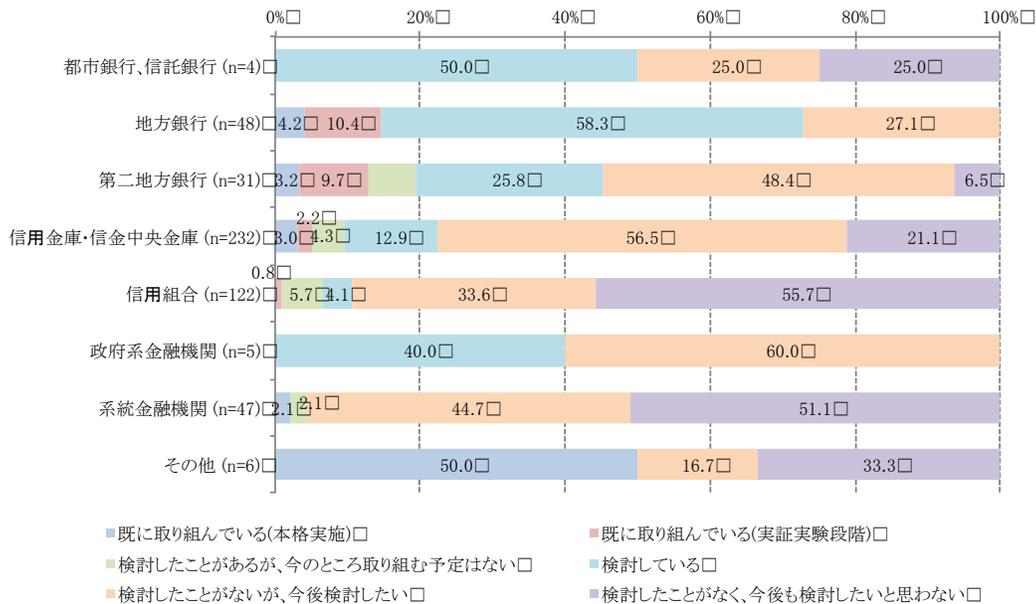


図 53. FinTech の融資・審査への活用に向けた取組み (業態別)

### Q36. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用で期待する効果

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用で期待する効果(複数回答、上位3つまで)については、「融資に至る時間の短縮」(73.2%)が最も多く、「融資後の業況確認の効率化」(42.7%)、「融資判断の精緻化」(36.6%)が続く。

業態別では、地方銀行で「融資に至る時間の短縮」を期待する効果として挙げる比率が高くなっている。

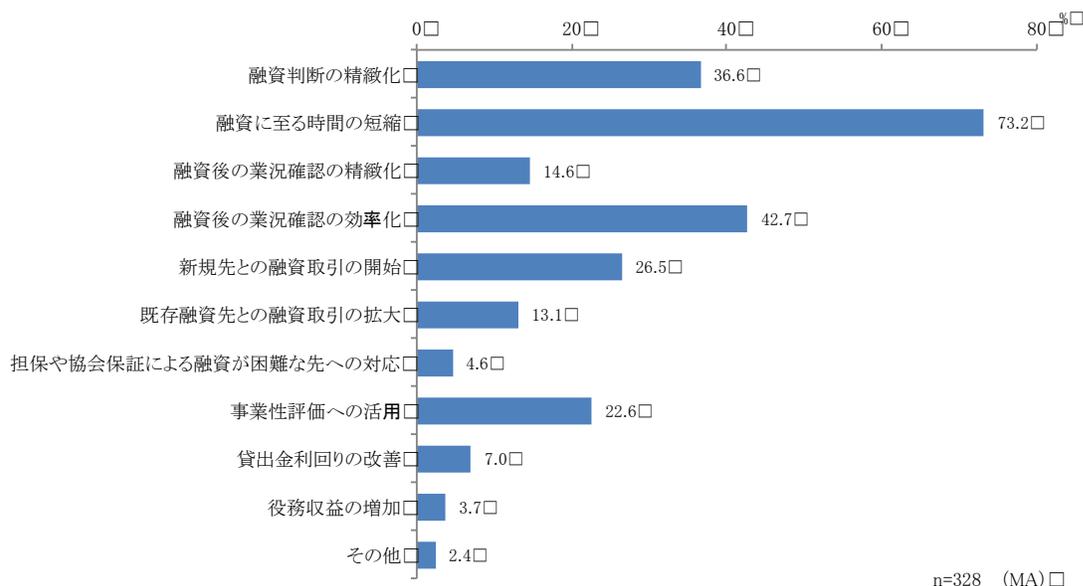


図 54. FinTech の融資・審査への活用で期待する効果

表 20. FinTech の融資・審査への活用で期待する効果(業態別)

| FinTechの融資・審査への活用で期待する効果 |     | 都市銀行  | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫   | 信用組合  | 政府    | 系統    | その他   |
|--------------------------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|                          |     | 信託銀行  |       |        | 信金中央金庫 |       | 金融機関  | 金融機関  |       |
| 融資判断の精緻化                 | (件) |       | 13    | 10     | 62     | 17    | 4     | 12    | 2     |
|                          | (%) | 0.0   | 27.7  | 34.5   | 37.1   | 33.3  | 80.0  | 54.5  | 50.0  |
| 融資に至る時間の短縮               | (件) | 3     | 39    | 23     | 115    | 36    | 5     | 16    | 3     |
|                          | (%) | 100.0 | 83.0  | 79.3   | 68.9   | 70.6  | 100.0 | 72.7  | 75.0  |
| 融資後の業況確認の精緻化             | (件) |       | 9     | 2      | 25     | 7     |       | 4     | 1     |
|                          | (%) | 0.0   | 19.1  | 6.9    | 15.0   | 13.7  | 0.0   | 18.2  | 25.0  |
| 融資後の業況確認の効率化             | (件) | 2     | 27    | 10     | 64     | 22    | 3     | 9     | 3     |
|                          | (%) | 66.7  | 57.4  | 34.5   | 38.3   | 43.1  | 60.0  | 40.9  | 75.0  |
| 新規先との融資取引の開始             | (件) | 2     | 12    | 10     | 44     | 12    |       | 6     | 1     |
|                          | (%) | 66.7  | 25.5  | 34.5   | 26.3   | 23.5  | 0.0   | 27.3  | 25.0  |
| 既存融資先との融資取引の拡大           | (件) |       | 5     | 6      | 24     | 4     |       | 4     |       |
|                          | (%) | 0.0   | 10.6  | 20.7   | 14.4   | 7.8   | 0.0   | 18.2  | 0.0   |
| 担保や協会保証による融資が困難な先への対応    | (件) | 1     | 4     |        | 7      | 1     |       |       | 2     |
|                          | (%) | 33.3  | 8.5   | 0.0    | 4.2    | 2.0   | 0.0   | 0.0   | 50.0  |
| 事業性評価への活用                | (件) |       | 11    | 6      | 38     | 13    | 2     | 4     |       |
|                          | (%) | 0.0   | 23.4  | 20.7   | 22.8   | 25.5  | 40.0  | 18.2  | 0.0   |
| 貸出金利回りの改善                | (件) |       | 4     | 4      | 9      | 6     |       |       |       |
|                          | (%) | 0.0   | 8.5   | 13.8   | 5.4    | 11.8  | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
| 役員収益の増加                  | (件) |       | 2     | 1      | 6      | 3     |       |       |       |
|                          | (%) | 0.0   | 4.3   | 3.4    | 3.6    | 5.9   | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
| その他                      | (件) |       | 3     | 1      | 3      |       |       | 1     |       |
|                          | (%) | 0.0   | 6.4   | 3.4    | 1.8    | 0.0   | 0.0   | 4.5   | 0.0   |
| 回答機関数                    | (件) | 3     | 47    | 29     | 167    | 51    | 5     | 22    | 4     |
|                          | (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

### Q37. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用状況

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用状況(複数回答)について、データの自動取得では「クラウド会計データ」(44.7%)が最も多くなった。融資判断への活用、審査の自動化・時間短縮、融資後の業況確認への活用、新商品の開発では、「口座取引データ」が利用されている。

法人クレジットカード取引データ、受発注・売上データ、SNSデータの活用は限定的であった。

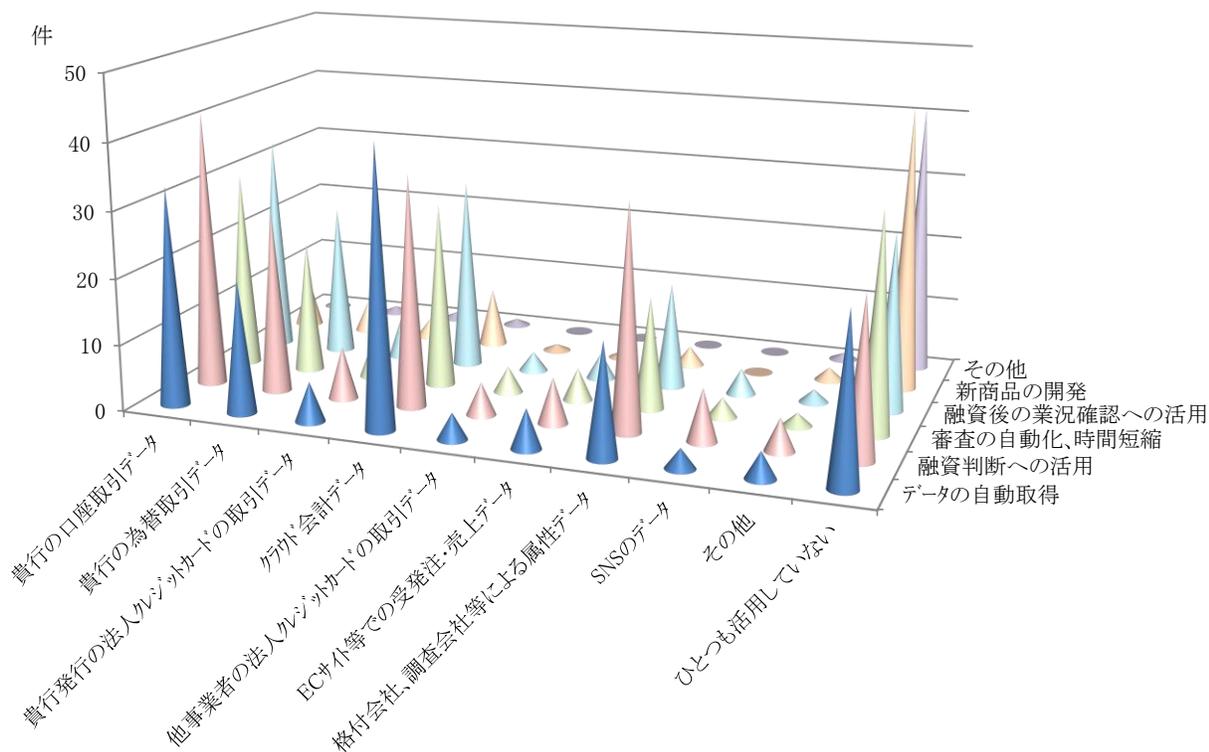


図 55. FinTech の融資・審査への活用状況

表 21. FinTech の融資・審査への活用状況 (内訳・比率)

| FinTechの融資・審査への活用状況 |     | 貴行の口座取引データ | 貴行の為替取引データ | 貴行発行の法人クレジットカード取引データ | クラウド会計データ | 他事業者の法人クレジットカード取引データ | ECサイト等での受発注・売上データ | 格付会社、調査会社等による属性データ | SNSのデータ | その他 | ひとつも活用していない |
|---------------------|-----|------------|------------|----------------------|-----------|----------------------|-------------------|--------------------|---------|-----|-------------|
| データの自動取得 (n=94)     | (件) | 33         | 20         | 6                    | 42        | 4                    | 6                 | 17                 | 3       | 4   | 25          |
|                     | (%) | 35.1       | 21.3       | 6.4                  | 44.7      | 4.3                  | 6.4               | 18.1               | 3.2     | 4.3 | 26.6        |
| 融資判断への活用 (n=102)    | (件) | 42         | 28         | 8                    | 35        | 5                    | 7                 | 34                 | 8       | 5   | 24          |
|                     | (%) | 41.2       | 27.5       | 7.8                  | 34.3      | 4.9                  | 6.9               | 33.3               | 7.8     | 4.9 | 23.5        |
| 審査の自動化、時間短縮 (n=86)  | (件) | 30         | 20         | 6                    | 28        | 4                    | 5                 | 17                 | 3       | 2   | 33          |
|                     | (%) | 34.9       | 23.3       | 7.0                  | 32.6      | 4.7                  | 5.8               | 19.8               | 3.5     | 2.3 | 38.4        |
| 融資後の業況確認への活用 (n=86) | (件) | 33         | 23         | 7                    | 29        | 3                    | 4                 | 16                 | 4       | 2   | 27          |
|                     | (%) | 38.4       | 26.7       | 8.1                  | 33.7      | 3.5                  | 4.7               | 18.6               | 4.7     | 2.3 | 31.4        |
| 新商品の開発 (n=57)       | (件) | 8          | 5          | 3                    | 9         | 1                    | 1                 | 3                  | 0       | 2   | 43          |
|                     | (%) | 14.0       | 8.8        | 5.3                  | 15.8      | 1.8                  | 1.8               | 5.3                | 0.0     | 3.5 | 75.4        |
| その他 (n=43)          | (件) | 1          | 1          | 1                    | 1         | 0                    | 0                 | 0                  | 0       | 1   | 41          |
|                     | (%) | 2.3        | 2.3        | 2.3                  | 2.3       | 0.0                  | 0.0               | 0.0                | 0.0     | 2.3 | 95.3        |

### Q38. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用時の課題

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用時の課題(複数回答、上位5つまで)については、「体制が確立されていない」(59.1%)が最も多くなった。次いで、「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」(52.2%)、「企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない」(46.1%)となった。

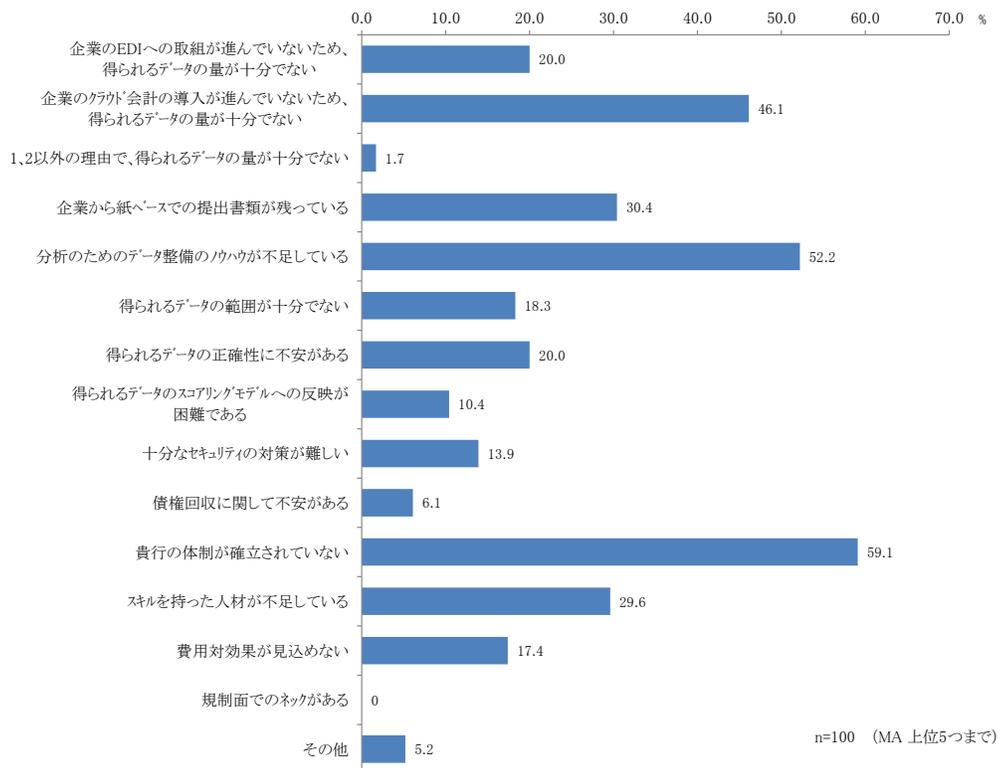


図 56. FinTech の融資・審査への活用時の課題

業態別にみると、地方銀行は「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」(65.7%)が最も高く、「体制が確立されていない」(54.3%)、「企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない」(51.4%)も50%超となっている。第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫も、この3つが上位3位までを占めている。信用組合は、「体制が確立されていない」、「企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない」、のほか「十分なセキュリティの対策が難しい」、「スキルを持った人材が不足している」も高くなっている。

表 22. FinTech の融資・審査への活用時の課題（業態別）

| FinTechの融資・審査への活用時の課題                 |     | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|---------------------------------------|-----|--------------|-------|--------|----------------|-------|------------|------------|-------|
| 企業のEDIへの取組が進んでいないため、得られる              | (件) | 0            | 5     | 3      | 13             | 1     | 0          | 1          | 0     |
|                                       | (%) | 0.0          | 14.3  | 25.0   | 27.7           | 8.3   | 0.0        | 50.0       | 0.0   |
| 企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない | (件) | 0            | 18    | 6      | 22             | 5     | 0          | 0          | 2     |
|                                       | (%) | 0.0          | 51.4  | 50.0   | 46.8           | 41.7  | 0.0        | 0.0        | 66.6  |
| 上記2つ以外の理由で、得られるデータの量が十分でない            | (件) | 0            | 0     | 2      | 0              | 0     | 0          | 0          | 0     |
|                                       | (%) | 0.0          | 0.0   | 16.7   | 0.0            | 0.0   | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| 企業から紙ベースでの提出書類が残っている                  | (件) | 0            | 9     | 1      | 21             | 2     | 1          | 0          | 1     |
|                                       | (%) | 0.0          | 25.7  | 8.3    | 44.7           | 16.7  | 50.0       | 0.0        | 33.3  |
| 分析のためのデータ整備のノウハウが不足している               | (件) | 1            | 23    | 8      | 23             | 3     | 1          | 0          | 1     |
|                                       | (%) | 50.0         | 65.7  | 66.7   | 48.9           | 25.0  | 50.0       | 0.0        | 33.3  |
| 得られるデータの範囲が十分でない                      | (件) | 1            | 9     | 3      | 7              | 0     | 0          | 0          | 1     |
|                                       | (%) | 50.0         | 25.7  | 25.0   | 14.9           | 0.0   | 0.0        | 0.0        | 33.3  |
| 得られるデータの正確性に不安がある                     | (件) | 0            | 10    | 4      | 7              | 1     | 0          | 1          | 0     |
|                                       | (%) | 0.0          | 28.6  | 33.3   | 14.9           | 8.3   | 0.0        | 50.0       | 0.0   |
| 得られるデータのスコアリングモデルへの反映が困難である           | (件) | 0            | 2     | 0      | 9              | 1     | 0          | 0          | 0     |
|                                       | (%) | 0.0          | 5.7   | 0.0    | 19.1           | 8.3   | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| 十分なセキュリティの対策が難しい                      | (件) | 0            | 2     | 0      | 8              | 5     | 0          | 1          | 0     |
|                                       | (%) | 0.0          | 5.7   | 0.0    | 17.0           | 41.7  | 0.0        | 50.0       | 0.0   |
| 債権回収に関して不安がある                         | (件) | 1            | 2     | 1      | 3              | 0     | 0          | 0          | 0     |
|                                       | (%) | 50.0         | 5.7   | 8.3    | 6.4            | 0.0   | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| 貴行の体制が確立されていない                        | (件) | 0            | 19    | 8      | 29             | 9     | 2          | 0          | 1     |
|                                       | (%) | 0.0          | 54.3  | 66.7   | 61.7           | 75.0  | 100.0      | 0.0        | 33.3  |
| スキルを持った人材が不足している                      | (件) | 1            | 9     | 3      | 16             | 5     | 0          | 0          | 0     |
|                                       | (%) | 50.0         | 25.7  | 25.0   | 34.0           | 41.7  | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| 費用対効果が見込めない                           | (件) | 0            | 6     | 5      | 5              | 3     | 0          | 0          | 1     |
|                                       | (%) | 0.0          | 17.1  | 41.7   | 10.6           | 25.0  | 0.0        | 0.0        | 33.3  |
| 規制面でのネックがある                           | (件) | 0            | 0     | 0      | 0              | 0     | 0          | 0          | 0     |
|                                       | (%) | 0.0          | 0.0   | 0.0    | 0.0            | 0.0   | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| その他                                   | (件) | 0            | 1     | 2      | 1              | 0     | 0          | 1          | 1     |
|                                       | (%) | 0.0          | 2.9   | 16.7   | 2.1            | 0.0   | 0.0        | 50.0       | 33.3  |
| 回答機関数                                 | (件) | 2            | 35    | 12     | 47             | 12    | 2          | 2          | 3     |
|                                       | (%) | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0      | 100.0      | 100.0 |

### Q39. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用を検討しない理由

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用を検討しない理由(複数回答、上位5つまで)については、「FinTechについてよく知らない、何ができるかわからない」(38.4%)が最も多くなった。次いで、「業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」(35.9%)、「システム対応において費用がかかり過ぎる」(34.2%)となった。

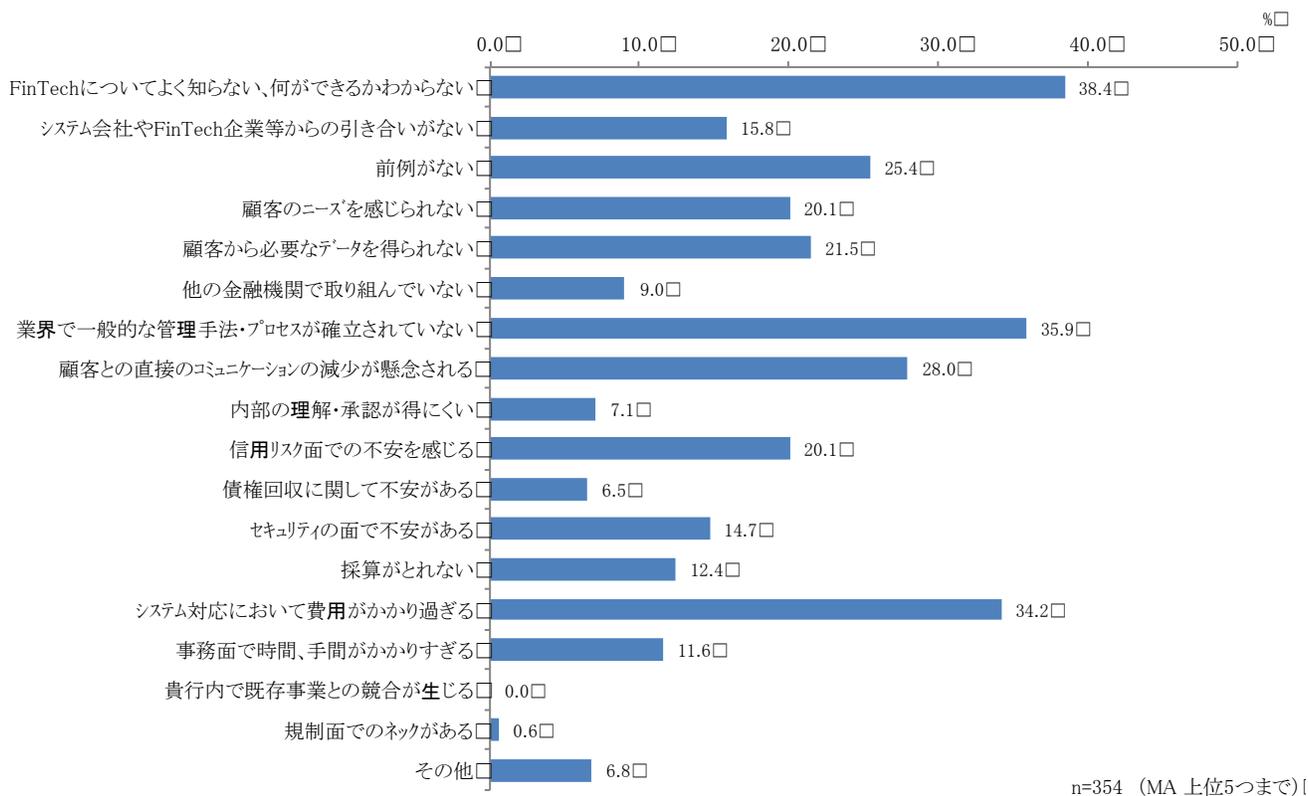


図 57. FinTech の融資・審査への活用を検討しない理由

業態別にみると、地方銀行においては「システム対応において費用がかかり過ぎる」(46.2%)が最も多く、次いで「業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」(38.5%)、「信用リスク面での不安を感じる」(30.8%)も3割を超えている。第二地方銀行は「システム対応において費用がかかり過ぎる」(43.8%)が最も多く、「信用リスク面での不安を感じる」(31.3%)が続いている。

一方、信用金庫・信金中央金庫は「業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」が最も高いものの、2番目に高いのは「FinTechについてよく知らない、何ができるかわからない」(36.8%)となっている。また、信用組合、系統金融機関においては「FinTechについてよく知らない、何ができるかわからない」が最も多くなっている。

表 23. FinTech の融資・審査への活用を検討しない理由（業態別）

| FinTechの融資・審査への活用を検討しない理由     |     | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|-------------------------------|-----|--------------|-------|--------|----------------|-------|------------|------------|-------|
| FinTechについてよく知らない、何ができるかわからない | (件) | 0            | 3     | 2      | 64             | 41    | 0          | 26         | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 23.1  | 12.5   | 36.8           | 40.2  | 0.0        | 61.9       | 0.0   |
| システム会社やFinTech企業等からの引き合いがない   | (件) | 0            | 1     | 2      | 24             | 18    | 0          | 11         | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 7.7   | 12.5   | 13.8           | 17.6  | 0.0        | 26.2       | 0.0   |
| 前例がない                         | (件) | 0            | 1     | 4      | 45             | 23    | 0          | 17         | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 7.7   | 25.0   | 25.9           | 22.5  | 0.0        | 40.5       | 0.0   |
| 顧客のニーズを感じられない                 | (件) | 1            | 0     | 2      | 24             | 28    | 0          | 16         | 0     |
|                               | (%) | 50.0         | 0.0   | 12.5   | 13.8           | 27.5  | 0.0        | 38.1       | 0.0   |
| 顧客から必要なデータを得られない              | (件) | 0            | 3     | 4      | 38             | 22    | 1          | 8          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 23.1  | 25.0   | 21.8           | 21.6  | 50.0       | 19.0       | 0.0   |
| 他の金融機関で取り組んでいない               | (件) | 0            | 3     | 3      | 18             | 6     | 0          | 2          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 23.1  | 18.8   | 10.3           | 5.9   | 0.0        | 4.8        | 0.0   |
| 業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない     | (件) | 0            | 5     | 3      | 80             | 25    | 1          | 13         | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 38.5  | 18.8   | 46.0           | 24.5  | 50.0       | 31.0       | 0.0   |
| 顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される     | (件) | 0            | 1     | 4      | 49             | 29    | 2          | 14         | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 7.7   | 25.0   | 28.2           | 28.4  | 100.0      | 33.3       | 0.0   |
| 内部の理解・承認が得にくい                 | (件) | 0            | 0     | 3      | 8              | 13    | 0          | 1          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 0.0   | 18.8   | 4.6            | 12.7  | 0.0        | 2.4        | 0.0   |
| 信用リスク面での不安を感じる                | (件) | 0            | 4     | 5      | 39             | 17    | 1          | 5          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 30.8  | 31.3   | 22.4           | 16.7  | 50.0       | 11.9       | 0.0   |
| 債権回収に関して不安がある                 | (件) | 0            | 2     | 1      | 13             | 7     | 0          | 0          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 15.4  | 6.3    | 7.5            | 6.9   | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| セキュリティの面で不安がある                | (件) | 0            | 0     | 3      | 32             | 13    | 0          | 4          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 0.0   | 18.8   | 18.4           | 12.7  | 0.0        | 9.5        | 0.0   |
| 採算がとれない                       | (件) | 0            | 2     | 2      | 14             | 18    | 0          | 8          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 15.4  | 12.5   | 8.0            | 17.6  | 0.0        | 19.0       | 0.0   |
| システム対応において費用がかかり過ぎる           | (件) | 1            | 6     | 7      | 57             | 35    | 0          | 15         | 0     |
|                               | (%) | 50.0         | 46.2  | 43.8   | 32.8           | 34.3  | 0.0        | 35.7       | 0.0   |
| 事務面で時間、手間がかかり過ぎる              | (件) | 0            | 3     | 0      | 17             | 13    | 0          | 8          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 23.1  | 0.0    | 9.8            | 12.7  | 0.0        | 19.0       | 0.0   |
| 貴行内で既存事業との競合が生じる              | (件) | 0            | 0     | 0      | 0              | 0     | 0          | 0          | 0     |
|                               | (%) | 0.0          | 0.0   | 0.0    | 0.0            | 0.0   | 0.0        | 0.0        | 0.0   |
| 規制面でのネックがある                   | (件) | 0            | 0     | 0      | 1              | 0     | 0          | 0          | 1     |
|                               | (%) | 0.0          | 0.0   | 0.0    | 0.6            | 0.0   | 0.0        | 0.0        | 33.3  |
| その他                           | (件) | 1            | 1     | 6      | 6              | 4     | 1          | 3          | 2     |
|                               | (%) | 50.0         | 7.7   | 37.5   | 3.4            | 3.9   | 50.0       | 7.1        | 66.6  |
| 回答機関数                         | (件) | 2            | 13    | 16     | 174            | 102   | 2          | 42         | 3     |
|                               | (%) | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0      | 100.0      | 100.0 |

## (F) クラウドファンディングの取組み

### Q40. クラウドファンディングの取組み状況

クラウドファンディング<sup>3</sup>の取組み状況（単一回答）については、「検討したことがなく、今後も検討したいと思わない」（37.6%）が最も多くなった。また、「既に取り組んでいる」（25.6%）も、全体の4分の1程度に達した。

業態別では、地方銀行において「既に取り組んでいる」と回答した機関の割合が72.3%となり、他の業態より取組みが活発であることが分かる。

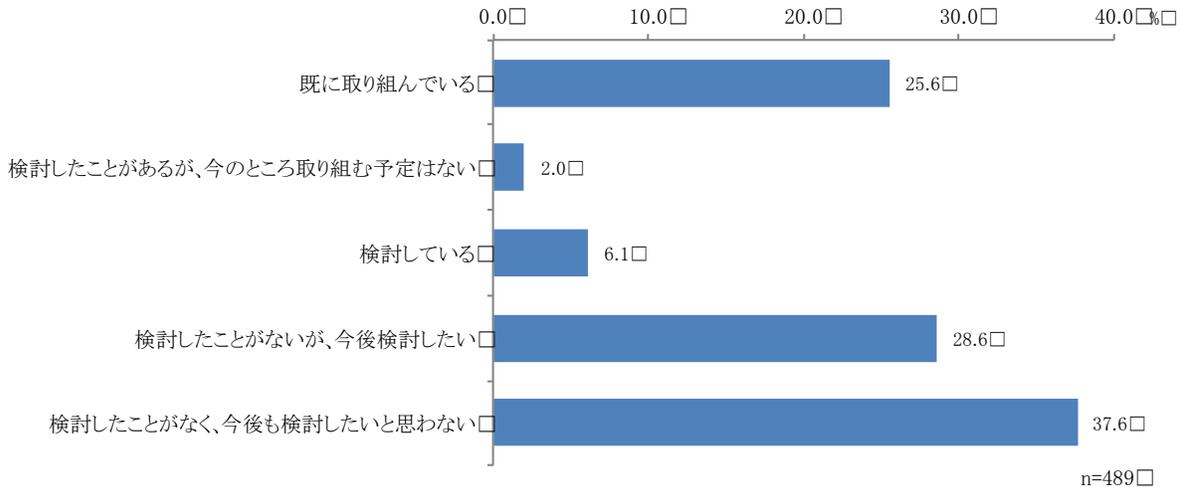


図 58. クラウドファンディングの取組み状況

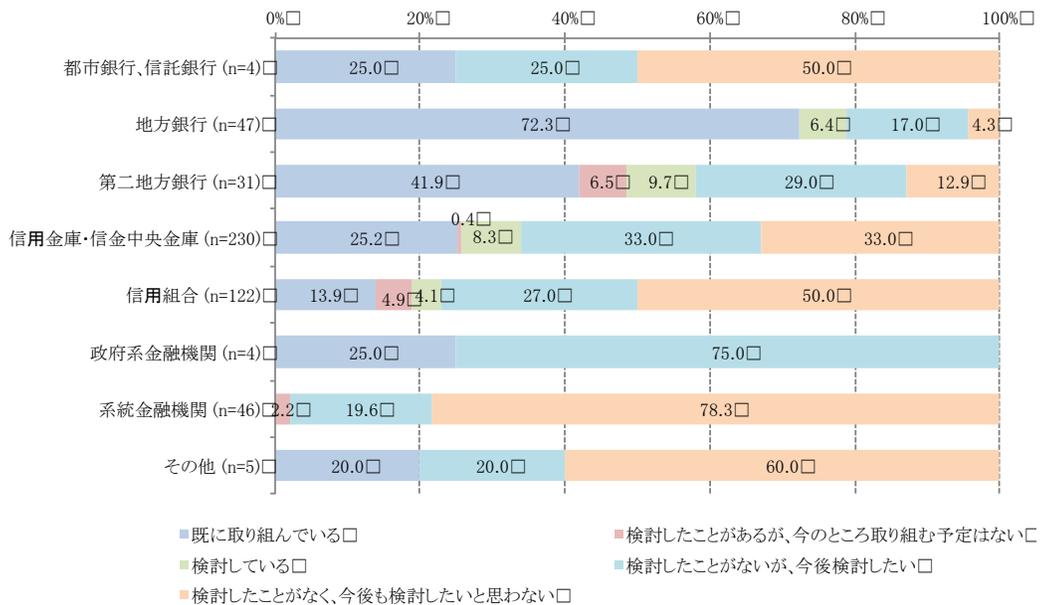


図 59. クラウドファンディングの取組み状況（業態別）

<sup>3</sup> 本調査において、「クラウドファンディング」とは、インターネット経由で広く資金を調達することを差し、貸付型のソーシャルレンディングを含む。

### Q41. クラウドファンディングの実施体制

クラウドファンディングの実施状況（クラウドファンディングの手法ごとに単一回答）については、「購入型」及び「投資型」では「本格運用」が6～7割に上り、最も多くなっている。一方、「寄付型」及び「貸付型」では「検討」が最も多くなっている。特に「貸付型」においては、「本格運用」は10.7%に留まっている。

クラウドファンディングにおける事業者との連携状況（手法ごとに単一回答）に関しては、「連携している」と回答する割合が、寄付型、購入型、投資型、貸付型いずれの手法でも95%を超えており、自行で完結している機関は非常に少なかった。プラットフォーム設計においても、自行で完結していると回答したのは2社のみであった。



図 60. クラウドファンディングの実施状況



図 61. クラウドファンディングにおける事業者との連携状況

プロジェクトの選定状況（手法ごとに複数回答）については、各手法とも連携先による選定件数の方が多いものの、「投資型」は自行との差が比較的小さい。「購入型」では連携先による選定件数の方が比較的多くなっている。

プロジェクトの募集状況（手法ごとに複数回答）に関しては、「購入型」では自行による募集件数の方が多い一方、「寄付型」、「投資型」は連携先による募集件数の方が多くなっている。

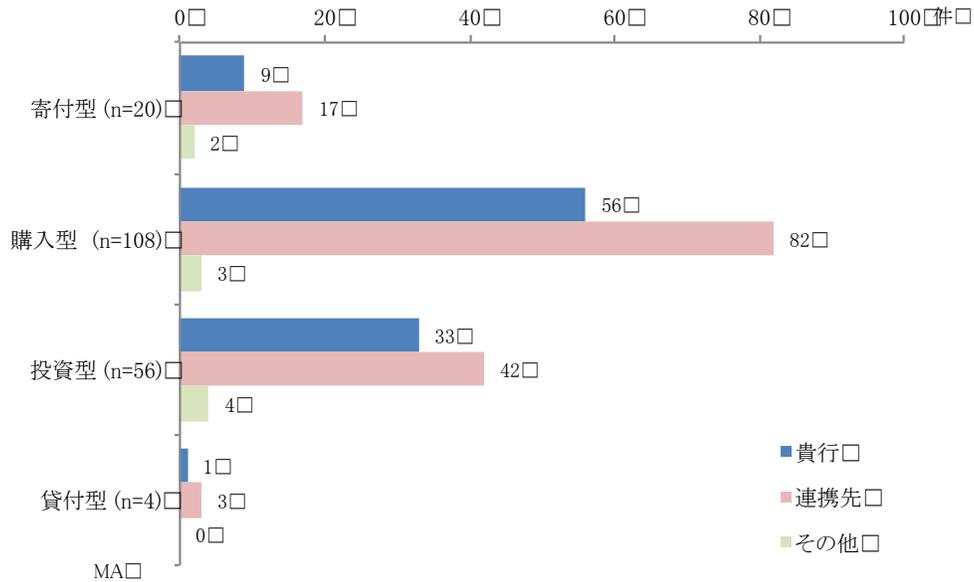


図 62. プロジェクトの選定状況

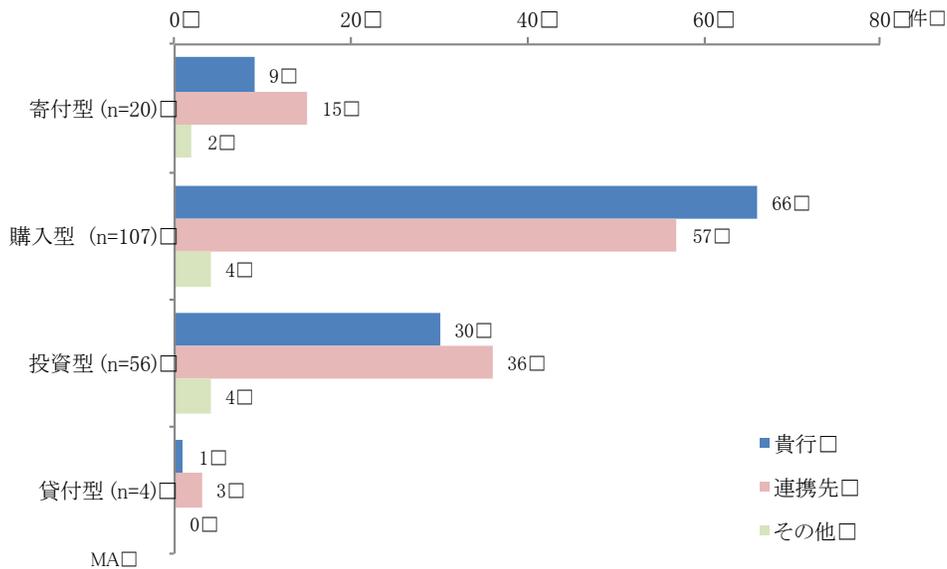


図 63. プロジェクトの募集状況

## Q42. クラウドファンディングへの取組みで期待する効果

クラウドファンディングへの取組みで期待する効果（複数回答、上位3つまで）については、「顧客の売上高増加などの本業支援」(58.2%)が最も多くなった。次いで、「顧客への提案内容の充実」(42.1%)、「地域の魅力発信」(40.1%)となった。

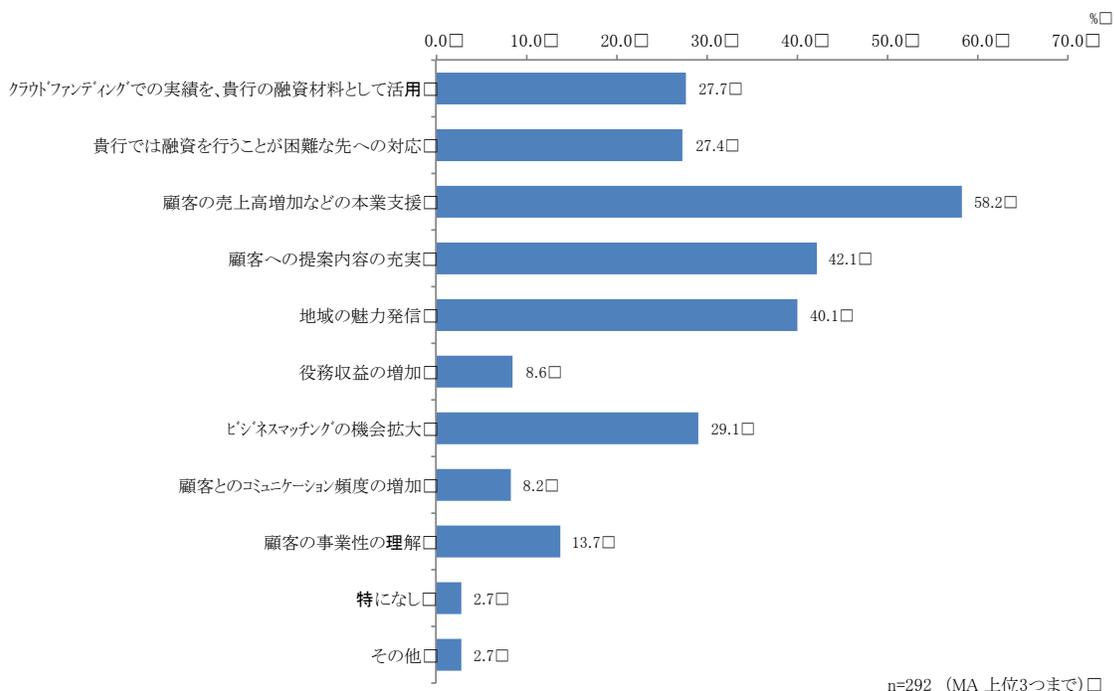


図 64. クラウドファンディングへの取組みで期待する効果

業態別にみると、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、信用組合において「顧客の売上高増加などの本業支援」が最も高くなっており、「顧客への提案内容の充実」、「地域の魅力発信」も各業態で比較的高い。「ビジネスマッチングの機会拡大」は、地方銀行や第二地方銀行では10%台となっている一方、都市銀行、信託銀行、信用金庫・信金中央金庫、信用組合、系統金融機関においては30%を超えている。

表 24. クラウドファンディングへの取組みで期待する効果(業態別)

| クラウドファンディングへの取組みで期待する効果       | 都市銀行 |       | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他 |       |   |       |      |       |
|-------------------------------|------|-------|------|--------|----------------|-------|------------|------------|-----|-------|---|-------|------|-------|
|                               | (件)  | (%)   | (件)  | (%)    | (件)            | (%)   | (件)        | (%)        | (件) |       |   |       |      |       |
| クラウドファンディングでの実績を、貴行の融資材料として活用 | 1    | 50.0  | 7    | 15.6   | 5              | 19.2  | 46         | 31.1       | 19  | 33.3  | 1 | 12.5  | 50.0 |       |
| 貴行では融資を行うことが困難な先への対応          | 0    | 0.0   | 9    | 20.0   | 6              | 23.1  | 44         | 29.7       | 17  | 29.8  | 1 | 25.0  | 37.5 | 0.0   |
| 顧客の売上高増加などの本業支援               | 1    | 50.0  | 34   | 75.6   | 15             | 57.7  | 87         | 58.8       | 28  | 49.1  | 2 | 50.0  | 37.5 | 0.0   |
| 顧客への提案内容の充実                   | 1    | 50.0  | 26   | 57.8   | 14             | 53.8  | 63         | 42.6       | 13  | 22.8  | 2 | 50.0  | 50.0 | 0.0   |
| 地域の魅力発信                       | 0    | 0.0   | 24   | 53.3   | 12             | 46.2  | 55         | 37.2       | 22  | 38.6  | 0 | 0.0   | 50.0 | 0.0   |
| 役員収益の増加                       | 0    | 0.0   | 9    | 20.0   | 2              | 7.7   | 9          | 6.1        | 3   | 5.3   | 0 | 0.0   | 12.5 | 50.0  |
| ビジネスマッチングの機会拡大                | 1    | 50.0  | 6    | 13.3   | 5              | 19.2  | 45         | 30.4       | 23  | 40.4  | 1 | 25.0  | 37.5 | 50.0  |
| 顧客とのコミュニケーション頻度の増加            | 0    | 0.0   | 1    | 2.2    | 2              | 7.7   | 12         | 8.1        | 7   | 12.3  | 0 | 0.0   | 12.5 | 50.0  |
| 顧客の事業性の理解                     | 0    | 0.0   | 5    | 11.1   | 5              | 19.2  | 20         | 13.5       | 7   | 12.3  | 2 | 50.0  | 12.5 | 0.0   |
| 特になし                          | 0    | 0.0   | 2    | 4.4    | 1              | 3.8   | 3          | 2.0        | 2   | 3.5   | 0 | 0.0   | 0.0  | 0.0   |
| その他                           | 0    | 0.0   | 0    | 0.0    | 1              | 3.8   | 5          | 3.4        | 1   | 1.8   | 0 | 0.0   | 0.0  | 50.0  |
| 回答機関数                         | 2    | 100.0 | 45   | 100.0  | 26             | 100.0 | 148        | 100.0      | 57  | 100.0 | 4 | 100.0 | 8    | 100.0 |

### Q43. クラウドファンディングに取り組む上での課題

クラウドファンディングに取り組む上での課題（複数回答、上位3つまで）については、「推進体制が構築できていない」（47.9%）が最も多くなった。次いで、「顧客の対応力が十分でなく、顧客層が限定されている」（42.3%）、「顧客のクラウドファンディングの理解が進まない」（40.5%）となった。

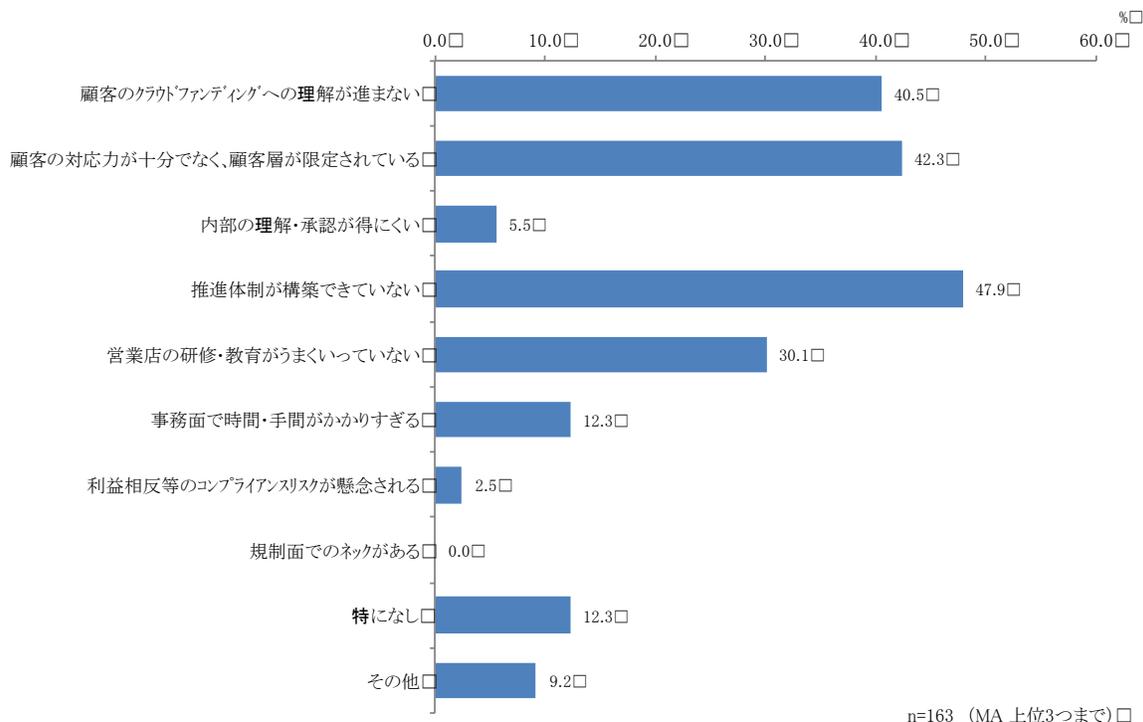


図 65. クラウドファンディングに取り組む上での課題

業態別にみると、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫は「推進体制が構築できていない」、信用組合は「顧客の対応力が十分でなく、顧客層が限定されている」が最も高くなっている。信用金庫・信金中央金庫及び信用組合は、地方銀行と第二地方銀行に比べ「顧客のクラウドファンディングへの理解が進まない」、「顧客の対応力が十分でなく、顧客層が限定されている」が高くなっており、主要顧客層のネットサービス等への抵抗感が障壁となっている可能性が窺える。

表 25. クラウドファンディングに取り組む上での課題（業態別）

| クラウドファンディングに取り組む上での課題    | 都市銀行<br>信託銀行       | 地方銀行                | 第二地方銀行              | 信用金庫<br>信金中央金庫      | 信用組合                | 政府<br>金融機関         | 系統<br>金融機関         | その他                |
|--------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 顧客のクラウドファンディングへの理解が進まない  | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 12<br>(%) 33.3  | (件) 7<br>(%) 38.9   | (件) 33<br>(%) 42.3  | (件) 13<br>(%) 48.1  | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 顧客の対応力が十分でなく、顧客層が限定されている | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 15<br>(%) 41.7  | (件) 6<br>(%) 33.3   | (件) 33<br>(%) 42.3  | (件) 15<br>(%) 55.6  | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 内部の理解・承認が得にくい            | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 1<br>(%) 5.6    | (件) 5<br>(%) 6.4    | (件) 2<br>(%) 7.4    | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 推進体制が構築できていない            | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 16<br>(%) 44.4  | (件) 8<br>(%) 44.4   | (件) 43<br>(%) 55.1  | (件) 10<br>(%) 37.0  | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 営業店の研修・教育がうまくいっていない      | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 10<br>(%) 27.8  | (件) 4<br>(%) 22.2   | (件) 31<br>(%) 39.7  | (件) 3<br>(%) 11.1   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 事務面で時間・手間がかかりすぎる         | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 5<br>(%) 13.9   | (件) 3<br>(%) 16.7   | (件) 8<br>(%) 10.3   | (件) 4<br>(%) 14.8   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 利益相反等のコンプライアンスリスクが懸念される  | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 1<br>(%) 5.6    | (件) 2<br>(%) 2.6    | (件) 1<br>(%) 3.7    | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 規制面でのネックがある              | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 特になし                     | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 9<br>(%) 25.0   | (件) 3<br>(%) 16.7   | (件) 5<br>(%) 6.4    | (件) 2<br>(%) 7.4    | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 1<br>(%) 100.0 |
| その他                      | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 6<br>(%) 16.7   | (件) 1<br>(%) 5.6    | (件) 4<br>(%) 5.1    | (件) 3<br>(%) 11.1   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 回答機関数                    | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 36<br>(%) 100.0 | (件) 18<br>(%) 100.0 | (件) 78<br>(%) 100.0 | (件) 27<br>(%) 100.0 | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 1<br>(%) 100.0 | (件) 1<br>(%) 100.0 |

#### Q44. クラウドファンディングを検討していない理由

クラウドファンディングを検討していない理由（複数回答、上位3つまで）については、「業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」（36.4%）が最も多くなった。次いで、「顧客のニーズを感じられない」（32.9%）、「検討するきっかけがない」（32.3%）となった。

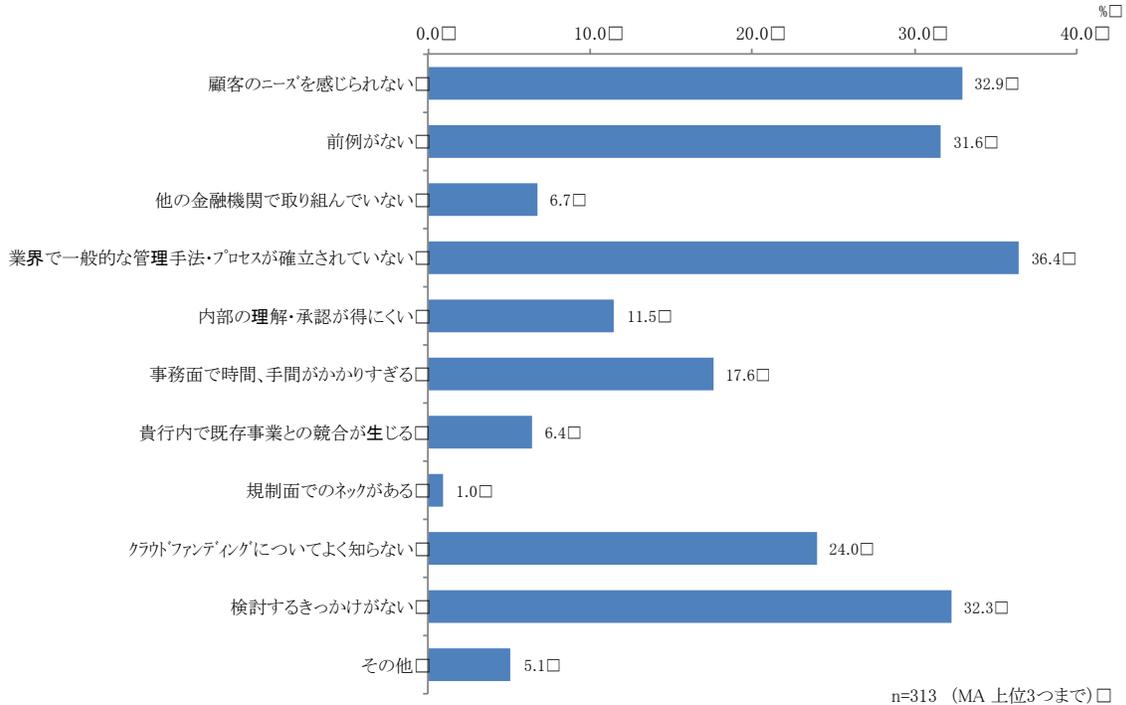


図 66. クラウドファンディングを検討していない理由

業態別にみると、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫は「業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」、信用組合は「顧客のニーズを感じられない」が最も高くなっている。系統金融機関では「顧客のニーズを感じられない」及び「前例がない」が最も高くなっている。

表 26. クラウドファンディングを検討していない理由(業態別)

| クラウドファンディングを検討していない理由     | 都市銀行<br>信託銀行       | 地方銀行        | 第二地方銀行      | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合        | 政府<br>金融機関 | 系統<br>金融機関  | その他        |
|---------------------------|--------------------|-------------|-------------|----------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 顧客のニーズを感じられない             | (件) 1<br>(%) 50.0  | 3<br>30.0   | 3<br>25.0   | 28<br>18.9     | 48<br>52.7  | 0<br>0.0   | 20<br>46.5  | 0<br>0.0   |
| 前例がない                     | (件) 0<br>(%) 0.0   | 3<br>30.0   | 1<br>8.3    | 52<br>35.1     | 23<br>25.3  | 0<br>0.0   | 20<br>46.5  | 0<br>0.0   |
| 他の金融機関で取り組んでいない           | (件) 0<br>(%) 0.0   | 2<br>20.0   | 0<br>0.0    | 10<br>6.8      | 7<br>7.7    | 0<br>0.0   | 2<br>4.7    | 0<br>0.0   |
| 業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない | (件) 0<br>(%) 0.0   | 3<br>30.0   | 5<br>41.7   | 70<br>47.3     | 22<br>24.2  | 0<br>0.0   | 14<br>32.6  | 0<br>0.0   |
| 内部の理解・承認が得にくい             | (件) 0<br>(%) 0.0   | 0<br>0.0    | 0<br>0.0    | 20<br>13.5     | 11<br>12.1  | 0<br>0.0   | 4<br>9.3    | 1<br>25.0  |
| 事務面で時間、手間がかりすぎる           | (件) 0<br>(%) 0.0   | 2<br>20.0   | 3<br>25.0   | 25<br>16.9     | 23<br>25.3  | 0<br>0.0   | 2<br>4.7    | 0<br>0.0   |
| 貴行内で既存事業との競合が生じる          | (件) 0<br>(%) 0.0   | 1<br>10.0   | 1<br>8.3    | 11<br>7.4      | 4<br>4.4    | 1<br>33.3  | 1<br>2.3    | 1<br>25.0  |
| 規制面でのネックがある               | (件) 0<br>(%) 0.0   | 0<br>0.0    | 1<br>8.3    | 1<br>0.7       | 0<br>0.0    | 1<br>33.3  | 0<br>0.0    | 0<br>0.0   |
| クラウドファンディングについてよく知らない     | (件) 0<br>(%) 0.0   | 0<br>0.0    | 3<br>25.0   | 35<br>23.6     | 22<br>24.2  | 1<br>33.3  | 14<br>32.6  | 0<br>0.0   |
| 検討するきっかけがない               | (件) 1<br>(%) 50.0  | 3<br>30.0   | 3<br>25.0   | 47<br>31.8     | 26<br>28.6  | 2<br>66.7  | 18<br>41.9  | 1<br>25.0  |
| その他                       | (件) 0<br>(%) 0.0   | 1<br>10.0   | 3<br>25.0   | 7<br>4.7       | 3<br>3.3    | 0<br>0.0   | 0<br>0.0    | 2<br>50.0  |
| 回答機関数                     | (件) 2<br>(%) 100.0 | 10<br>100.0 | 12<br>100.0 | 148<br>100.0   | 91<br>100.0 | 3<br>100.0 | 43<br>100.0 | 4<br>100.0 |

## (G) インターネットバンキングの普及・推進状況

### Q45. インターネットバンキングの利用状況

インターネットバンキングの利用状況（数量項目）<sup>4</sup>については、各金融機関の法人顧客におけるインターネットバンキング契約率を算出した。まず契約率の単純平均<sup>5</sup>を行ったところ、ファームバンキング（FB）（※）を除いた単純平均は12.6%、FBを含んだ単純平均は14.4%となった。次に、法人顧客数による重みづけ（加重平均<sup>6</sup>）を行った場合、FBを除いた加重平均は10.4%、FBを含んだ加重平均は13.8%であった。

なお、FBを除く場合、含む場合とも、インターネットバンキングの契約率と法人顧客数の間で相関関係は見られなかった。

※ファームバンキング（FB）：インターネット以外の回線（電話回線等）を利用したデータ通信サービス

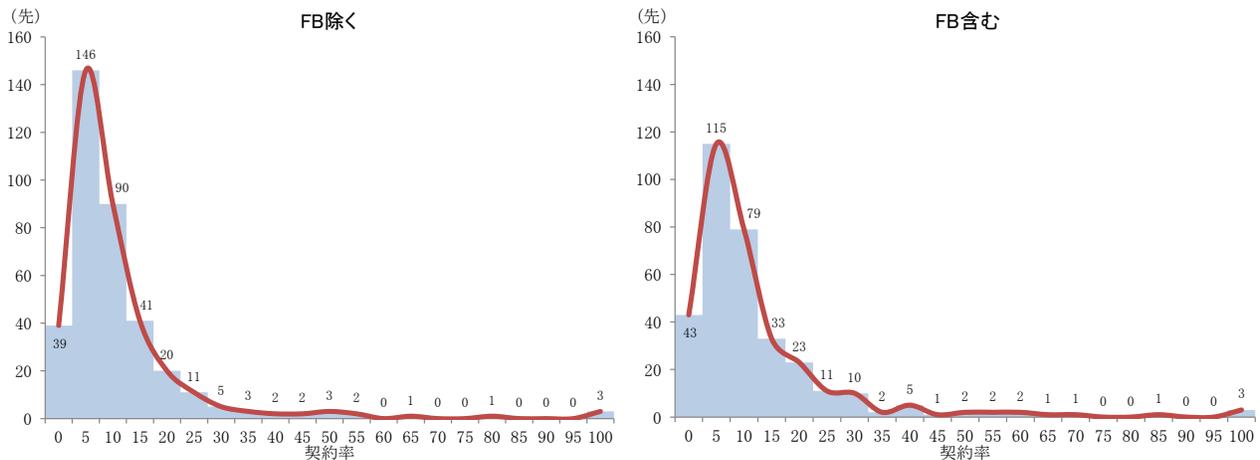


図 67. 金融機関ごとの法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率の分布

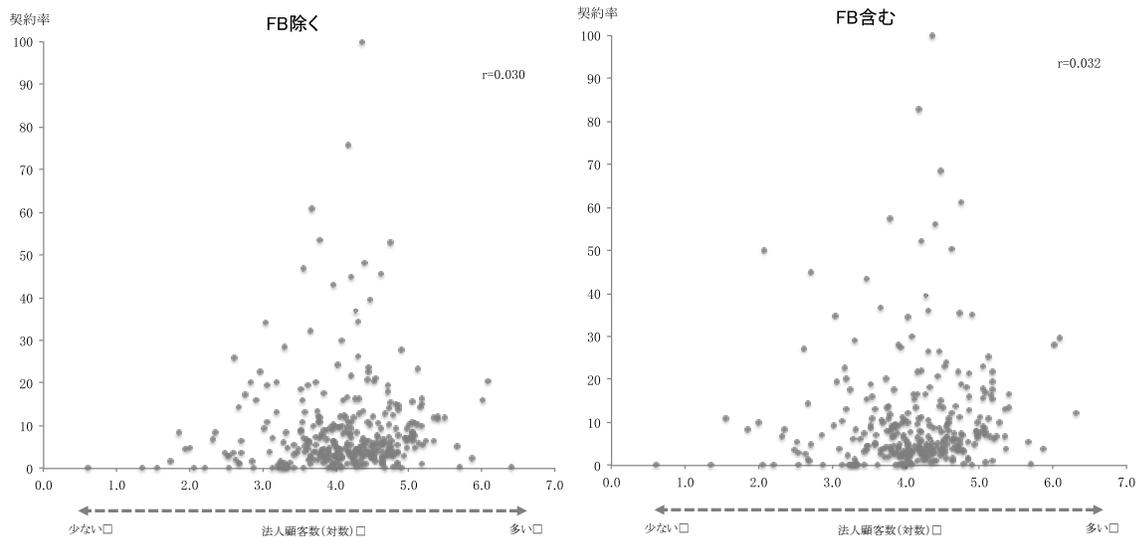


図 68. インターネットバンキングの契約率と法人顧客数の関係

4 金融機関毎の調査のため、契約企業の重複がある点、留意が必要。

5 (各金融機関の契約率の合計) ÷ 金融機関数 × 100 (%) で算出。

6 (各金融機関の契約顧客数の合計) ÷ (各金融機関の法人顧客数の合計) × 100 (%) で算出。

#### Q46. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策

法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策（複数回答）については、「決済手数料の優遇」（38.3%）が最も多かった。「インターネットバンキングの利用推進は行っていない」とする機関も2割程度あることが確認できる。

業態別では、都市銀行・信託銀行、地方銀行で「決済手数料の優遇」を利用推進策として挙げる比率が高くなっている。信用組合では「インターネットバンキングのサービス提供を行っていない」が4割を超えている。

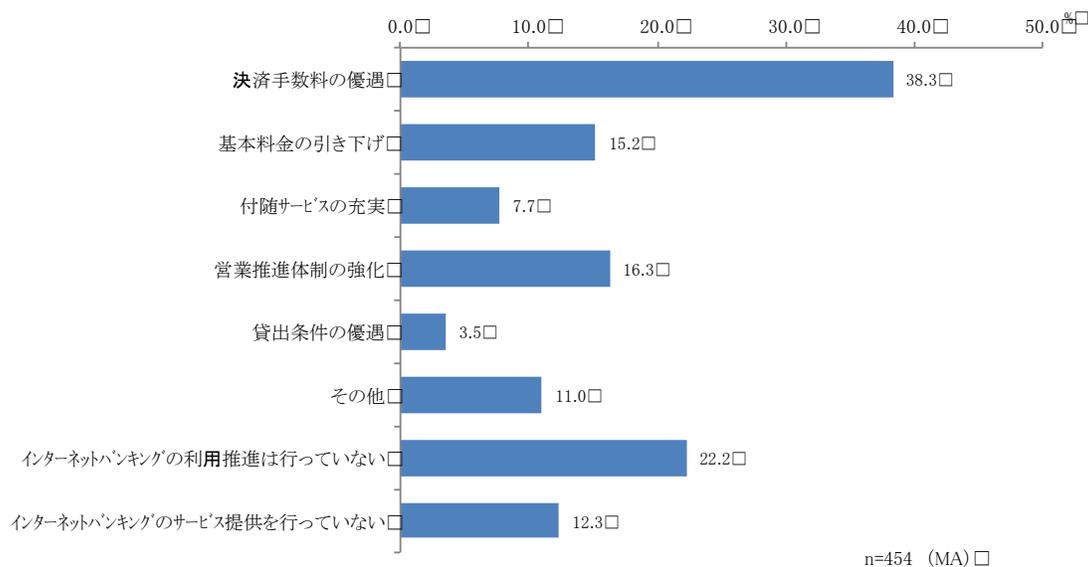


図 69. インターネットバンキングの利用推進策

表 27. インターネットバンキングの利用推進策（業態別）

| インターネットバンキングの利用推進策         | 都市銀行<br>信託銀行       | 地方銀行                | 第二地方銀行              | 信用金庫<br>信金中央金庫       | 信用組合                 | 政府<br>金融機関         | 系統<br>金融機関          | その他                |
|----------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 決済手数料の優遇                   | (件) 2<br>(%) 50.0  | (件) 23<br>(%) 48.9  | (件) 10<br>(%) 33.3  | (件) 94<br>(%) 44.8   | (件) 36<br>(%) 32.4   | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 9<br>(%) 20.5   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 基本料金の引き下げ                  | (件) 2<br>(%) 50.0  | (件) 9<br>(%) 19.1   | (件) 10<br>(%) 33.3  | (件) 32<br>(%) 15.2   | (件) 10<br>(%) 9.0    | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 6<br>(%) 13.6   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 付随サービスの充実                  | (件) 2<br>(%) 50.0  | (件) 6<br>(%) 12.8   | (件) 5<br>(%) 16.7   | (件) 18<br>(%) 8.6    | (件) 4<br>(%) 3.6     | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 営業推進体制の強化                  | (件) 1<br>(%) 25.0  | (件) 20<br>(%) 42.6  | (件) 6<br>(%) 20.0   | (件) 41<br>(%) 19.5   | (件) 6<br>(%) 5.4     | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| 貸出条件の優遇                    | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 1<br>(%) 2.1    | (件) 2<br>(%) 6.7    | (件) 8<br>(%) 3.8     | (件) 4<br>(%) 3.6     | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 1<br>(%) 2.3    | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| その他                        | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 12<br>(%) 25.5  | (件) 3<br>(%) 10.0   | (件) 21<br>(%) 10.0   | (件) 7<br>(%) 6.3     | (件) 0<br>(%) 0.0   | (件) 7<br>(%) 15.9   | (件) 0<br>(%) 0.0   |
| インターネットバンキングの利用推進は行っていない   | (件) 1<br>(%) 25.0  | (件) 4<br>(%) 8.5    | (件) 3<br>(%) 10.0   | (件) 50<br>(%) 23.8   | (件) 17<br>(%) 15.3   | (件) 1<br>(%) 25.0  | (件) 22<br>(%) 50.0  | (件) 3<br>(%) 75.0  |
| インターネットバンキングのサービス提供を行っていない | (件) 1<br>(%) 25.0  | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 0<br>(%) 0.0    | (件) 3<br>(%) 1.4     | (件) 45<br>(%) 40.5   | (件) 3<br>(%) 75.0  | (件) 3<br>(%) 6.8    | (件) 1<br>(%) 25.0  |
| 回答機関数                      | (件) 4<br>(%) 100.0 | (件) 47<br>(%) 100.0 | (件) 30<br>(%) 100.0 | (件) 210<br>(%) 100.0 | (件) 111<br>(%) 100.0 | (件) 4<br>(%) 100.0 | (件) 44<br>(%) 100.0 | (件) 4<br>(%) 100.0 |

### Q47. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題

インターネットバンキングの普及・利用推進における課題（複数回答）については、「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」（41.3%）が最も多かった。「企業側のインターネットスキルが不足している」（29.0%）、「企業側の慣習変更に関する障壁が高い」（26.8%）と続いた。

業態別では、地方銀行で「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」を課題として挙げる機関の比率が高かった。

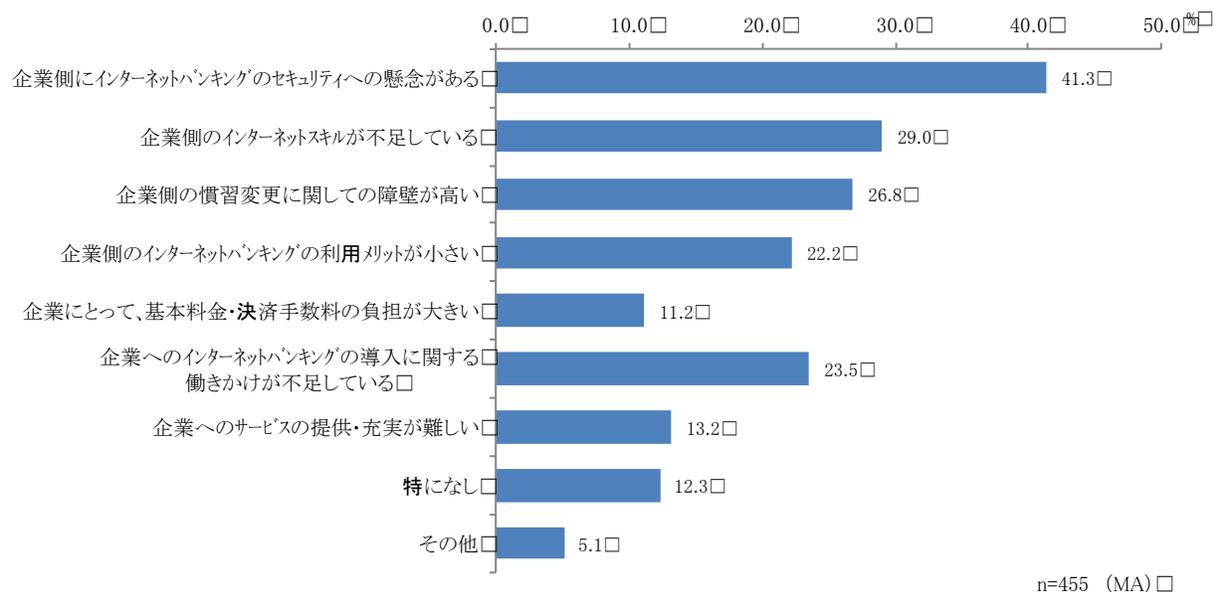


図 70. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題

表 28. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題（業態別）

| 普及・利用推進における課題                      |     | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|------------------------------------|-----|--------------|-------|--------|----------------|-------|------------|------------|-------|
|                                    |     | (件)          | 1     | 25     | 14             | 100   | 41         | 1          | 6     |
| 企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある     | (%) | 25.0         | 53.2  | 46.7   | 46.7           | 38.7  | 25.0       | 13.3       | 0.0   |
| 企業側のインターネットスキルが不足している              | (件) | 2            | 16    | 6      | 85             | 20    |            | 2          | 1     |
|                                    | (%) | 50.0         | 34.0  | 20.0   | 39.7           | 18.9  | 0.0        | 4.4        | 20.0  |
| 企業側の慣習変更に関する障壁が高い                  | (件) | 1            | 19    | 10     | 68             | 15    |            | 8          | 1     |
|                                    | (%) | 25.0         | 40.4  | 33.3   | 31.8           | 14.2  | 0.0        | 17.8       | 20.0  |
| 企業側のインターネットバンキングの利用メリットが小さい        | (件) | 1            | 11    | 5      | 42             | 20    | 2          | 20         |       |
|                                    | (%) | 25.0         | 23.4  | 16.7   | 19.6           | 18.9  | 50.0       | 44.4       | 0.0   |
| 企業にとって、基本料金・決済手数料の負担が大きい           | (件) |              | 11    | 4      | 22             | 9     |            | 5          |       |
|                                    | (%) | 0.0          | 23.4  | 13.3   | 10.3           | 8.5   | 0.0        | 11.1       | 0.0   |
| 企業へのインターネットバンキングの導入に関する働きかけが不足している | (件) |              | 10    | 8      | 61             | 13    |            | 15         |       |
|                                    | (%) | 0.0          | 21.3  | 26.7   | 28.5           | 12.3  | 0.0        | 33.3       | 0.0   |
| 企業へのサービスの提供・充実が難しい                 | (件) | 2            | 7     | 4      | 12             | 23    | 1          | 11         |       |
|                                    | (%) | 50.0         | 14.9  | 13.3   | 5.6            | 21.7  | 25.0       | 24.4       | 0.0   |
| 特になし                               | (件) | 1            | 4     | 2      | 17             | 19    | 1          | 8          | 4     |
|                                    | (%) | 25.0         | 8.5   | 6.7    | 7.9            | 17.9  | 25.0       | 17.8       | 80.0  |
| その他                                | (件) |              | 5     | 2      | 10             | 5     |            | 1          |       |
|                                    | (%) | 0.0          | 10.6  | 6.7    | 4.7            | 4.7   | 0.0        | 2.2        | 0.0   |
| 回答機関数                              | (件) | 4            | 47    | 30     | 214            | 106   | 4          | 45         | 5     |
|                                    | (%) | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0      | 100.0      | 100.0 |

## (4) 多様な資金調達手法の提供に取り組む金融機関の事例

多様な資金調達手法の提供に取り組む金融機関にヒアリングを実施した（取組内容及び五十音順に掲載）。

### a. 住信 SBI ネット銀行（ビッグデータを活用した融資審査モデルの構築・実用化）

#### 1. 金融機関概要

|       |   |
|-------|---|
| 機 関 名 | 住信 SBI ネット銀行株式会社                              |
| 所 在 地 | 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー18 階                   |
| 分 類   | その他銀行   |
| 拠 点 数 | －（インターネット専業）                                  |
| 職 員 数 | 518 名（取締役を兼務していない執行役員、受入出向者は含み、契約社員及び派遣社員は除く） |

#### 2. 新たな融資手法への取組状況

同行は、2017 年に創業 10 周年を迎えたインターネット専業銀行。

2016 年 10 月より、企業の日々の取引データを融資審査等に利用する中小企業向け事業性融資サービス「レンディング・ワン」の提供を開始した。第一弾は、提携するクレジットカード会社の決済サービスを利用している法人加盟店を対象としており、申込項目の簡素化、融資審査期間の短縮、所定条件はあるものの無担保・無保証（代表者保証含む）での融資が可能となっている。

#### 3. 取組の経緯

FinTech 事業企画部、ビッグデータ部、トランザクションレンディング事業部といった専門部署を設置し、様々な融資手法の検討・モデル構築等の推進体制を構築している。従来より金融機関は、決算書類等によって取引先の商流をみようとしてきた。

決算書類は期ごとに作成されるため、取引先の日々のリアルな企業活動を把握するには向かず、また決算書類に基づく限り、新たな融資手法といっても、従来からの伝統的な融資手法の延長上に過ぎない。そこで、新たな融資手法として、日々の受発注データや決済データ等を活用し、資金供給をより短期間にオンデマンドで行う「トランザクションレンディング」や「P0 ファイナンス」が登場し、同行でも検討に至った。

#### 4. 推進体制

新たな融資手法の構築にあたっては、ビジネスデザインはトランザクションレンディング事業部、データ分析はビッグデータ部が中心となって審査モデル等の構築に取り組んでいる。

新たな融資手法に取り組むにあたっては、検討初期の段階よりリスク管理部門や審査部門との対話を重ねていくことが重要となる。また、なぜそのモデルを採用したのか、行内のみならず監督官庁にも説明する必要があり、例えば同行のコア商品である住宅ローンの審査モデルに AI を適用するケースなどでは、100 人以上の研究者、技術者と対話しつつ実現に至った。

#### 5. 取組成果・効果

「レンディング・ワン」の取扱開始後、クレジットカード会社との連携だけでなく、PFM サービス会社との連携や、自行口座異動情報の利用など、ユーザー要望に応えるべく、積極的に商品タイプの拡充

を図ってきている。こうしたトランザクションレンディングは、一般的に運転資金の効率が求められるEC事業者や飲食業者等との親和性が高い。

## 6. 課題・今後の展望

ビッグデータを活用した融資審査においては、データの量、質、更新頻度、正確性等を担保しなければならない。データサンプルを収集してもデータの欠損が多く、モデル構築に使えるデータが少なくなってしまう事も多い。

また、貸出後の債権管理リスクや、債務者がデータの操作を行う等の不正リスクへの対応も課題となる。こうした手法の先進国であるアメリカでは、新興のノンバンクの取組みが目立つが、リスクを考慮して高めの金利を設定している。海外のノンバンクと比べ金利が低い国内金融機関は、こうしたリスクにも十分気を付けなければならないだろう。

一方で、こうした新たな融資手法が出てきた背景として、銀行員の融資経験や審査経験の相対的な機会減少や、各種法令規制が厳しくなる中でノンバンクから零細企業への資金供給が厳しくなり、ノンバンクが担ってきた役割を誰かが担わなければならないという時代の要請もある。金融サービスも、既存の枠組に捉われず変革していかなければならない。今後も柔軟な発想で、新たな商品とサービスを社会に発信し「リテール No. 1」の金融機関を目指し、次代の金融のあり方を提示していきたいと思う。

### b. 北國銀行（クラウド会計データ活用を端緒とした顧客課題解決支援）

#### 1. 金融機関概要

|       |  |
|-------|--|
| 機 関 名 | 株式会社北國銀行   |
| 所 在 地 | 石川県金沢市広岡2丁目12番6号   |
| 分 類   | 地方銀行   |
| 拠 点 数 | 104店（うち出張所1店）、1海外駐在員事務所（上海）、ローンセンター11店、マネープラザ5店、ほけんプラザ5店 |
| 職 員 数 | 2,252名（うち嘱託・ビジネススタッフ465名）                                |

#### 2. 新たな融資手法への取組状況

同行では、クラウド型会計ソフトを提供している freee 株式会社と業務提携し、取引企業における「freee」導入による会計事務の効率化を後押ししている。また、2017年2月に freee 株式会社との協業事業として、取引企業の財務データを分析し、一定の条件になるとアラートを発信する「リアルタイム経営シグナル」の開発を発表するなど、新しい取り組みを積極的に展開している。

「リアルタイム経営シグナル」では、顧客の財務状況をリアルタイムに確認し、アラートを鳴らすことでタイムリーな経営相談や融資提案が可能となっている。なお、同システムは業績悪化だけに対してのアラートではなく、好業績企業に関してもアラートを鳴らすことにより、新たな設備投資等前向き資金需要もリアルタイムで把握可能である。

また、同行には、創業時に無担保無保証で3,000万円まで当座貸越が可能である「北國創業サポート」という創業融資専用商品があり、従来は毎月1回同行職員と直接の面談を義務付け、融資だけでなく経営相談も含めたモニタリングを実施していたが、「freee」を活用する場合、直接の面談を不要としている。これは、電話で操作画面をお互いに確認しながら（同行に来店することなく）経営状況や今後のアドバイスを実施できるからであり、利用者及び行員にとっても効率化が図れ、直近では同融資制度の利用者の多くが「freee」を導入している。

### 3. 取組を始めた経緯

同行では、10年ほど前から「効率化」を徹底的に進めている。具体的にはペーパーレス化（紙はスキャナでデータ化、パート職員を含め全員 surface で業務を行う）、フリーアドレス、行内のキャビネットやごみ箱の廃止、インターネットバンキングやでんさいの推進等、徹底した取り組みの結果、業績を落とすことなく、ほぼ全行員が17時30分には退社できるようになっている。

更に、この自行の取り組みを地域全体の生産性向上・活性化に繋げるため、コンサルティング事業を立ち上げ、地域企業の支援を行っている。

FinTech活用を特別な取り組みとは捉えておらず、あくまで自行を含めた地域の「生産性向上」を実現するために、必要な仕組みとして取り入れたに過ぎない。

### 4. 推進体制

2015年6月、同行内にあるIT導入の効率化等の経営ノウハウを顧客企業の経営課題解決に有料で提供するコンサルティングを営業サポート課内の数名でスタート。2017年4月にはコンサルティング部を設立し、60名を超える銀行内コンサルタントを有するまで成長した。この60名の中には、元システム部門、営業部門等様々な部署経験者が在籍しており、必ずしもコンサルティングを専門としてきた人員だけではないが、銀行内で培ったノウハウを活かして、地域企業の「効率化」「生産性向上」の実現に対して真摯に企業と向き合っている。

なお、コンサルティング機能が別会社でなく銀行内部部門として存在していることが特徴であり、外部人員を使わず、行内の人材を育成してコンサルタントとしたことで、営業店との連携がスムーズであることも同部門成長の要因となっている。

前述の「リアルタイム経営シグナル」は、様々な融資先のモニタリングに活用しており、freee株式会社から同行への情報開示を承諾した企業については、アラート機能を活用しながら本部、営業店ともに最新状況を確認できる。サポート面においても、コンサルティング部門がサポートをしっかりとおり、「freee」だけでなく、POSとの連携、生産管理ソフトとの連携など総合的なサポートを有料でコンサルティングすることによって高い満足度を得ている。

### 5. 取組成果・効果

「freee」の導入、「リアルタイム経営シグナル」の活用開始により、モニタリングといった融資管理の効率化が実現し、融資担当者が各企業の「経営」に触れる時間を増加させることに成功した。

また、「北國創業サポート」という創業融資の実績は2年間累計で約220先22億円。同行では、創業融資だけで利益を上げるのではなく、そこで発生する雇用やモノの流れが地域を盛り上げ、結果的に同行にも好影響を与えると考えている。同行では、この取り組みを地域貢献の一環として考えており、コンプライアンス上の理由がない限り謝絶することはないが、本部の創業チームが事業計画の策定からサポートすることで貸し倒れは少額に抑えられている。

### 6. 課題・今後の展望

地域企業の「効率化」「生産性向上」に関しては、一定の成果がみえてきている。

今後においては、アラートから融資取次のアクションについて、AI機能を活用した融資の自動化等の開発を進めている。この部分の自動化が進めば、職員の業務効率化が図られ、企業の経営相談に割ける時間が増加するほか、企業もスピーディーに融資を受けることが可能となり、更に地域の生産性向上につなげることができると考えている。

## c. 城北信用金庫（クラウドファンディングを活用した「三方よし」の顧客支援）

### 1. 金融機関概要

|       |   |
|-------|---|
| 機 関 名 | 城北信用金庫                                    |
| 所 在 地 | 東京都北区豊島 1-11-1（本部）<br>東京都荒川区荒川 3-79-7（本店） |
| 分 類   | 信用金庫                                      |
| 拠 点 数 | 95 店舗（うち 13 出張所）                          |
| 職 員 数 | 1,971 人（常勤役職員数）                           |

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

### 2. クラウドファンディングの取組状況

当金庫は、東京都北区、荒川区を中心とした都内城北地区及び埼玉県南東部等を営業地域とする信用金庫。2015 年 4 月より、顧客に対して購入型のクラウドファンディングを活用したコンサルティングサービスを実施している。

プラットフォームは独自のウェブメディア「NACORD」とし、クラウドファンディングのエンジンとして株式会社マクアケが運営する「Makuake」を利用している。

### 3. 取組経緯

当金庫では以前より、長く続く超低金利政策を背景に、金利など他金融機関との差別化が難しくなってきたことを受け、ソリューションサービスの提供に注力してきた。当金庫ではその一環として、非金融部門の専担セクションであるコミュニケーション開発事業部を 2013 年に設置、同部において新商品・サービスの可能性を模索していたところであった。クラウドファンディングは、新たなソリューションとしての可能性を持つものとして、2014 年より導入の検討を始めたものである。

クラウドファンディングには「購入型」「投資型」「寄付型」等の種類があるが、中でも「購入型」は、予約生産と同じで在庫を抱えるリスクが少なく、設備等の初期コストもかからず商品開発等新しい取り組みにチャレンジすることができる。そこで当金庫ではものづくりに携わる企業に適している「購入型」クラウドファンディング業者の株式会社マクアケとの連携を選択した。

導入当初は専任担当者による草の根的な営業を進めてきたが、具体的な活用事例が幾つか出てきてからは営業店の理解も進み、今では新規案件のほとんどが営業店からのアプローチとなっている。

### 4. 推進体制

コミュニケーション開発事業部には現在 32 名が在籍。うち 2 名がクラウドファンディングの専任担当者である。専任者には、若手の担当者を置いており、若い人から出てくる新しいアイデアを汲み上げ、形にしてきた。

クラウドファンディングは、新規開拓ツールとして、また日頃の営業活動においても活用しており、アポイント設定まで進んだ時点で専任者が説明・ヒアリングに伺う。ヒアリングには時間とノウハウが必要になるため、営業店が通常業務の合間に行うのは難しいところもあるが、顧客の事業内容の理解にも繋がるため、営業店担当者にもなるべく同席させている。また、ヒアリングにおいては専用のヒアリングシートを作成し、確認事項の標準化を図っている。

「Makuake」利用にあたっては、当金庫顧客を株式会社マクアケに紹介する形となる。

### 5. 取組成果・効果

相談件数は年間 200 件、多いときは月 30 件ほど。顧客属性は、既存顧客が 7 割、新規顧客が 3 割

で、クラウドファンディングをきっかけに口座開設するケースもある。

顧客にとっての導入効果は大きく3つで、①資金調達、②プレマーケティング、③プロモーション。中小零細企業は、自分たちの魅力・強みが認識しづらく、取引先との関係から薄利多売になりがちだ。従来のビジネスマッチングでは、販路を拡大できても、薄利多売構造から抜け出すことは難しかった。クラウドファンディングは、企業が自身の強みを把握し、客観的な市場価値を認識するきっかけになるツールとなるのである（プレマーケティング機能）。うまく活用できた企業では、資金調達の成功に加えて、企業のブランド力が向上し、従来から利用していた「Amazon.com」や「楽天市場」での売り上げも倍増している（プロモーション機能）。また、社員が各々プロジェクトを公開して企画を競い合う等、社員教育のツールとしても利用できる。

金融機関からみると、クラウドファンディングという新しいツールは、短期間でプロジェクトの結果が目に見える形で表れるので顧客へのコンサルティングの一つとして推進しやすく、また実行までのヒアリングの中で顧客の事業の本質を中長期的に捉えられる視点を養うことができるという長短のメリットを併せ持っている。加えて、顧客の事業の成長に伴い、資金調達や工場用地取得等の相談に繋がるケースもでてくる。

クラウドファンディングは、事業の内容の理解（事業性評価）、コンサルティング（新しい商品・価値提供）、マーケティングリサーチ（創業支援等）と様々な効果があり、顧客、金融機関、一般消費者が全員メリットを享受できる「三方よし」の施策と考えている。

## 6. 取組における工夫

「Makuake」は月間ページビューが1,000万件に上る影響力の強い媒体。一方で、公開プロジェクト数も月100件超あり、どうしても当金庫の顧客の掲載情報が時間と共に埋もれていく。そのため、独自媒体として「NACORD」を運用している。「NACORD」は、まだ閲覧数は少ないものの、若い一般消費者の利用割合が高い「Makuake」と比べ経営者やバイヤーの利用が多く、ビジネスマッチングの推進に繋がるなど、すみわけができていく。また、各プラットフォームへの掲載情報は、Facebookの当金庫公式アカウントで告知するなど、インターネット上で情報が拡散されるよう工夫している。

また、「NACORD」は全国の8信用金庫と連携し、各地の信用金庫の顧客のプロジェクトを掲載していることで、物理的な距離を超えた、売り手と買い手の交流を図っている。

## 7. 課題・今後の展望

推進上の課題は、一つにはインターネットに慣れていない顧客の多さだ。メールのやり取りや「Makuake」上の商品紹介ページ制作に負担を感じる顧客が依然として多く、フォロー体制も勘案する必要がある。

また、「Makuake」サイトに掲載する際の「見せ方」について、当金庫の担当者が顧客に適切なアドバイスをすることも大事な点である。サイトを通じて「世間はどう見せたら商品やサービスが支持されるのか」、担当者自身が顧客の商品・サービスの「見せ方」の手法について磨きをかけることが求められる。

クラウドファンディングは、地域金融機関の営業担当者にとって、クラウドファンディングをきっかけに顧客の業界や取り扱っている商品を知り、顧客の事業をより深く理解するための切り口にもなり、また金庫内での人材育成の一つのツールにもなる。

当金庫としては、将来的には収集した情報を融資等の分野でも活用していくことを視野に入れており、金庫内でのクラウドファンディングの取り組みが一層進んだことを受け、日々蓄積される詳細な顧客情報の発展的な活用方法について検討していく予定である。

但し、当金庫のゴールはあくまでも地域金融機関として顧客の問題を解決し、金融仲介の質を変えていくことであり、クラウドファンディング事業の拡大ではないことを申し添えたい。

## d. 静岡銀行（インターネットバンキング及び電子記録債権サービスの推進）

### 1. 金融機関概要

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 機 関 名 | 株式会社静岡銀行           |
| 所 在 地 | 静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地 |
| 分 類   | 地方銀行               |
| 拠 点 数 | 205 拠点             |
| 職 員 数 | 2,884 名            |

### 2. インターネットバンキング及びでんさいの導入状況

2013年1月の「でんさいネット」サービス開始と同時に、電子記録債権の取扱を開始。現在約1万社が利用契約を締結している。電子記録債権の基盤となるインターネットバンキング（以下IB）の利用企業は約2万5千社（個人事業主含む）で、順調に増加している。

### 3. 推進体制

営業エリアを静岡県東部、中部、西部、首都圏の4カンパニーに分け、各カンパニーに役員を配置し営業推進をしている。IBの推進にあたっては、静岡県内3カンパニーに2名ずつ専担者を配置し、営業店をサポートしている。また、IBの契約獲得などを営業店の評価項目に加え、重点的に推進してきた。お客様からの問い合わせは、EBセンターやバンダー内に電話窓口を設置して対応するほか、わかりやすい操作マニュアルを作成しHP上で公開している。

電子記録債権については、サービス開始当初に手形の振出が多い企業を抽出し、集中的に推進を行ったことから契約企業数は開始当初1～2年で大きく伸びた。

### 4. 導入成果

中小企業においては、効率化のため自主的に電子記録債権を検討するよりも、支払元の大企業に依頼されて導入するケースが多い。電子記録債権を新規に導入しようとする支払企業が、納入企業に対し受取可否のアンケートを取ると手形受領のままで良いという回答が3～4割であるという状況である。これが新たな導入を困難にしている障壁であり、普及を遅らせている要因となっている。しかし、実際には導入により事務の効率化になるため、金融機関としてメリットを地道に伝え続けることで利用や導入を促している。

地域的には、大企業や中堅企業が多い中部では、「でんさいネット」の利用が進んでいる。西部は製造業の大企業を頂点とした取引構造があり、中小企業も含めてメガバンク独自の電子記録債権システムを利用している場合が比較的多い。

### 5. 課題、今後の展望

電子記録債権の利用促進はIBの利用が前提となるが、セキュリティ面での不安から利用しないと決めている企業や、IBをわざわざ導入するほどでもないと考えている企業が依然として存在する。導入して頂ければ利便性を実感して頂けるはずなので、引き続き普及推進を図っていきたい。電子記録債権については、まだまだ認知度が低いと感じる。商工会や業界団体による啓蒙活動やTVCMなど、拡散力の高い媒体でPR出来れば、企業の意識も変わるのではないか。各金融機関の取組み状況にも温度差があるため、各行の目線を合わせて推進していければと感じている。

## e. 横浜銀行（インターネットバンキング及び電子記録債権サービスの推進）

### 1. 金融機関概要

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 機 関 名 | 株式会社横浜銀行               |
| 所 在 地 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 |
| 分 類   | 地方銀行                   |
| 拠 点 数 | 622 拠点                 |
| 職 員 数 | 4,840 名                |

### 2. でんさいの取組状況

2013年1月の「でんさいネット」サービス開始時から、「〈はまぎん〉電子債権サービス」（以下「電子債権サービス」）として電子記録債権の取扱を開始。

2018年1月末時点で、電子債権サービス利用の基盤となる法人向けインターネットバンキング「〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト」（以下「法人IB」）の利用企業の3分の1が電子債権サービスを契約している（個人事業主を含む）。

### 3. 推進体制

法人IBや電子債権サービスは、ダイレクト営業部の決済ビジネスグループが企画、推進、利用者フォローを担っており、営業ブロック別に推進の専担者を配置しシステムエンジニアとともに営業店の推進サポートを行っている。

また、お客様向けの専用フリーダイヤルを設置し、問い合わせにも対応している。

電子債権サービスの利用を検討中の企業に対しては、横浜銀行だけでなく、でんさいネットやシステムベンダーとも連携して導入支援を行うケースもある。

### 4. 現在の状況

電子債権サービスの契約数は増加基調で推移している。一方で電子債権サービスのアクティブユーザー率は相対的には低い状況となっている。

一定量の手形振出数のある企業数が限定的で、取扱のボリュームゾーンである債務者利用への切替余地が少ない状況もある模様。電子記録債権の取扱高が多い銀行のある中部地方や北陸地方などと比べると、手形自体の取扱量に差異がある可能性もある。

また、東京を中心とする都市部では、メガバンクをメインバンクとする企業も多く、メガバンク独自の電子記録債権システムを採用している企業も多い。

### 5. 課題、今後の展望

中小零細企業等で受取手形の裏書譲渡が行われている場合、債務者利用企業が電子記録債権へのシフトを期待しても、電子記録債権の導入インセンティブが働かず、手形で取引するケースも多い。

電子記録債権の導入により決済方法が増える事は利便性の向上であるはずだが、手形に親しんでいる中小企業からすると、初期コストやランニングコストを負担してまで導入する必要性を感じないこともあるようだ。

全国的には、電子記録債権の認知度はまだ低いと感じる。地方公共団体の債務の支払いを電子記録債権で行うなどの取組みがあれば、企業の見方も変わるのではないかと。

引き続き手形振出や手形取立件数の多い企業をターゲットとして普及推進に取り組んでいく。

現時点で電子記録債権の取扱高が多い建設業、製造業、卸売業の3業種について、当行の電子債権サービスに占めるシェアは半数程度にとどまっており、開拓の余地があると考えている。

(5) 参考資料

企業の多様な資金調達手法に関する実態調査 ご回答票

アンケート調査票は平成29年11月20日(月)までに  
同封の返信用封筒にて、ご返送願います。

■返送先

〒107-8780

(東京都港区)赤坂郵便局 私書箱33号

株式会社帝国データバンク 産業調査部

「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」実施事務局 宛

■アンケートの内容についての照会先

◇調査実施機関:株式会社帝国データバンク 産業調査部

産業調査第1課 担当:田原(たはら)、石川(いしかわ)

電話:03-5775-3161 ※受付時間[平日(月~金) 9:00~18:00]

■調査実施主体



経済産業省 経済産業政策局 産業資金課

ご回答いただく方の情報についてご教示下さい。返信の際に、お名刺を同封頂いても結構です。

- 返信時に名刺を同封
- 下記欄に記入

| ご回答者欄                    |   |       |  |
|--------------------------|---|-------|--|
| 貴行(庫・社)名                 |   | 電話番号  |  |
| 部署名                      |   | ご担当者名 |  |
| e-mail アドレス              |   |       |  |
| 貴行(庫、社)の業態<br>(該当項目1つに○) | ①都市銀行、信託銀行<br>②地方銀行<br>③第二地方銀行<br>④信用金庫・信金中央金庫<br>⑤信用組合<br>⑥政府系金融機関<br>⑦系統金融機関<br>⑧その他の銀行<br>⑨その他 ( ) |       |  |

(注) ご回答内容についてお問い合わせさせて頂く場合がありますので、ご了承下さい。

## 本調査におけるABLの範囲

本調査において、ABLの範囲は以下のとおりとする。

企業が保有する在庫、機械設備等の動産及び売掛債権等の債権を担保とする融資のうち、

- ・国内での融資を対象とする
- ・動産譲渡登記、債権譲渡登記の具備の有無は問わない
- ・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下、「ABL保証」と表記）による保証を受けた融資も対象となる
- ・ただし、SPC、信託経由（貸し手と借り手（顧客）との間の直接の貸出契約に基づかないもの）は対象から除かれる

### 本調査におけるABLで担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

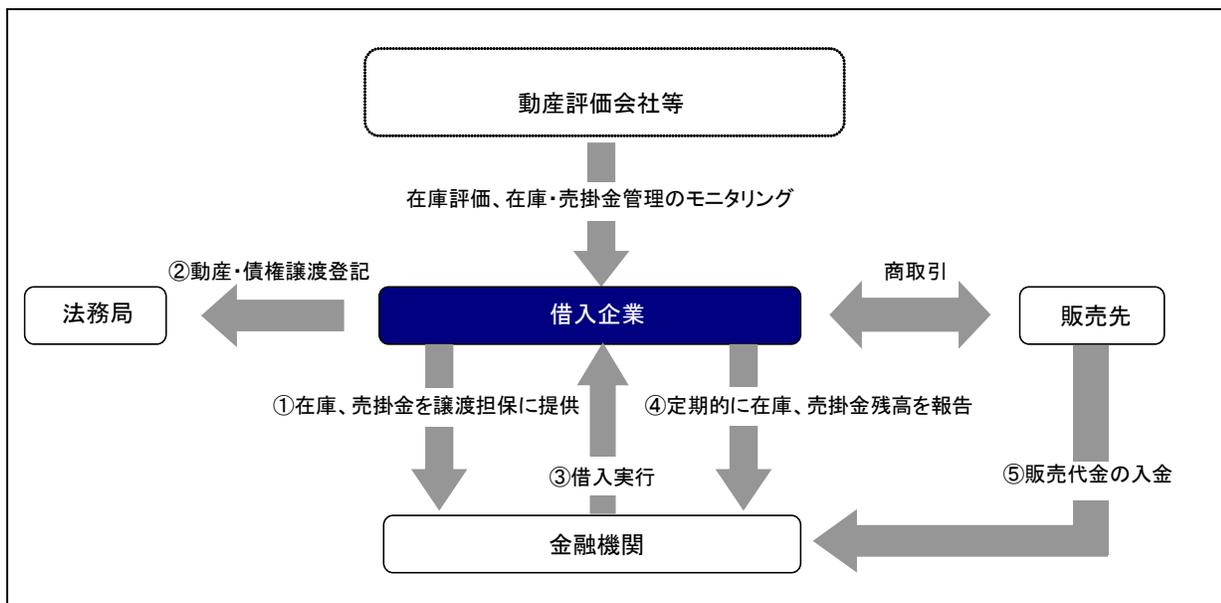
| 資産の部   | 負債・純資産の部                             |
|--|--------------------------------------|
| 流動資産<br>現金・預金<br>受取手形<br><b>売掛金等※1</b><br>有価証券<br><b>原材料</b><br><b>仕掛品</b><br><b>商品・製品</b> | 流動負債<br>買掛金<br>短期借入金<br>未払金<br>未払法人税 |
| 固定資産<br>有形固定資産<br>建物<br><b>設備 ※2</b><br><b>機器（工具・部品）</b><br>土地<br>無形固定資産<br>投資その他の資産       | 固定負債<br>長期借入金                        |
|  | 純資産<br>資本金<br>資本剰余金<br>利益剰余金<br>自己株式 |

※1 「売掛金等」には、売掛金債権のほか、工事請負代金債権、電子記録債権、介護報酬債権、診療報酬請求債権、売電債権等が含まれる。

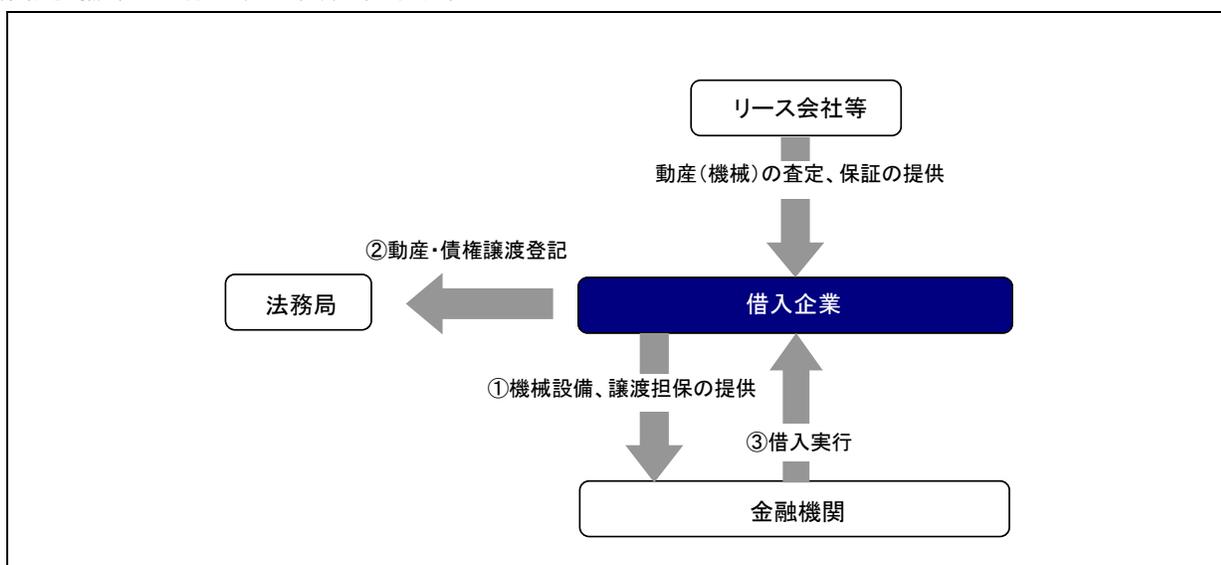
※2 「設備」には、「太陽光発電設備」を含む。

「太陽光発電設備」とは、ソーラーパネル、ソーラーパネル設備、太陽光、太陽光設備、太陽光発電システム、太陽光発電システム一式、太陽光発電システム機器、太陽光発電設備、太陽光発電設備（モジュール他）、太陽光発電設備一式、太陽光発電パネル、太陽光発電パネル等一式、太陽光パネル、メガソーラー発電設備であるものをいう。

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）



<ご回答の際の注意点>

- ・信用保証協会のABL保証による保証を受けた融資やシンジケートローン（他行との協調融資）を含みます。ただし、「プロパー案件」（ABL保証を利用しない案件）や「シンジケートローン」の欄がある場合は、全体の内数として、それらの件数・実行額をご記入下さい。また、シンジケートローンの実行額は、貴行（社・庫）の融資額分（テイク額）をご回答ください。
- ・リース会社等の保証人が担保権者になり、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます。
- ・極度額を設定し、期中に一つの極度枠内で融資を複数回実行した場合は、件数・金額とも実行した総数（総額）をご回答ください。債権残高は実行額の残高をご回答ください。また1件の融資に動産担保と不動産担保を複数設定している場合は、融資全体の数字をご回答してください。

## 1. ABLの融資実績

Q 1. これまでに、ABLの実績はありますか。

[1つを選択]

|   |                    |                                  |
|---|--------------------|----------------------------------|
| 1 | 平成27年度以前から融資実績がある  | →Q 2へお進みください                     |
| 2 | 平成28年度中に初めて融資を実施した | →Q 2へお進みください                     |
| 3 | これまでに融資実績はない       | →「2. ABLの実施方針・体制」(Q 1 2)へお進みください |

### <実績計数>

Q 1で「1. 平成27年度以前から融資実績がある」、「2. 平成28年度中に初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。

Q 2. 平成28年度中に新規に実施したABLの融資件数と融資実行額（極度額ではない）を以下の項目ごとにお答えください。

[融資を実施した項目に件数・実行額を記入]

|             | 平成28年度中のABL全体<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) |     |                             |     |  |     |     |
|-------------|--|-----|-----------------------------|-----|--|-----|-----|
|             |  |     | ABLのうち、<br>プロパー案件 (ABL保証なし) |     | ABLのうち、<br>シンジケートローン<br>(貴行(社・庫)の融資額分) |     |     |
|             | 実行<br>件数                                 | 実行額 | 実行<br>件数                    | 実行額 | 実行<br>件数                               | 実行額 |     |
| A. ABL (合計) | 件  | 百万円 | 件                           | 百万円 | 件                                      | 百万円 |     |
| (内訳)        | B. 棚卸資産のみを担保とした融資                        | 件   | 百万円                         | 件   | 百万円                                    | 件   | 百万円 |
|             | C. 機械設備のみを担保とした融資                        | 件   | 百万円                         | 件   | 百万円                                    | 件   | 百万円 |
|             | D. 債権のみを担保とした融資                          | 件   | 百万円                         | 件   | 百万円                                    | 件   | 百万円 |
|             | E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資                  | 件   | 百万円                         | 件   | 百万円                                    | 件   | 百万円 |
|             | F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資                    | 件   | 百万円                         | 件   | 百万円                                    | 件   | 百万円 |
|             | G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資                    | 件   | 百万円                         | 件   | 百万円                                    | 件   | 百万円 |
|             | H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資              | 件   | 百万円                         | 件   | 百万円                                    | 件   | 百万円 |

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 3. 平成29年3月末時点のABLの融資残高を以下の項目ごとにお答えください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

|            |                             | 平成29年3月末時点                          |                            |  |
|------------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--|
|            |                             | ABLの融資残高<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) | ABLのうち、プロパー案件<br>(ABL保証なし) | ABLのうち、<br>シンジケートローン（貴行<br>(社・庫)の融資額分) |
| A. ABL（合計） |                             | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
| (内訳)       | B. 棚卸資産のみを担保とした融資           | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | C. 機械設備のみを担保とした融資           | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | D. 債権のみを担保とした融資             | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資     | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資       | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資       | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資 | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 4. 平成28年度中に実施したABLについて、下記の対象業種（次ページ参照）ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

| 業種 |       | 平成28年度中のABL全体<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) |
|----|-------|--|
| 1  | 建設業   | 件  |
| 2  | 製造業   | 件  |
| 3  | 情報通信業 | 件  |
| 4  | 運輸業   | 件  |
| 5  | 卸売業   | 件  |
| 6  | 小売業   | 件  |
| 7  | サービス業 | 件  |
| 8  | 農業・林業 | 件  |
| 9  | 漁業    | 件  |
| 10 | 医療業   | 件  |
| 11 | 福祉業   | 件  |
| 12 | 不動産業  | 件  |
| 13 | 物品賃貸業 | 件  |
| 14 | その他   | 件  |

(注) 対象業種は次頁のとおり日本標準産業分類に対応する。

| 本調査の業種分類 | 日本標準産業分類  |                   |
|----------|---|-------------------|
|          | 大分類   | 中分類               |
| 建設業      | 建設業   |                   |
| 製造業      | 製造業   |                   |
| 情報通信業    | 情報通信業   |                   |
| 運輸業      | 運輸業/郵便業   |                   |
| 卸売業      | 卸売業/小売業   | 各種の卸売業            |
| 小売業      | 卸売業/小売業   | 各種の小売業            |
| サービス業    | 学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業 |                   |
| 農業・林業    | 農業/林業   |                   |
| 漁業       | 漁業  |                   |
| 医療業      | 医療/福祉   | 医療業、保健衛生          |
| 福祉業      | 医療/福祉   | 社会保険・社会福祉・介護事業    |
| 不動産業     | 不動産業/物品賃貸業  | 不動産取引業、不動産賃貸業・管理業 |
| 物品賃貸業    | 不動産業/物品賃貸業  | 物品賃貸業             |
| その他      | 鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務（他に分類されるものを除く）、金融業/保険業、分類不能の産業                    |                   |

Q 5. 平成28年度中に実施したABLについて、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

[企業区分ごとに件数を記入]

| 企業区分 |                         | 平成28年度中のABL全体<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) |
|------|-------------------------|--|
| 1    | 法定中小企業（注）               | 件  |
| 2    | 中堅企業（1.および3.に当てはまらないもの） | 件  |
| 3    | 大企業（資本金10億円以上）          | 件  |

（注）法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件、または（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 6. 平成28年度中に実施したABLについて、対象の種類ごとの融資件数と融資実行額、代表的な担保目的物をお答えください（1つの案件について複数の項目が重複する場合は、それぞれの項目に回答して下さい。）

[融資対象の種類ごとに件数・実行額および代表的な品名を記入]

|        |     | 担保の種類      |                        | 件数  | 実行額 | 代表的な担保目的物 |
|--------|-----|------------|------------------------|-----|-----|-----------|
| 動<br>産 | 設備  | 1          | 工作機械、建設機械              | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 2          | 業務用車両                  | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 3          | 太陽光発電設備                | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 4          | その他設備                  | 件   | 百万円 |           |
|        | 機器  | 5          | 厨房機器                   | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 6          | 医療機器                   | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 7          | OA機器、什器等               | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 8          | その他の機器                 | 件   | 百万円 |           |
|        | 原材料 | 9          | 鉄、非鉄、貴金属               | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 10         | 天然素材<br>(羊毛、繭、羽毛等)     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 11         | 家畜(肉用牛、豚等)             | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 12         | 家畜(生産用)                | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 13         | 冷凍水産物(マグロ、<br>エビ等)     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 14         | その他の原材料                | 件   | 百万円 |           |
|        | 仕掛品 | 15         | —                      | 件   | 百万円 |           |
|        | 製品  | 16         | 衣料品                    | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 17         | ブランド品(時計、バ<br>ック、化粧品等) | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 18         | 酒類(清酒、ワイン等)            | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 19         | 食品(冷凍食品、加工<br>食品等)     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 20         | 家電                     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 21         | D I Y用品                | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 22         | 自動車                    | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 23         | その他の製品                 | 件   | 百万円 |           |
| 債<br>権 |     | 24         | 売掛債権                   | 件   | 百万円 |           |
|        | 25  | 売電債権       | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 26  | 介護報酬債権     | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 27  | 診療報酬請求債権   | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 28  | 工事請負代金債権   | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 29  | 電子記録債権     | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 30  | リース債権/割賦債権 | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 31  | その他の債権     | 件                      | 百万円 |     |           |

Q 7. 平成28年度中に実施したABLについて、対象とした担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額を動産、債権それぞれお答えください。

Q 7-1. 動産担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

| 担保の特定方式 |        | 件数 | 実行額 |
|---------|--------|----|-----|
| 1       | 特定動産   | 件  | 百万円 |
| 2       | 流動集合動産 | 件  | 百万円 |

Q 7-2. 債権担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

| 担保の特定方式 |      | 件数 | 実行額 |
|---------|------|----|-----|
| 1       | 特定債権 | 件  | 百万円 |
| 2       | 集合債権 | 件  | 百万円 |

Q 8. 平成28年度中に実施したABLの融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

| 融資期間 |           | 件数 | 実行額 |
|------|-----------|----|-----|
| 1    | 1年未満      | 件  | 百万円 |
| 2    | 1年以上5年未満  | 件  | 百万円 |
| 3    | 5年以上10年未満 | 件  | 百万円 |
| 4    | 10年以上     | 件  | 百万円 |

#### <融資先の傾向>

Q 9. これまでABLを実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をお答えください。

金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてお答えください。

その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてお答えください。

[1つを選択]

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 | 債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い   |
| 2 | 債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業が多い  |
| 3 | 債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業が多い |
| 4 | その他 ( )                   |

Q 10. これまでABLを実施した全ての案件を対象とした場合、ABL実施時点における取引先企業の借入状況について、以下から該当するものをお答えください。

[1つを選択]

|   |  |
|---|--|
| 1 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多い |
| 2 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分にあった事例の方が多い |
| 3 | 事例数としてはほぼ同数程度                              |

Q 1 1. これまでにABLを実施した主な取引先企業のイメージをお答えください。

[複数回答]

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 創業期にある企業（設立後間もなく、事業が軌道に乗る前段階）         |
| 2 | 発展期にある企業（売上高が拡大し、設備投資のニーズが高まる段階）      |
| 3 | 成熟期にある企業（売上高が安定し、設備・資産・資金が充実している段階）   |
| 4 | 衰退期にある企業（業績が悪化し、コスト削減や遊休資産の売却を迫られる段階） |
| 5 | 再生期にある企業（事業再編や事業買収、資産整理などを検討する段階）     |

## 2. ABLの実施方針・体制

以下の設問については、融資実績の有無に関わらず、皆様お答えください。（Q 1 7まで）

### <目標設定・経営管理>

Q 1 2. 貴行（庫、社）の経営管理・業績評価において重視している項目は何でしょうか。

[最も重視されている項目に◎、次いで○、△の順位でご記入いただき、考慮していない項目については×をご記入下さい（同順位の場合には、同じ記号をご記入頂いて差し支えございません。）。

また、各項目に関し、貴行（庫、社）の代表的な管理指標をご記入下さい。]

| 管理項目                                    | 重視の程度 | 代表的な管理指標<br>(例：中期経営計画策定に際し重視する項目) |
|---|-------|-----------------------------------|
| A. 貸出・預金残高項目<br>(例：前年比貸出残高増加額)          |       |                                   |
| B. 資金利益項目<br>(例：貸出利鞘、預金・貸出金利回り)         |       |                                   |
| C. 非資金利益項目<br>(例：外為収益、手数料収益、有価証券運用益)    |       |                                   |
| D. 経費項目<br>(例：経费率・経費削減額、不良債権発生状況)       |       |                                   |
| E. 取引先実態把握・支援項目<br>(例：経営改善支援、事業性評価取組状況) |       |                                   |
| F. その他(自由記載)<br>(例：取引先件数、地域内シェア)        |       |                                   |

Q 1 3. ABLの実施方針についてお答えください。

融資実績がない場合は今後取り組む場合を想定してご回答下さい。

[1つを選択]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 対象動産・債権が一般担保となる場合に取り組む                                    |
| 2 | 一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う                      |
| 3 | 担保設定はするが対抗要件具備は原則行わず、コベナントの設定により対応する                      |
| 4 | 担保設定はするが対抗要件具備、コベナントの設定は原則行わず、在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する |

Q 1 4. 今後のABLの実施方針についてお答えください。

[1つを選択]

・ABLの実績がある方はこちらからご選択下さい。

|   |                    |                 |
|---|--------------------|-----------------|
| 1 | 動産・債権ABLの取り組みを強化する | →Q 1 5 へお進みください |
| 2 | 動産ABLのみ取り組みを強化する   | →Q 1 5 へお進みください |
| 3 | 債権ABLのみ取り組みを強化する   | →Q 1 5 へお進みください |
| 4 | 現状を維持する            | →Q 1 5 へお進みください |
| 5 | 動産・債権ABLの取り組みを縮小する | →Q 1 6 へお進みください |
| 6 | 動産ABLのみ取り組みは縮小する   | →Q 1 6 へお進みください |
| 7 | 債権ABLのみ取り組みは縮小する   | →Q 1 6 へお進みください |

・ABLの実績がない方はこちらからご選択下さい。

|    |                    |                 |
|----|--------------------|-----------------|
| 8  | 動産・債権ABLに取り組む予定である | →Q 1 5 へお進みください |
| 9  | 動産ABLのみ取り組む予定である   | →Q 1 5 へお進みください |
| 10 | 債権ABLのみ取り組む予定である   | →Q 1 5 へお進みください |
| 11 | ABLの取り組みを予定していない   | →Q 1 6 へお進みください |

Q 1 5. Q 1 4で選択肢1～4、8～10に回答した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

|    |                           |
|----|---------------------------|
| 1  | 取引先の取引状況をモニタリングできるから      |
| 2  | 信用力の低い取引先への取引拡充ができるから     |
| 3  | 融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから |
| 4  | 担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから  |
| 5  | 保全により損失を軽減できるから           |
| 6  | 取引先を囲い込むことができるから          |
| 7  | 取引先のニーズにあった融資スキームだから      |
| 8  | 取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから |
| 9  | ABL市場が拡大しているから            |
| 10 | 地域の産業・企業育成の観点で有用な手段だから    |
| 11 | その他 ( )                   |

Q 1 7 へお進みください

Q16. Q14で選択肢5～7、11に回答した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

|    |                                |
|----|--------------------------------|
| 1  | ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから |
| 2  | 取引先が実施したことがないから                |
| 3  | 評価の為にコストがかかりすぎるから              |
| 4  | 客観的・合理的な評価を得ることが困難だから          |
| 5  | 譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから           |
| 6  | 登記や契約の手続きが面倒だから                |
| 7  | 担保物件のモニタリングに手間がかかるから           |
| 8  | 社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから       |
| 9  | ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから        |
| 10 | 取引先のガバナンス能力が不安だから              |
| 11 | 担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから   |
| 12 | 処分ルートが確保できないから                 |
| 13 | 担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから          |
| 14 | 担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから      |
| 15 | ABLについて参考となる情報が少ないから           |
| 16 | ABL市場が小さいから                    |
| 17 | 社内規定上取り組みが困難であるから              |
| 18 | その他 ( )                        |

<推進体制等>

Q17. 貴行（庫、社）のABLの評価、管理・モニタリング、換価処分の実施体制についてお答えください。

[動産・債権のそれぞれについて、下記【選択肢】表内の選択肢の番号を記入した上、具体的な委託内容を記述]

|               | 選択肢 | 動産（委託内容） | 選択肢 | 債権（委託内容） |
|---------------|-----|----------|-----|----------|
| 評価            |     |          |     |          |
| 管理・<br>モニタリング |     |          |     |          |
| 換価・処分         |     |          |     |          |

【選択肢】

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 貴行（庫、社）内で、実施できる仕組みを構築している         |
| 2 | 貴行（庫、社）が主体的に実施しているが、一部外部機関に委託している |
| 3 | 貴行（庫、社）は主体的に実施せず、全て外部機関に委託している    |
| 4 | その他                               |

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q29以降）へお進みください。

これまでABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q18以降）へお進みください。

### 3. ABLの推進に向けた取り組み

Q1で選択肢「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。

#### <推進における課題>

Q18. 貴行（庫、社）ではABL案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数回答]

|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 1  | 物件の担保としての適性について判断ができないこと        |
| 2  | 売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できないこと  |
| 3  | ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと          |
| 4  | ABLに対する企業の認知度が低いこと              |
| 5  | 取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと |
| 6  | 単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと          |
| 7  | ABLを推進する体制を構築できていないこと           |
| 8  | ABL実施の手続き方法が貴行（庫、社）内で定まっていないこと  |
| 9  | 支店の担当者が理解できないこと                 |
| 10 | その他（ ）                          |
| 11 | 特になし                            |

Q19. 担保価値評価時の課題についてお答えください。

[複数回答]

|   |  |
|---|--|
| 1 | 業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと             |
| 2 | 貴行（庫、社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと     |
| 3 | 外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること   |
| 4 | 外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎる                 |
| 5 | 外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと |
| 6 | 外部評価会社の評価費用が高いこと                         |
| 7 | 外部評価会社の評価額と実際の処分価額との間に大きな乖離が生じること        |
| 8 | その他（ ）                                   |
| 9 | 特になし                                     |

Q 2 0. 担保設定時の課題についてお答えください。

[複数回答]

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 1  | 債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと      |
| 2  | 債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと           |
| 3  | 後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること                 |
| 4  | 譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること     |
| 5  | 動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと    |
| 6  | 対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと |
| 7  | 実態に即して登記事項を変更すること（変更登記等）ができないこと       |
| 8  | 譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること   |
| 9  | 譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること             |
| 10 | その他（ ）                                |
| 11 | 特になし                                  |

Q 2 1. ABLによる動産・債権担保を「一般担保として取り扱う」と判断するための要件として、貴行（庫、社）の現状をふまえて充足するのが困難な課題をお答えください。

[複数回答] ※1～5は動産担保、6～9は債権担保に関する課題

|    |  |
|----|--|
| 1  | 動産の対抗要件を適切に具備すること                        |
| 2  | 動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること               |
| 3  | 客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること   |
| 4  | 動産につき適切な換価手段を確保すること                      |
| 5  | 動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと        |
| 6  | 債権の対抗要件を適切に具備すること                        |
| 7  | 債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること |
| 8  | 債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること    |
| 9  | 債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること                     |
| 10 | その他（ ）                                   |
| 11 | 特になし                                     |

Q 2 2. 平成29年5月に成立した改正民法では、中小企業の資金調達の円滑化等の観点から、譲渡制限特約付き債権の譲渡を原則として有効としました。民法改正を踏まえての、譲渡制限特約付き債権を担保としたABLの取組み方針について、お答えください。

[1つを選択]

|   |  |
|---|--|
| 1 | 現在、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っており、方針は民法改正後も変わらない    |
| 2 | 現在、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後は、行うよう方針を変更 |
| 3 | 現在、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後も方針は変わらない   |
| 4 | 現在、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後の対応は未定      |

Q 2 3. Q 2 2 で 3、4 を選択した方へお尋ねします。そのような方針をとる理由についてお答えください。

[複数回答]

|   |  |
|---|--|
| 1 | 譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行うことで、当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから |
| 2 | 契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから                         |
| 3 | 譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから                         |
| 4 | 譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから                                   |
| 5 | その他 ( )  |

Q 2 4. ABL の管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

[複数回答]

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 1  | 業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと     |
| 2  | 貴行（庫、社）の体制・ノウハウが確立されていないこと       |
| 3  | 管理業務に時間・手間がかかりすぎる                |
| 4  | 貴行（庫、社）の担保資産の管理システムの改修が必要であること   |
| 5  | モニタリングの業務負荷が大きいこと                |
| 6  | 外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと         |
| 7  | 外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと            |
| 8  | 外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと |
| 9  | その他 ( )                          |
| 10 | 特になし                             |

Q 2 5. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

|    |  |
|----|--|
| 1  | 取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること           |
| 2  | 取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること |
| 3  | 処分業務のプロセスが確立されていないこと                   |
| 4  | 適切な処分業者を見つけるのが困難であること                  |
| 5  | 処分に時間を要すること                            |
| 6  | 処分価額が評価額に比べて低すぎる                       |
| 7  | 処分に要するコストが大きいこと                        |
| 8  | 優越的地位の乱用などで貴行（庫、社）の評判が悪化しかねないこと        |
| 9  | 換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること  |
| 10 | シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと  |
| 11 | その他 ( )                                |
| 12 | 特になし                                   |

## <効果>

Q 2 6. ABLに取り組んだ結果、どのようなメリットがありましたか。

[複数回答]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 顧客の経営状態（リスク）が把握し易くなった                                     |
| 2 | 顧客の業務プロセス（在庫管理など）が改善される等、信用力が向上した                         |
| 3 | 与信額が増加した  |
| 4 | 従来の審査では与信が難しい企業に融資できた                                     |
| 5 | 回収額が増加した  |
| 6 | ABLの取り組みが経営者保証の見直しにつながり、「経営者保証に関するガイドライン」（注）の趣旨に沿った対応が行えた |
| 7 | その他（ ）  |
| 8 | 特になし  |

(注) 中小企業庁 経営者保証に関するガイドライン <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>

## <電子記録債権の活用>

Q 2 7. 電子記録債権を担保とする融資の課題についてお答えください。

[複数回答]

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1 | 社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと |
| 2 | 社内の体制、ノウハウが確立されていないこと       |
| 3 | 将来債権の譲渡ができないこと              |
| 4 | 電子記録債権を利用する企業数が少ないこと        |
| 5 | その他（ ）                      |
| 6 | 特になし                        |

Q 2 8. Q 2 7で4を選択した方へお尋ねします。今後電子記録債権を普及させるための課題についてお答えください。

[複数回答]

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 1 | インターネットバンキングの利用推進        |
| 2 | 利用方法や利便性の十分な告知           |
| 3 | 対象企業への導入支援               |
| 4 | 相手先企業からの承諾手続き支援          |
| 5 | 社員の利用方法や導入支援に関する知識強化     |
| 6 | 個々の電子記録債権機関の利便性向上        |
| 7 | 電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること |
| 8 | 公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用   |
| 9 | その他（ ）                   |

## 4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について

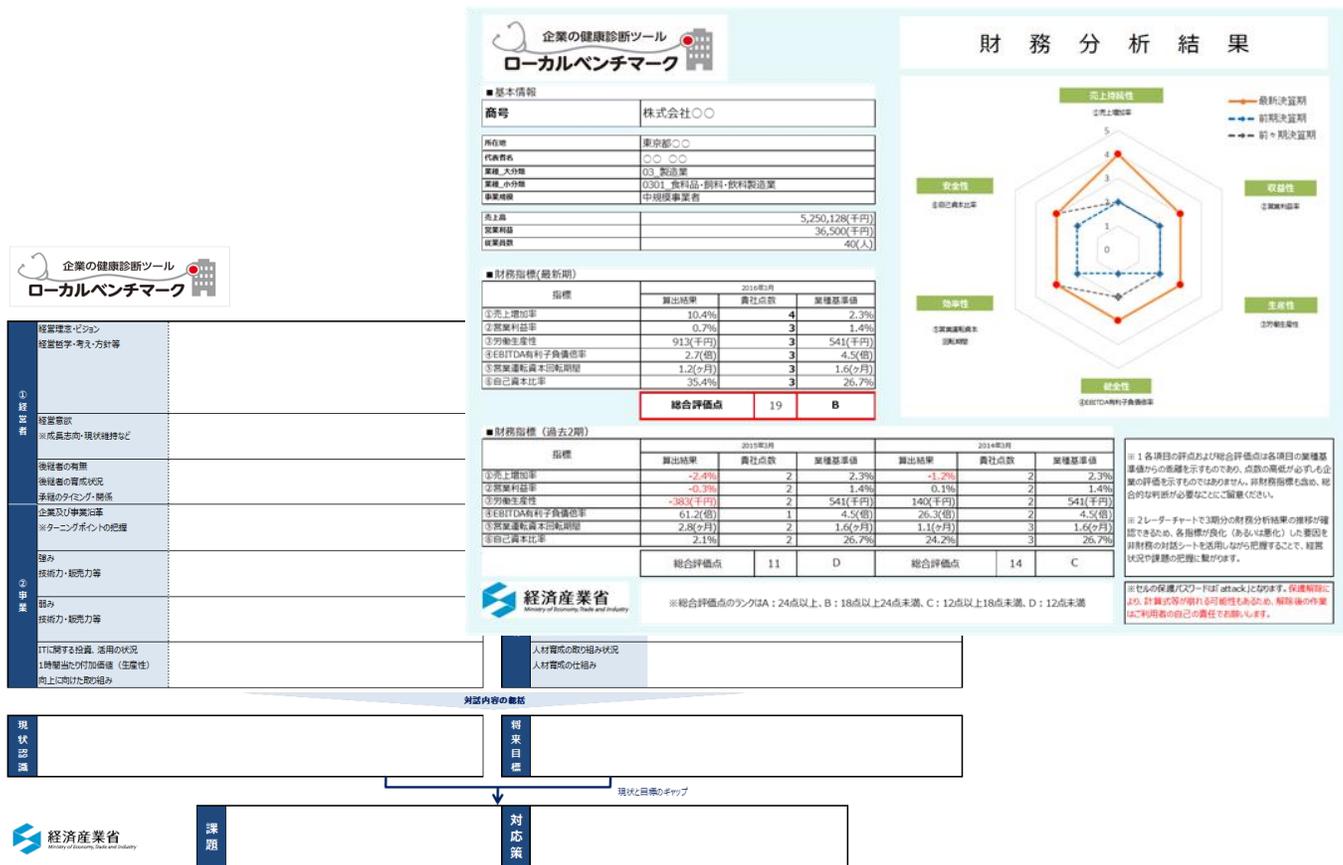
### <ローカルベンチマークとは？>

2016年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

- (※1) 6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）

- (※2) 4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

Q 2 9. 「ローカルベンチマーク」の認知度についてお答えください。

[1つを選択]

|   |                          |  |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 内容をよく知っている               | → Q 3 0へお進みください                                  |
| 2 | 聞いたことがある                 | → Q 3 0へお進みください                                  |
| 3 | 「ローカルベンチマーク」という言葉自体初めて聞く | → 「5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用」（Q 3 5）へお進みください。 |

Q30. Q29で1、2を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[1つを選択]

|   |                   |              |
|---|-------------------|--------------|
| 1 | 活用している            | →Q31へお進みください |
| 2 | 活用を検討している         | →Q31へお進みください |
| 3 | 活用しない(活用を予定していない) | →Q33へお進みください |

Q31. Q30で1、2を選択した方へお尋ねします。具体的にどのような目的で活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 企業との対話のツールとして活用している（あるいは活用を検討している）        |
| 2 | 事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）          |
| 3 | 企業の評価ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）          |
| 4 | 融資や投資判断の稟議書の添付資料として活用している（あるいは活用を検討している）  |
| 5 | 職員の教育ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）          |
| 6 | 訪問管理ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）           |
| 7 | 企業への各種施策等の情報提供の一つとして活用している（あるいは活用を検討している） |
| 8 | その他（ ）                                    |

Q32. Q30で1、2を選択した方へお尋ねします。Q31で回答した目的において、どのような形でローカルベンチマークを活用していますか（活用を検討していますか）。

[複数回答]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 貴行（庫、社）が持っている既存のツールを組み合わせて独自ツールを開発し活用（を検討）している                  |
| 2 | 貴行（庫、社）ではQ31で回答した目的のツールを持っていないので、ローカルベンチマークをカスタマイズして活用（を検討）している |
| 3 | 貴行（庫、社）ではローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している                             |
| 4 | その他（ ）  |

Q33. Q30で3を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用しない（活用を予定していない）理由をお答えください。

[複数回答]

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 1 | ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため    |
| 2 | 貴行（庫、社）が持っている既存のツールを活用すれば問題ないため  |
| 3 | 活用（試用）したが、うまく業務に落とし込むことができなかったため |
| 4 | 企業の定性面をどのように評価すればよいか良く分からないため    |
| 5 | 他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため   |
| 6 | どのように活用すればよいか分からないため             |
| 7 | そもそもローカルベンチマークについて理解が進んでいないため    |
| 8 | その他（ ）                           |

Q34. Q30で1を選択した方へお尋ねします。ローカルベンチマークを活用した結果、どのような効果がみられましたか。

[複数回答]

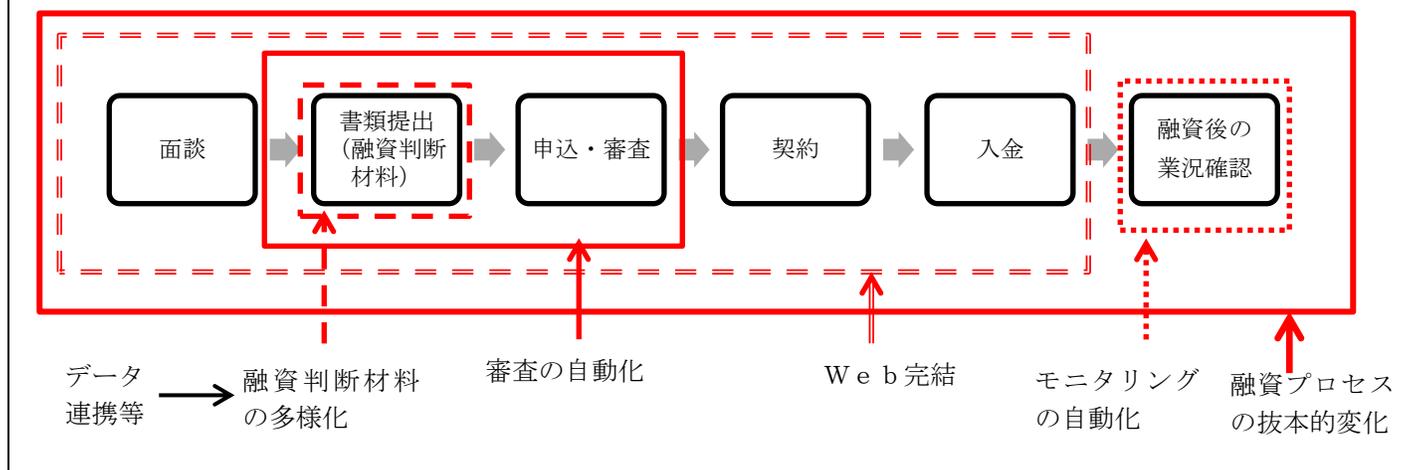
|    |  |
|----|--|
| 1  | 顧客企業の事業計画の作成に繋がった                          |
| 2  | 顧客企業の補助金申請に繋がった                            |
| 3  | 与信額が増加した                                   |
| 4  | 顧客企業の信用格付けを決定する際の点数アップに繋がった（信用格付けのランクアップ等） |
| 5  | 顧客企業の売上向上に繋がった                             |
| 6  | 顧客企業のビジネスマッチングに繋がった                        |
| 7  | 顧客企業の生産性向上に繋がった                            |
| 8  | 顧客企業における新規事業の開拓や事業構造の見直しに繋がった              |
| 9  | 顧客企業の円滑な事業承継に繋がった                          |
| 10 | その他（ ）                                     |
| 11 | 特になし                                       |

## 5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお尋ねします。

### 法人融資プロセスにおけるFinTech（フィンテック）の活用 概念整理

本調査における「法人融資プロセスにおけるFinTechの活用」のイメージは以下の通りです。



Q35. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお答えください。

[1つを選択]

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 | 既に取り組んでいる（本格実施）           |
| 2 | 既に取り組んでいる（実証実験段階）         |
| 3 | 検討したことがあるが、今のところ取り組む予定はない |
| 4 | 検討している                    |
| 5 | 検討したことがないが、今後検討したい        |
| 6 | 検討したことがなく、今後も検討したいと思わない   |

Q36. Q35で1～5を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果についてお答えください。（上位3つまで）

[複数回答・3つまで]

|    |                       |
|----|-----------------------|
| 1  | 融資判断の精緻化              |
| 2  | 融資に至る時間の短縮            |
| 3  | 融資後の業況確認の精緻化          |
| 4  | 融資後の業況確認の効率化          |
| 5  | 新規先との融資取引の開始          |
| 6  | 既存融資先との融資取引の拡大        |
| 7  | 担保や協会保証による融資が困難な先への対応 |
| 8  | 事業性評価への活用             |
| 9  | 貸出金利回りの改善             |
| 10 | 役務収益の増加               |
| 11 | その他（具体的に： _____）      |

Q37. Q35で1～4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）を活用して得られる様々なデータについて、融資・審査への活用（検討）状況をお答えください。

[あてはまるものに丸]

|                        |                       | 1               | 2               | 3                          | 4                  | 5                       | 6                   | 7                      | 8                | 9     | 10          |
|------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|--------------------|-------------------------|---------------------|------------------------|------------------|-------|-------------|
| ※活用について検討段階のものも選択ください。 |                       | 貴行（庫、社）の口座取引データ | 貴行（庫、社）の為替取引データ | 貴行（庫、社）発行の法人クレジットカードの取引データ | クラウド会計データ（サービスマ名…） | 他事業者（の法人クレジットカードの取引データ） | ECサイト等（での受発注・売上データ） | 属性データ<br>格付会社、調査会社等による | SNSのデータ（企業・代表者等） | その他（） | ひとつも活用していない |
| ア                      | データの自動取得              | 1               | 2               | 3                          | 4                  | 5                       | 6                   | 7                      | 8                | 9     | 10          |
| イ                      | 融資判断への活用              | 1               | 2               | 3                          | 4                  | 5                       | 6                   | 7                      | 8                | 9     | 10          |
| ウ                      | 審査の自動化、時間短縮           | 1               | 2               | 3                          | 4                  | 5                       | 6                   | 7                      | 8                | 9     | 10          |
| エ                      | 融資後の業況確認への活用          | 1               | 2               | 3                          | 4                  | 5                       | 6                   | 7                      | 8                | 9     | 10          |
| オ                      | 新商品の開発<br>（具体例は下欄に記入） | 1               | 2               | 3                          | 4                  | 5                       | 6                   | 7                      | 8                | 9     | 10          |
| カ                      | その他<br>（具体例は下欄に記入）    | 1               | 2               | 3                          | 4                  | 5                       | 6                   | 7                      | 8                | 9     | 10          |

オ：新商品の開発（具体的に： \_\_\_\_\_）  
 カ：その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

Q38. Q35で1～4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用についての課題についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 1  | 企業のEDIへの取組が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない   |
| 2  | 企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない |
| 3  | 1、2以外の理由で、得られるデータの量が十分でない<br>(具体的に： ) |
| 4  | 企業から紙ベースでの提出書類が残っている                  |
| 5  | 分析のためのデータ整備のノウハウが不足している               |
| 6  | 得られるデータの範囲が十分でない（倒産確率との相関がとれないなど）     |
| 7  | 得られるデータの正確性に不安がある                     |
| 8  | 得られるデータのスコアリングモデルへの反映が困難である           |
| 9  | 十分なセキュリティの対策が難しい（認証等）                 |
| 10 | 債権回収に関して不安がある                         |
| 11 | 貴行（庫、社）の体制が確立されていない                   |
| 12 | スキルを持った人材が不足している                      |
| 13 | 費用対効果が見込めない                           |
| 14 | 規制面でのネックがある（具体的に： )                   |
| 15 | その他（具体的に： )                           |

Q39. Q35で5、6を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討していない理由についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 1  | FinTech（フィンテック）についてよく知らない、何ができるかわからない |
| 2  | システム会社やFinTech企業等からの引き合いがない           |
| 3  | 前例がない                                 |
| 4  | 顧客のニーズを感じられない                         |
| 5  | 顧客から必要なデータを得られない（クラウド会計の導入が進んでいないなど）  |
| 6  | 他の金融機関で取り組んでいない                       |
| 7  | 業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない             |
| 8  | 顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される             |
| 9  | 内部の理解・承認が得にくい                         |
| 10 | 信用リスク面での不安を感じる（スコアリングモデルへの反映が困難であるなど） |
| 11 | 債権回収に関して不安がある                         |
| 12 | セキュリティの面で不安がある                        |
| 13 | 採算がとれない                               |
| 14 | システム対応において費用がかかり過ぎる                   |
| 15 | 事務面で時間、手間がかかりすぎる                      |
| 16 | 貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる                 |
| 17 | 規制面でのネックがある（具体的に： )                   |
| 18 | その他（具体的に： )                           |

## 6. クラウドファンディングの取組み

「クラウドファンディング」の取組みについてお尋ねします。

(本調査において、「クラウドファンディング」とは、インターネット経由で広く資金を調達することを差し、貸付型のソーシャルレンディングを含みます。)

Q40. クラウドファンディングの取組みについてお答えください。貴行(庫、社)でクラウドファンディングのプラットフォームを開発・運営している場合だけでなく、インターネット事業者等が開発・運営するプラットフォームと連携している場合も「取り組んでいる」としてお答えください。

[1つを選択]

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 | 既に取り組んでいる                 |
| 2 | 検討したことがあるが、今のところ取り組む予定はない |
| 3 | 検討している                    |
| 4 | 検討したことがないが、今後検討したい        |
| 5 | 検討したことがなく、今後も検討したいと思わない   |

Q41. Q40で1～3を選択した方へお尋ねします。クラウドファンディングについて、どのような体制で取り組まれていますか。

[あてはまるものに丸]

|                     | A: 実施状況                               | B: 他の事業者との連携                              | C: プラットフォーム<br>(システム)                                    | D: プロジェクト<br>選定<br>[複数回答]      | E: プロジェクト<br>募集<br>[複数回答]      | F: その他<br>実施体制で特<br>徴的なものが<br>あれば記載 |
|---------------------|---------------------------------------|---|--|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 寄付型                 | 1. 本格運用<br>2. 実証実験<br>3. 検討<br>4. その他 | 1. 貴行(庫、社)で<br>完結<br>2. 連携している<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)で<br>開発<br>2. Bで回答した企業<br>3. その他の企業<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 |                                     |
| 購入型                 | 1. 本格運用<br>2. 実証実験<br>3. 検討<br>4. その他 | 1. 貴行(庫、社)で<br>完結<br>2. 連携している<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)で<br>開発<br>2. Bで回答した企業<br>3. その他の企業<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 |                                     |
| 投資型                 | 1. 本格運用<br>2. 実証実験<br>3. 検討<br>4. その他 | 1. 貴行(庫、社)で<br>完結<br>2. 連携している<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)で<br>開発<br>2. Bで回答した企業<br>3. その他の企業<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 |                                     |
| 貸付型                 | 1. 本格運用<br>2. 実証実験<br>3. 検討<br>4. その他 | 1. 貴行(庫、社)で<br>完結<br>2. 連携している<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)で<br>開発<br>2. Bで回答した企業<br>3. その他の企業<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 |                                     |
| その他<br>(具体的に<br>: ) | 1. 本格運用<br>2. 実証実験<br>3. 検討<br>4. その他 | 1. 貴行(庫、社)で<br>完結<br>2. 連携している<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)で<br>開発<br>2. Bで回答した企業<br>3. その他の企業<br>(企業名: ) | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 | 1. 貴行(庫、社)<br>2. 連携先<br>3. その他 |                                     |



Q44. Q40で4、5を選択した方へお尋ねします。貴行（庫、社）がクラウドファンディングを検討していない理由についてお答えください。（上位3つまで）

[複数回答・3つまで]

|    |                           |
|----|---------------------------|
| 1  | 顧客のニーズを感じられない             |
| 2  | 前例がない                     |
| 3  | 他の金融機関で取り組んでいない           |
| 4  | 業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない |
| 5  | 内部の理解・承認が得にくい             |
| 6  | 事務面で時間、手間がかかりすぎる          |
| 7  | 貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる     |
| 8  | 規制面でのネックがある（具体的に： _____）  |
| 9  | クラウドファンディングについてよく知らない     |
| 10 | 検討するきっかけ（引き合い等）がない        |
| 11 | その他（具体的に： _____）          |

## 7. インターネットバンキングの普及・推進状況

貴行（庫、社）におけるインターネットバンキングの普及・推進状況について伺います。

Q45. 貴行（庫、社）の法人顧客（個人事業主含む）におけるインターネットバンキング（ファームバンキング（FB）除く）の利用状況についてお答えください。FBを除いた算出が難しい場合は、FBを含んだ利用状況をお答えください。

|   |     |   |     |
|---|-----|---|-----|
| 法人顧客における<br>インターネットバンキング契約率<br>（FB除く）①/③  | (%) | 法人顧客における<br>インターネットバンキング契約率<br>（FB含む）②/③  | (%) |
| インターネットバンキング<br>契約顧客数（個人事業主含む）<br>（FB除く）① | (社) | インターネットバンキング<br>契約顧客数（個人事業主含む）<br>（FB含む）② | (社) |
| 法人顧客数<br>（休眠口座除く、個人事業主含む）③                |     | (社)                                       |     |

(注1) 本調査での定義は以下の通りです。

- ・エレクトロニックバンキング（EB）……金融機関と顧客を接続するデータ通信サービス。利用回線によって「ファームバンキング」と「インターネットバンキング」に区別される。
- ・インターネットバンキング（IB）……インターネット回線を利用したデータ通信サービス。
- ・ファームバンキング（FB）……インターネット以外の回線（電話回線等）を利用したデータ通信サービス。

(注2) インターネットバンキング契約率=インターネットバンキング契約顧客数/法人顧客数（休眠口座除く、個人事業主含む）

